

稲美町地域防災計画

令和6年3月修正

稲美町防災会議
稲美町

目 次

第 1 部 総則	1
第 1 章 計画の趣旨	1
第 1 節 計画の目的	1
1. 計画の基本的な考え方	1
第 2 節 基本方針	4
1. 災害に強いまちづくり	4
2. 災害に強い仕組みづくり	4
3. 災害に強い人づくり	4
第 3 節 計画の性格と範囲	5
1. 他の計画等との関係	5
2. 計画の構成及び内容	6
第 2 章 防災機関の業務の大綱	7
1. 稲美町	7
2. 消防	7
3. 県	7
4. 警察署	8
5. 自衛隊	8
6. 指定地方行政機関	8
7. 指定公共機関・指定地方公共機関	8
8. 公共的団体等	9
第 3 章 稲美町の自然条件等	10
第 1 節 自然的条件	10
第 2 節 社会的条件	11
第 3 節 既往災害	13
1. 風水害	13
2. 地震災害	13
第 4 章 災害の危険性	16
1. 風水害	16
2. 地震災害	16
3. その他の災害（風水害、地震災害以外の大規模な災害等）	20
第 5 章 被害の特徴	21
1. 風水害	21

2.	地震災害	21
3.	その他の災害（風水害、地震災害以外の大規模な災害等）	21
第6章	被害想定	23
1.	風水害	23
2.	地震災害	23
3.	その他の災害（風水害、地震災害以外の大規模な災害等）	28
第2部	災害予防計画	31
第1章	都市防災構造の強化	31
第1節	防災構造の強化	31
1.	都市計画	31
2.	公共施設等の整備点検	32
3.	市街地の防災化の促進	33
4.	避難所等の指定	33
5.	調査研究への協力	33
第2節	地震防災緊急事業の推進	34
1.	地震防災緊急事業五箇年計画の対象	34
2.	地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例	35
3.	事業の実施	35
第3節	防災対策事業の推進	36
1.	防災基盤整備事業計画の対象	36
2.	公共施設等耐震化事業計画の対象	36
3.	計画の策定	36
第2章	建築物等の耐震性の確保	37
1.	公共施設（町施設）の耐震化	37
2.	一般建築物の耐震化の促進	37
3.	耐震改修の支援	38
第3章	河川・ため池施設の整備	40
第1節	河川整備	40
1.	河川の現況	40
2.	河川の整備計画	41
第2節	ため池整備等	42
1.	ため池の現況	42
2.	ため池の整備計画	42
3.	ため池管理	43

第 4 章	道路施設の整備	45
1.	道路の現況	45
2.	道路等の整備計画	45
3.	緊急輸送道路等の整備	46
第 5 章	ライフライン関係施設の整備	48
第 1 節	上水道施設等の整備	48
1.	上水道施設の整備・保守	48
2.	上水道施設の耐震化	49
3.	災害時用の資機材の整備	49
4.	協定等に基づく相互応援活動	49
5.	教育訓練・広報	49
第 2 節	下水道施設等の整備	50
1.	下水道施設の整備・保守	50
2.	下水道施設の耐震化	51
3.	災害時用の資機材の整備	51
4.	協定等に基づく相互応援活動	51
5.	教育訓練・広報	51
第 3 節	電気通信設備等の整備	52
1.	西日本電信電話(株)による取組	52
第 4 節	ガス設備等の整備	54
1.	大阪ガスネットワーク(株)による取組	54
2.	一般社団法人兵庫県LPガス協会による取組	56
第 5 節	電力設備等の整備	58
1.	電力設備の災害予防措置に関する事項	58
2.	防災業務施設及び設備等の整備	59
3.	電気事故の防止	60
4.	非常対策用資機材の確保及び整備	61
5.	防災教育、防災訓練の実施	61
6.	他電力会社等との協調	62
第 6 章	組織体制の確立	63
1.	防災組織体制	63
2.	業務継続体制の確保	63
3.	災害対策要員の確保体制	63
4.	災害対策要員の確保	64
5.	災害対策要員の研修・訓練	64
6.	職員の防災意識の高揚	65

7.	町の消防体制.....	65
第7章	広域防災体制の確立.....	69
1.	相互応援体制の構築.....	69
2.	防災関係機関との連携強化.....	71
3.	関係団体等との連携強化.....	71
4.	応援・受援体制の整備.....	72
5.	被災建築物応急危険度判定体制の整備.....	72
第8章	避難体制の確立.....	73
第1節	指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の指定.....	73
1.	指定緊急避難場所の指定.....	73
2.	指定避難所の指定.....	73
3.	福祉避難所の指定及び整備.....	74
4.	指定避難所の環境整備.....	74
5.	指定緊急避難場所及び指定避難所等の周知.....	75
第2節	避難指示等の関連.....	78
1.	避難についての基本的な考え方.....	78
2.	避難情報の種類.....	78
3.	避難が必要な地域についての住民への周知.....	79
4.	避難計画の作成.....	79
5.	避難所運営体制の整備.....	79
第9章	防災拠点の整備.....	81
第1節	防災拠点の整備.....	81
1.	広域防災拠点の整備.....	81
2.	防災中枢拠点の整備.....	81
第2節	防災資機材の整備.....	82
1.	住民用資機材.....	82
2.	救助用資機材.....	82
3.	拠点用資機材.....	82
4.	水防用資機材.....	82
5.	情報伝達用資機材.....	82
6.	保管場所.....	83
第10章	情報通信機器・設備の整備・運用.....	85
1.	有線通信.....	85
2.	兵庫衛星通信ネットワークの活用.....	85
3.	フェニックス防災システムの活用.....	85

4.	防災行政無線の活用と情報通信機器・施設の整備促進.....	85
5.	非常通信訓練の実施.....	86
6.	全国瞬時警報システム（J・アラート）の運用.....	86
7.	緊急地震速報の活用.....	87
8.	インターネットを利用した情報伝達手段の整備.....	87
9.	携帯電話の活用.....	87
10.	Lアラート（災害情報共有システム）の整備.....	87
11.	移動系無線の活用.....	87
12.	いなみ安心ネット.....	87
第 11 章	備蓄体制の構築.....	88
1.	基本方針.....	88
2.	食料.....	88
3.	給水.....	90
4.	生活物資.....	91
5.	家庭における備蓄の啓発.....	92
第 12 章	災害医療体制の構築.....	93
1.	災害医療体制の構築.....	93
2.	初動医療体制の整備.....	93
3.	医療品等の備蓄.....	93
第 13 章	廃棄物対策の充実.....	94
1.	災害廃棄物処理計画の策定.....	94
2.	連携体制の構築.....	95
第 14 章	避難行動要支援者の支援体制の構築.....	96
1.	避難行動要支援者支援体制に関する計画.....	96
2.	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備・提供等.....	96
3.	情報伝達体制の整備.....	98
4.	地域安心拠点の整備.....	98
5.	社会福祉施設等の整備.....	99
6.	県及び近隣市町との協力体制.....	99
第 15 章	災害ボランティア活動の支援体制の構築.....	100
1.	災害ボランティア受入体制の整備.....	100
2.	ボランティア活動の支援拠点の整備.....	100
3.	災害ボランティア活動の環境整備.....	101
第 16 章	防災意識の啓発及び知識の普及.....	102

第1節	防災に関する学習等の充実	102
1.	防災に関わる広報・啓発	102
2.	学校における防災教育	103
第2節	防災訓練の実施	104
1.	避難所開設・運営訓練	104
2.	個別防災訓練	104
3.	防災体制の強化	104
4.	自主防災組織等の訓練	104
第3節	住宅再建共済制度の推進	105
第17章	自主防災組織の育成整備	107
1.	自主防災組織の概要	107
2.	推進方法	108
3.	地区防災計画の策定	108
第18章	その他災害予防対策	109
第1節	火災予防対策	109
1.	火災予防啓発活動	109
第2節	危険物施設等の予防対策	110
1.	危険物施設の予防対策	110
2.	高圧ガス施設の予防対策	111
3.	火薬類事故の予防対策	112
4.	毒物・劇物施設の予防対策	112
5.	放射性物質の予防対策	113
第19章	水防対策の充実	114
1.	浸水想定区域の指定・公表等	114
2.	浸水想定区域における避難確保措置	114
3.	住民への周知	115
第20章	企業等の防災活動への参画促進	116
1.	災害時に企業等が果たす役割	116
2.	企業等の平時対策	116
3.	企業等の防災の促進	116
4.	町の役割	117
第21章	外国人の支援体制整備	118
1.	日常の情報提供	118
2.	外国人の被災情報の把握	118
3.	外国人への情報提供	118

第 3 部	災害応急対策計画	119
第 1 章	風水害活動計画	119
第 1 節	組織の設置	119
1.	災害警戒本部	119
2.	災害対策本部	119
3.	災害対策本部会議	120
4.	災害対策本部の組織及び運営	120
第 2 節	動員配備	121
1.	連絡要員配置体制	121
2.	配備体制及び配備基準	121
3.	災害警戒本部又は災害対策本部が未設置の場合	122
4.	災害対策本部が設置された場合	122
第 2 章	地震災害活動計画	129
第 1 節	組織の設置	129
1.	災害警戒本部	129
2.	災害対策本部	129
3.	災害対策本部会議	130
4.	災害対策本部の組織及び運営	130
第 2 節	動員配備	131
1.	初動体制	131
2.	配備基準及び配備体制	131
3.	災害警戒本部又は災害対策本部が未設置の場合	132
4.	災害対策本部が設置された場合	132
第 3 章	その他大規模事故災害応急対策計画	134
第 1 節	迅速な災害応急活動体制の確立	134
1.	事故対策本部	134
2.	事故対策本部会議	134
3.	事故対策本部の組織及び運営	135
4.	配備基準及び配備体制	135
5.	事故対策本部が設置されるまでの対応	136
6.	事故対策本部が設置された場合	136
第 2 節	円滑な災害応急活動の展開	138
1.	航空機災害の場合	138
2.	道路災害等の場合	138
3.	危険物災害対策	138

4.	高圧ガス関係事業所応急対策	140
5.	火薬類事故応急対策	141
6.	毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策	141
7.	原子力災害等の対策	142
第4章	情報の収集・伝達.....	146
第1節	災害時の広報計画.....	146
1.	災害広報	146
第2節	災害時の情報収集.....	152
1.	気象予警報等の種類、収集	152
2.	気象予警報等の伝達	155
3.	被害情報の収集	157
4.	被害情報の伝達	159
5.	通信手段の確保	162
6.	応急対策の実施状況及び指示伝達	163
第5章	防災関連機関との連携.....	164
1.	地方公共団体との相互応援協力体制.....	164
2.	民間団体等への応援協力体制	165
第6章	自衛隊の派遣要請.....	169
1.	実施機関	169
2.	活動内容	170
3.	派遣要請に伴う準備	171
4.	撤収要請	171
第7章	避難対策	172
第1節	避難指示等の発令判断	172
1.	避難指示等の事務	172
2.	避難指示等の判断基準	173
第2節	避難指示等の伝達及び避難誘導	176
1.	避難指示等の伝達	176
2.	避難の方法	177
第3節	警戒区域の設定	179
1.	警戒区域の設定	179
2.	警戒区域の設定基準等	179
第4節	避難所の設置及び管理運営	181
1.	避難所の開設	181
2.	避難所の運営	182

3. 広域避難（広域一時滞在）等	184
第 5 節 帰宅困難者対策	187
第 6 節 愛玩動物の収容対策	188
第 8 章 避難行動要支援者支援対策の実施	189
1. 避難行動要支援者支援対策	189
第 9 章 人命救助・救出対策	191
1. 救急・救助活動	191
2. 救出活動	191
第 10 章 水防活動	193
1. 水防活動の実施	193
第 11 章 食料供給対策	195
1. 実施内容	195
2. 供給の対象者	195
3. 調達方法	195
4. 供給方法等	196
5. 炊き出し	196
6. 食料の供給可能量の確認	197
7. 食料の備蓄	197
8. 県への要請及び自衛隊派遣要請	197
第 12 章 応急給水対策	198
1. 実施機関	198
2. 給水対象者	198
3. 給水方法	198
4. 給水用資機材の保有、調達	198
5. 給水施設の応急復旧	198
6. 飲料水の供給可能量の確認	198
7. 給水応援	199
8. 広報活動	199
第 13 章 物資供給対策	200
1. 実施機関	200
2. 物資供給の対象者	200
3. 物資供給範囲	200
4. 物資調達方法	200
5. 集積場所	201

6.	輸送方法	201
7.	物資の配分、支給方法	201
8.	物資の給与又は貸与期間	201
9.	物資供給要請	201
第 14 章	住宅対策	203
1.	被災住宅の調査	203
2.	応急仮設住宅の建設	203
3.	住宅の応急修理	204
第 15 章	医療・助産対策	205
1.	初動医療体制	205
2.	救護班の編成	205
3.	応急救護所の設置	206
4.	医療の対象者及び範囲	206
5.	助産の対象者及び範囲	206
6.	乳幼児救護	207
7.	応急救護の県への要請	207
8.	医薬品、医療助産用資器材の県への要請	207
第 16 章	保健衛生・感染症対策	208
1.	実施機関	208
2.	実施体制	208
3.	感染症対策	208
4.	健康対策	211
5.	食品衛生対策	211
第 17 章	精神医療(こころのケア)対策	212
1.	実施機関	212
2.	こころのケアセンター	212
3.	相談・普及啓発活動	212
4.	園児・児童生徒の心のケア	212
第 18 章	遺体の火葬等の対策	213
1.	実施機関	213
2.	遺体の捜索	213
3.	遺体の処理	213
4.	遺体の収容	213
5.	遺体の火葬	214
6.	必要資材及び車両	214

7.	県への要請事項	215
第 19 章	廃棄物対策の実施	216
第 1 節	障害物除去対策	216
1.	実施機関	216
2.	除去の方法及び範囲	216
3.	除去した障害物の集積場所	216
4.	必要な機械器具等	216
5.	除去期間	216
6.	協力依頼	217
7.	県への要請事項	217
第 2 節	災害廃棄物対策	218
1.	実施機関	218
2.	災害廃棄物処理対策	218
3.	し尿処理対策	219
第 20 章	教育対策	221
1.	実施機関	221
2.	学校園長の措置	221
3.	被害状況の収集	221
4.	教育施設応急復旧対策	221
5.	応急教育対策	222
6.	心の健康管理	223
第 21 章	交通輸送対策	225
1.	交通状況の把握	225
2.	交通応急対策	225
3.	輸送対策	229
4.	兵庫県消防防災航空隊支援要請	230
第 22 章	ライフラインの応急対策	232
第 1 節	水道施設・給水の確保等	232
1.	応急復旧対策	232
2.	伝達・広報活動	233
3.	復旧の記録	233
第 2 節	下水道の確保	234
1.	応急復旧対策	234
2.	情報の伝達	235
第 3 節	電力の確保	236

1.	実施機関	236
2.	災害応急対策に関する事項	236
3.	復旧作業過程	237
4.	災害時における危険予防措置	237
5.	災害時における電力の融通	238
第4節	ガスの確保	239
1.	都市ガスの確保	239
2.	LPガスの確保	241
第5節	電気通信の確保	243
1.	災害対策本部の設置	243
2.	応急復旧対策	243
第23章	消火活動の実施	246
1.	出火防止及び初期消火	246
2.	消防活動	248
3.	火災防御活動	249
第24章	災害ボランティアの受入れ	251
1.	災害ボランティアの受入窓口の開設	251
2.	災害ボランティアの活動内容	252
第25章	災害救助法の適用	253
1.	災害救助実施責任	253
2.	適用基準	253
3.	適用手続	254
4.	救助の種類、費用等	254
第26章	農林水産関係対策	255
1.	農業用施設応急対策	255
2.	農業集落排水処理施設等応急対策	255
第27章	公共土木施設等の応急対策の実施	256
1.	道路	256
2.	河川	256
3.	ため池	256
第4部	災害復旧・復興計画	257
第1章	災害復興計画の策定	257
1.	復興本部の設置	257

2.	復興本部の組織・運営	257
3.	復興計画策定における手順	257
4.	復興計画の策定	257
5.	分野別緊急復興計画の策定	258
第2章	被災者等の生活再建等の支援	260
1.	被災者台帳の作成	260
2.	罹災証明書の交付	261
3.	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	261
4.	災害見舞金等の支給	261
5.	災害援護金等の支給（兵庫県）	261
6.	被災者生活再建支援金	261
7.	税の減免等	261
第3章	義援金品の募集・配分及び生活相談	262
1.	義援金の募集・配分	262
2.	被災者の生活相談所の開設	262
第4章	災害復旧事業の実施	263
1.	公共施設等の復旧	263
第5章	激甚災害の指定	264
1.	激甚災害の指定	264
第5部	南海トラフ地震防災対策推進計画	267
第1章	総則	267
1.	推進計画の目的	267
2.	南海トラフ地震の具体的な計画推進	267
3.	南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性	269
第2章	災害予防対策	272
1.	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	272
2.	東日本大震災を踏まえた対策の実施	272
3.	地震防災上必要な教育及び広報	272
4.	防災訓練に関する計画	274
第3章	災害応急対策	275
1.	災害対策本部の設置	275
2.	災害対策本部の組織及び運営	275
3.	災害対策要員の参集	275

4.	地震発生時の応急対策	275
5.	資機材、人員等の配備手配	276
6.	応援要請	276
7.	避難住民の受入れ	276
第 6 部	広域一時滞在 対策計画	277
第 1 章	総則	277
1.	対策計画の概要	277
第 2 章	事前対策	278
1.	避難所の決定	278
2.	県及び関係機関との連携	278
第 3 章	実施対策	279
1.	災害対策本部の設置	279
2.	広域一時滞在受入れの実施	279
3.	情報提供と支援	279
4.	原子力災害に係る広域避難ガイドライン	279

第1部 総則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び稲美町防災会議条例（昭和41年条例第210号）第2条の規定に基づき、稲美町防災会議が災害対策に関する計画を定めるものである。町、県、関係団体等についての災害予防段階、災害応急対策段階、災害復旧段階における、処理すべき事務とそれぞれの役割を明確にすることにより、住民の生命と財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することを目的とする。

1. 計画の基本的な考え方

国においては、最大クラスの津波を想定した被害想定や具体的な対策のとりまとめが進められている。県においては、それらの結果を踏まえ、独自のシミュレーション・被害想定を実施し、必要な対策を検討の上、地域防災計画に反映を行っている。

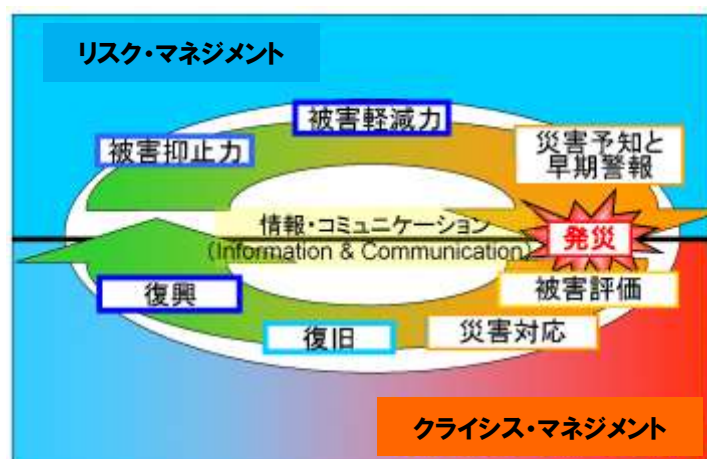
これらを受け、稲美町においても国・県の修正内容を踏まえるとともに、東日本大震災、平成21年台風9号災害等、最近の災害における経験と教訓を生かし、県が掲げる次の4つの基本的な考え方に基づき、稲美町地域防災計画を修正する。

1-1 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先にするとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施にあたっては、最新の科学的見地に基づき、起こり得る災害及びその他の災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。

また、効果的な減災対策を進めるため、対象とする災害と地域の特性を踏まえて、与えられた時間と予算の中で、事前対策としての被害抑止、被害軽減、そして災害予知と早期警報、事後対策としての被害評価、（緊急）災害対応、復旧・復興の6つの対策を適切に組み合わせ、実施するものとする。



※リスク・マネジメント：想定されるリスクが起こらないように、そのリスクの原因となる事象の防止策を検討し、実行に移すこと。

※クライシス・マネジメント：ある組織に事業継続や組織そのものの存続を脅かすような危機的状況（クライシス：crisis）に直面した際に、組織としてその被害を最小限に抑えるために行う一連の活動および対処法のこと。

各ステージの減災対策の特徴

ステージ	対策の特徴
被害抑止	構造物の性能アップと土地利用政策によって被害を発生させないこと。
被害軽減	想定外の被害の影響範囲を狭くしたり、波及する速度を遅くするなどして、その影響を小さくすること。
災害予知と早期警報	事前に災害を予知・予見して警報を出すこと。
被害評価（把握）	どこでどれくらいの被害が発生したのかをなるべく早く、高精度に評価すること。
（緊急）災害対応	被害評価に基づき、人命救助や地域の最低限の機能回復を主目的とすること。
復旧・復興	被災地を元の状態やもっと良い状態にすること。

1-2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、住民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。



自助・共助・公助の関係

1-3 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災等、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図ることとする。

(1) 災害の経験と教訓の継承

日本においては、災害、とりわけ風水害の頻度が高いため、災害の教育を文化としての確に組織内に維持・伝承し、組織としての災害対応力を高めることを目的とし、災害のたびに災害対策本部の対応記録の整理、事後検証、業務マニュアルの作成・改善を行い、ノウハウの蓄積に努める。

(2) 住民意識やライフスタイルにおける災害への備えへの定着(防災リテラシーの向上)

町は、地域全体の防災力の向上を図るため、教育、訓練等を通じて住民の防災リテラシー(災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度)の向上を図る。

※防災リテラシー：災害に遭遇したとき、目の前の状況に対して適切に行動し、想定外の事態から自分自身を救う能力のこと。

1-4 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施にあたっては、住民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取り組みを推進することとする。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災・減災活動や、地域防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災・減災活動を推進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策を取らなければならない。

また、男女共同参画の視点から、地域防災計画の修正、復興対策や避難所運営等の場に女性の割合を高めるよう取り組むとともに、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

第2節 基本方針

稲美町は、「災害に強いまちづくり」のため、コミュニティ防災体制の強化、防災意識啓発の推進により、住民一人ひとりが安全で安心して生活できるまちづくりを目指す。

また、近年の豪雨災害や阪神・淡路大震災の教訓では、「自分の命は自分で守る」、「隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さ」等が重要な防災対策の根幹をなすことが示されており、「自助・共助・公助」の連動について、その必要性が指摘されている。

- 自 助：住民一人ひとりが自分自身を守ること
- 共 助：地域社会がお互いを災害から守ること
- 公 助：行政が住民を災害から守ること

したがって、これらのことを基調とし、稲美町は、「自助・共助・公助」の3つの役割がそれぞれ主体的に動き出し、相互に連携しあう防災協働社会の構築を目指し、さらに災害発生時の被害を最小化する「減災」の考え方を加え、次に掲げる予防施策を実施することを基本方針とする。

1. 災害に強いまちづくり

「災害に強いまちづくり」とは、災害に強い都市構造をもち、防災機器等の配備された「まち」の形成を目指すもので、施設の安全性の向上や機能強化を指す。

2. 災害に強い仕組みづくり

「災害に強い仕組みづくり」とは、災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するための「仕組み（＝組織運営体制）」の機能強化や関係機関との連携体制の強化を指す。

3. 災害に強い人づくり

「災害に強い人づくり」とは、防災に深い関心と理解をもち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できる「人」の育成を目標とした、一人ひとりの防災能力のレベルアップを指す。

第3節 計画の性格と範囲

この計画は、町や防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、関係機関の事務と業務を有機的に統合するためのものである。

また、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づいて、県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条により町長に委任された場合の計画や県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画、同法適用前の救助に関する計画や水防法（昭和24年法律第193号）により定められる水防計画及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）により定められる地震防災強化計画等、防災に関する各種の計画を包括する総合的計画とする。

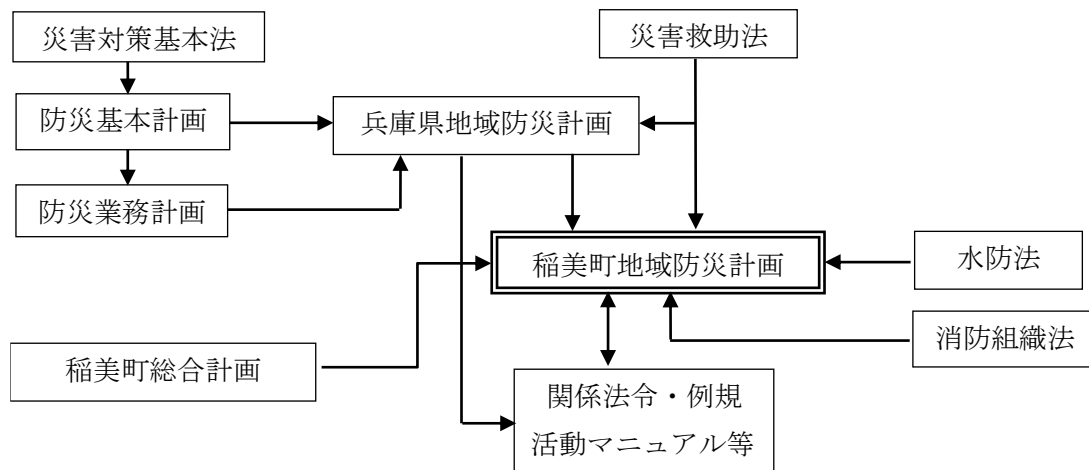
1. 他の計画等との関係

1-1 兵庫県地域防災計画

この計画は、県の地域防災計画等との関連、整合に配慮したものである。

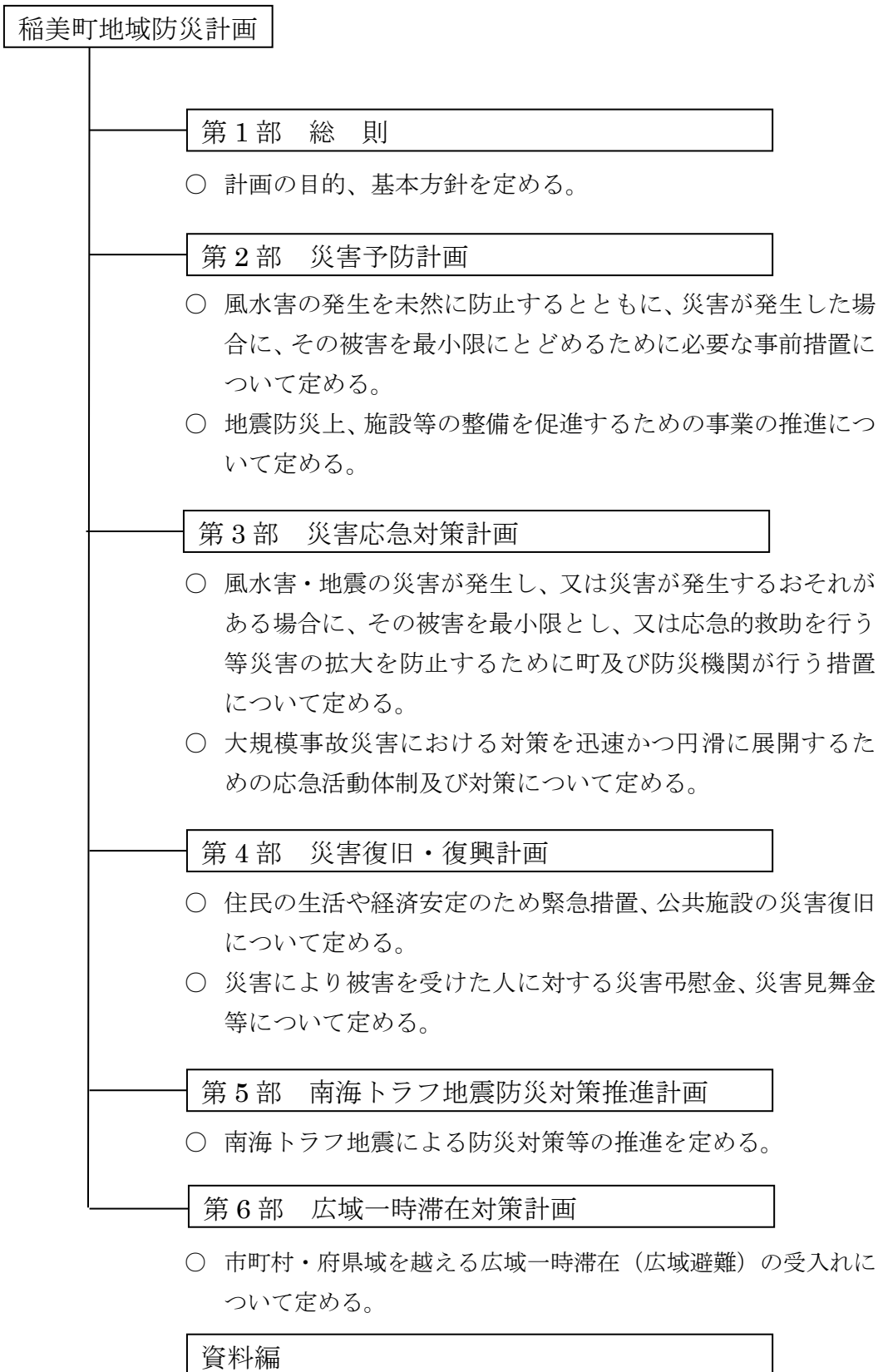
1-2 町の各部局及び防災関係機関の定めるマニュアル

この計画に基づく防災活動に当たって必要と認められる細部の事項については、マニュアルとして災害対策本部の各班及び各防災関係機関が定めるものとする。



【関係法令及び他の計画との相関図】

2. 計画の構成及び内容



第2章 防災機関の業務の大綱

稲美町、兵庫県、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し概ね次の業務を処理する。

1. 稲美町

機関名	業務内容
稲美町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 稲美町防災会議に関する事務 2. 災害対策の組織の整備 3. 防災施設の改良及び復旧 4. 災害時に必要な食料、物資及び資材の備蓄、整備 5. 消防、水防その他応急措置 6. 情報の収集、伝達及び被害調査 7. 予報もしくは警報の発令、伝達及び避難指示等の発令 8. 特に配慮を要する人の支援 9. 被災者の救助及び救護措置 10. 災害を受けた園児・児童生徒の応急対策 11. ライフラインの応急復旧 12. ボランティア等災害支援 13. 清掃、感染症その他保健衛生、交通等の応急対策 14. 緊急輸送の確保 15. 災害復旧・復興の実施

2. 消防

機関名	業務内容
加古川市消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防活動 2. 被災者の救急・救出・救助活動 3. 消防力の整備増強
稲美町消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防活動 2. 水防活動 3. 消防力の整備増強

3. 県

機関名	業務内容
兵庫県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 兵庫県地域防災計画に掲げる災害予防に関する防災対策の実施 2. 各市町及び防災関係機関が掌握する防災に関する業務内容の支援及び総合調整 3. 兵庫県の所管に属する施設等の復旧

4. 警察署

機関名	業務内容
加古川警察署	1. 被害実態の把握 2. 人命救助及び避難誘導等 3. 交通の安全と円滑の確保等

5. 自衛隊

機関名	業務内容
陸上自衛隊 第3特科隊	1. 人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施

6. 指定地方行政機関

機関名	業務内容
農林水産省近畿農政局 兵庫県拠点	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害防除の指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の供給、あっせん
神戸地方気象台	1. 気象、地象、水象に関する観測、予報、警報等（地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所	1. 災害時における応援（情報の収集・提供、職員の派遣、専門家の派遣、災害対策用機械の貸し付け等）

7. 指定公共機関・指定地方公共機関

機関名	業務内容
西日本電信電話(株) 兵庫支店	1. 公衆電気通信の設備と防災管理 2. 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 3. 災害時における非常緊急通信 4. 被災公衆電気通信設備の災害復旧
関西電力送配電(株) 姫路本部	1. 電力供給施設の整備と防災管理 2. 電力供給施設の応急対策の実施 3. 被災電力供給施設の復旧
大阪ガスネットワーク(株)	1. ガス供給施設の整備と防災管理 2. ガス供給施設の応急対策の実施 3. 被災ガス供給施設の復旧
日本赤十字社 兵庫県支部	1. 災害時における医療救護 2. 救援物資の配分 3. 義援金の募集 4. ボランティア活動の環境整備
一般社団法人加古川医師会	1. 災害時における医療救護

一般社団法人 兵庫県LPガス協会 加印支部	1. 災害時におけるLPガス等の支援協力
-----------------------------	----------------------

8. 公共的団体等

機関名	業務内容
BAN・BAN ネットワークス(株)	1. 町が行う災害広報活動への協力 2. 住民の生活関連情報の収集、報道
稲美町商工会	1. 災害時における企業との連携、応援
社会福祉法人稲美町 社会福祉協議会	1. ボランティア活動の環境整備 2. 救援物資の配分 3. 義援金の募集

第3章 稲美町の自然条件等

第1節 自然的条件

稲美町は、播磨平野東部の東播磨地域に位置しており、東は神戸市、南は明石市、西は加古川市、北は三木市と4市に隣接している。総面積は34.92㎢で、南北6.5km、東西7.9kmである。

東播磨地域の中でも、稲美町と加古川市、高砂市、播磨町の2市2町は古くから地理的地形的に結びつきが強く、東播磨海広域市町圏を形成しており、稲美町から圏域の中心である加古川市へは約7km、そして、県庁所在地である神戸市の中心までは約30kmの距離である。

気候は、瀬戸内式気候に属するため、年間を通じて温暖・少雨であり、直近30年の平均気温は15.1度、年間降水量は1230.9mmである（三木観測所の平年値）。

地形は、ほぼ全域が平坦であり、標高は22mから92m程度で東部から西部にかけ、緩やかな傾斜をなしている。町内には、草谷川、曇川、国安川、喜瀬川の河川があり播磨灘に注いでいる。

また、町域の多くは農用地で、山林地帯が少なく、町内に88か所のため池が点在している。

地質については、町全域が固結から半固結堆積物で、一般に砂礫と粘土の互層をなすことが多い。

土壌については、ほぼ町全域が黄色土壌であり、草谷川沿いにわずかに粗粒灰色低地土壌が分布している。黄色土壌は、水田としての利用がほとんどであるが土地生産性はやや低い。



【稲美町位置図】

第2節 社会的条件

稲美町の土地利用は、市街地（市街化区域）が町の中央部及び南部、神戸市・明石市に接して形成されており、中央部の市街地は主として住居系、南部の市街地は住居系及び工業系の土地利用で構成されている。また、比較的まとまりのある集落地も町域全体にわたって散在している。

地目別の土地利用面積をみると、令和5年では、農地45.7%、宅地18.3%、山林2.8%、雑種地6.2%となっており、農地と宅地で全体の64%近くを占めている。

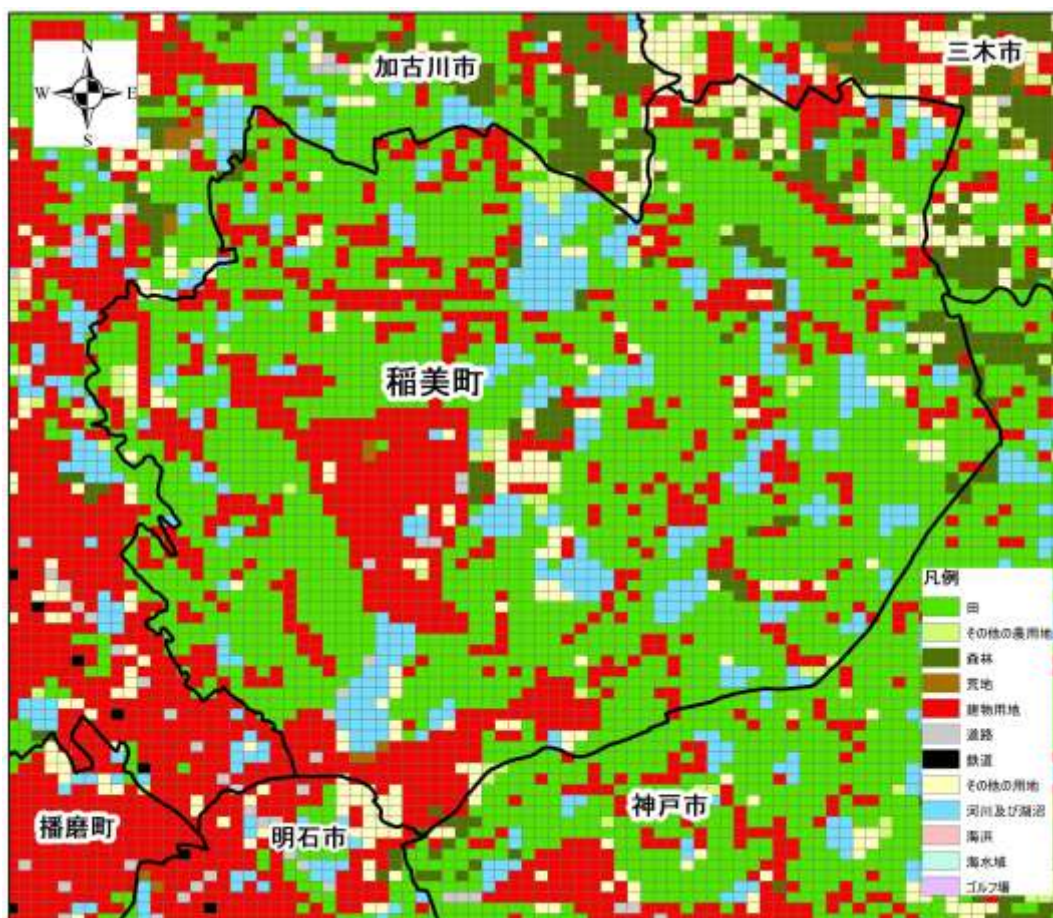
令和2年の国勢調査による人口は、30,268人であり、前回調査とほぼ同数であった。一方、世帯数は、11,384世帯であり、前回調査と比較すると358世帯増加した。1世帯あたりの人員は2.66人であり、県全体の2.27人と比較して大きな値となっている。平成27年の年齢階層別の人口構成については、0～14歳の年少人口は12.7%、15～64歳の生産年齢人口は55.1%、65歳以上の老年人口は32.2%であり、県全体と比較すると生産年齢人口比率が少なく、老年人口比率が多い構成となっている。平成27年以降の変化をみると、年少人口が0.7%、生産年齢人口が約2.6%それぞれ減少し、老年人口が約3.2%の増加となっている。

町に鉄道はなく、人々の移動及び物資輸送は道路が担っている。広域的には、北側約20kmの位置に国土幹線である中国自動車道が東西に走っており、北側には、東播磨道が通り、隣接する加古川市及び三木市域において山陽自動車道が通っている。また、南側には、神戸、姫路方面へとつながる第二神明道路、加古川バイパスが臨海部を東西に走り、これら内陸及び臨海の東西幹線軸の間に位置している。

稲美町内に国道はなく、市街化区域を南北に貫く主要地方道宗佐土山線及び東西に走る主要地方道神戸加古川姫路線の2路線と町内を縦横断する一般県道6路線が主要な交通路となっている。

稲美町における公共交通機関は路線バスであり、鉄道の最寄り駅であるJR山陽本線の土山駅から母里や加古方面に至る路線等が運行されている。

第1部 総則
第3章 稲美町の自然条件等



【稲美町土地利用図】(国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ 令和3年度)



【稲美町交通網図】

第3節 既往災害

1. 風水害

稲美町で発生した既往の風水害は次のとおりである。

年月日			概要	災害状況
昭和40年(1965年)	9月	10日	台風23号	風水害(災害救助法適用)
昭和50年(1975年)	8月	23日	台風6号	枯川洪水
昭和51年(1976年)	9月	8日	台風17号	洪水
昭和63年(1988年)	6月	3日	集中豪雨	洪水
平成2年(1990年)	9月	18日	台風19号 集中豪雨	洪水
平成16年(2004年)	8月	30日	台風16号	洪水
平成16年(2004年)	9月	29日	台風21号	洪水
平成16年(2004年)	10月	20日	台風23号	洪水
平成23年(2011年)	9月	2日	台風12号	洪水
平成23年(2011年)	9月	20日	台風15号	洪水
平成30年(2018年)	8月	23日～24日	台風20号	風害

2. 地震災害

兵庫県内における過去の地震災害の発生状況及び阪神・淡路大震災の概要をまとめる。

2-1 過去の地震災害

有史以来、兵庫県内に震度5弱以上を与えたと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者425人、負傷者806人)、南海地震(死者50人、負傷者69人)、兵庫県南部地震(死者6,434人、行方不明者3人、負傷者43,792人)の被害が大きい。

第1部 総則
第3章 稲美町の自然条件等

兵庫県内に震度5弱以上を与えたと推定される地震

区分	番号	発生年月日		推定規模 (マグニチュード)	備考
	1	599.05.28	(推古 7.4.27)	7.0	
	2	701.05.12	(大宝 1.3.26)	7.0	
	3	745.06.15	(天平 17.4.27)	7.9	
	4	827.08.11	(天長 4.7.12)	6.5~7.0	
○	5	868.08.03	(貞観 10.7.8)	7.0以上	播磨国地震
○	6	887.08.26	(仁和 3.7.30)	8.0~8.5	
	7	938.05.22	(承平 8(天慶1).4.15)	7.0	
	8	1096.12.17	(嘉保 3(永長1).11.24)	8.0~8.5	
	9	1361.08.03	(正平 16.6.24)	8(1/4)~8.5	
	10	1449.05.13	(文安 6(宝徳1).4.12)	5(3/4)~6.5	
	11	1498.09.20	(明応 7.8.25)	8.2~8.4	
	12	1510.09.21	(永正 7.8.8)	6.5~7.0	
	13	1579.02.25	(天正 7.1.20)	6.0±1/4	
	14	1596.09.05	(文録 5(慶長1).7.13)	7(1/2)±(1/4)	
	15	1662.06.16	(寛文 2.5.1)	7(1/4)~7.6	
	16	1707.10.28	(宝永 4.10.4)	8.4	宝永地震
	17	1751.03.26	(寛延 4(宝暦1).2.29)	5.5~6.0	
	18	1854.12.23	(嘉永 7(安政1).11.4)	8.4	安政東海地震
	19	1854.12.24	(嘉永 7(安政1).11.5)	8.4	安政南海地震
○	20	1864.03.06	(文久 4(元治1).1.28)	6(1/4)	
	21	1891.10.28	(明治 24)	8.0	濃尾地震
○	22	1916.11.26	(大正 5)	6.1	
○	23	1925.05.23	(大正 14)	6.8	北但馬地震
○	24	1927.03.07	(昭和 2)	7.3	北丹後地震
○	25	1943.09.10	(昭和 18)	7.2	鳥取地震
	26	1946.12.21	(昭和 21)	8.0	南海地震
○	27	1949.01.20	(昭和 24)	6.3	
	28	1952.07.18	(昭和 27)	6.8	吉野地震
	29	1961.05.07	(昭和 36)	5.9	
	30	1963.03.27	(昭和 38)	6.9	越前岬沖地震
	31	1984.05.30	(昭和 59)	5.6	
◎	32	1995.01.17	(平成 7)	7.3	兵庫県南部地震
	33	2000.10.06	(平成 12)	7.3	鳥取県西部地震
○	34	2013.04.13	(平成 25)	6.3	淡路島地震
	35	2018.06.18	(平成 30)	6.1	大阪府北部地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

(注2) 『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

2-2 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の概要

兵庫県では、大都市を直撃した大規模地震により、電気、水道、ガス等に被害が広範囲に及ぶとともに、鉄道、高速道路、新交通システム、都市間交通、地下鉄が損壊し、ライフラインに壊滅的な打撃を受けた。また、古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、特に神戸市兵庫区、長田区等では大火災が発生した。以下では、兵庫県及び稲美町での被害状況をまとめた。

(1) 地震の発生状況（気象庁発表）

- ・ 発生年月日 平成7年(1995年)1月17日、午前5時46分
- ・ 地震名 平成7年(1995年)兵庫県南部地震
- ・ 震央地名 淡路島（北緯34度36分 東経135度02分）
- ・ 震源の深さ 16km
- ・ 規模 マグニチュード7.3
- ・ 最大加速度 818gal(南北成分、神戸海洋気象台)
- ・ 最大震度 神戸市、芦屋市、西宮市、淡路市（当時の北淡町、一宮町、津名町）の一部で震度7

(2) 被害の状況（平成18年(2006年)5月19日現在）

- ・ 兵庫県災害救助法指定市町数 10市10町
- ・ 死者 6,402名
- ・ 行方不明者 3名
- ・ 負傷者 40,092名
- ・ 倒壊家屋 240,956棟 439,608世帯
- ・ 焼失家屋 7,534棟
- ・ 避難箇所数・人数 1,153か所 316,678人

(3) 稲美町の被害状況(平成16年(2004年)12月28日現在)

- ・ 負傷者(軽傷) 11人
- ・ 住居被害(半壊)棟数 0棟
- ・ 住居被害(一部損壊)棟数 409棟

第4章 災害の危険性

1. 風水害

風水害の原因には梅雨前線、台風、秋雨前線、低気圧、雷雨等多様な形態があるが、稲美町においては、梅雨前線と台風があげられる。

1-1 梅雨前線

日本周辺では6月ごろになると南太平洋の高気圧が次第に勢力を増加し、日本列島に張り出してくる。これに対してオホーツク海上に発達するオホーツク海高気圧が日本列島に居座ると、南の暖かく湿った空気と北の冷たく湿った空気とが日本列島上でぶつかり合うため、梅雨前線が形成され停滞する。梅雨前線は単独でも大雨をもたらすが、過去の災害例をみると、台風の影響により前線が刺激を受け、活発化した場合に大雨となることが多い。

1-2 台風

台風は、直近30年平年値で年に25.1個発生しており、内3.0個が本土に上陸している。台風は直接的、間接的に広い範囲に被害を及ぼすこともあり、稲美町に上陸、通過しない場合にも十分な注意が必要となる。特に台風単独よりも、梅雨前線や秋雨前線との相互作用により発生する大雨は災害につながることも多く、注意が必要である。

台風のコースに着目してみると、稲美町の東側、南側を通るコースと、西側を北上するコースとに分けられる。東側、南側を通るコースは、日本海に高気圧が張り出している場合が多く、北高南低型の気圧配置となり、本州に沿った前線ができやすくなる。この前線が台風刺激されると大雨となることがある。西側を通るコースでは、台風自身の風と、台風を動かす風の流れの方向が一致するため、両者が合流して風速が大きくなり暴風型の台風となり、大雨だけでなく風にも注意が必要となる。

2. 地震災害

2-1 内陸型地震

稲美町周辺には主要な山崎断層帯主部南東部及び草谷断層があり、かつて、遠方で発生した南海地震時にも被害を生じたことから、次のような災害の危険性がある。

- ・ 地震動による倒壊・破損
- ・ 密集市街地における延焼火災
- ・ 液状化

これらの地震災害は、一般的には建物の強度や密集度等の社会条件にも関わるが、自然

条件として、河川沿いの氾濫平野、その旧河道や後背湿地に相当する地域で家屋倒壊や液状化等地震災害の危険性が高い。稲美町においても揺れによる家屋倒壊や河川・ため池等の堤防決壊による水害の危険性があり、注意が必要となる。

<活断層ごとの想定地震規模>

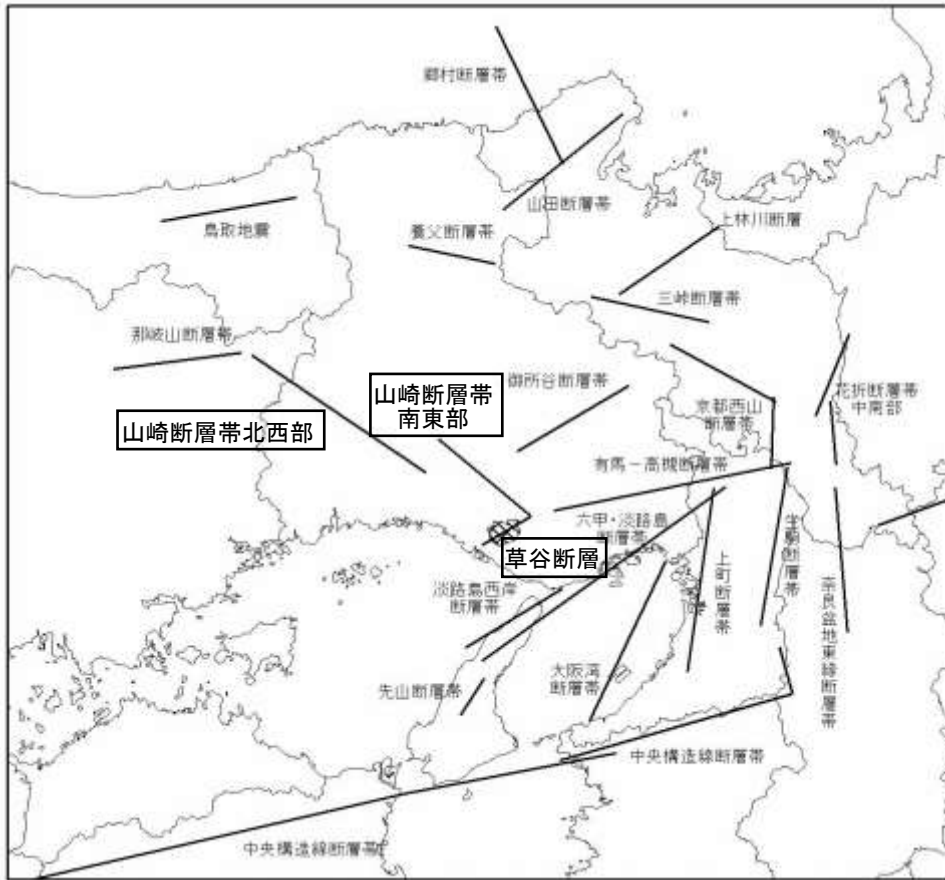
想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土万・安富・主部南東部）	M 8.0
上町断層帯地震	上町断層帯	M 7.5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層（紀淡海峡－鳴門海峡）	M 7.7
養父断層帯地震	養父断層	M 7.0

*M：マグニチュード

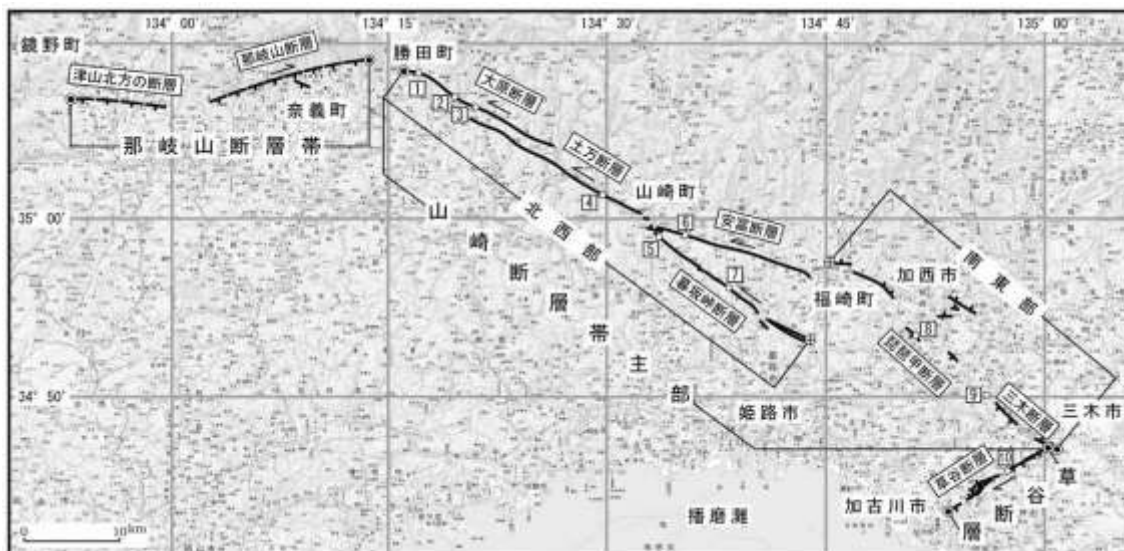
(1) 想定される地震

「マグニチュード6クラスの地震は全国どこでも起こりうる」との考え方により、稲美町に一番大きな被害を及ぼす山崎断層帯主部南東部及び草谷断層の地震被害を想定する。

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層体の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県美作市から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約79kmで、主として左横ずれの断層である。なお、姫路市より北西側と神崎郡福崎町より南東側とは、それぞれ最新活動時期が異なる。草谷断層は、三木市から加古川市にかけて稲美町を縦断する形で分布する断層で、東北東－西南西方向に延びており、主として右横ずれの断層である。



【活断層分布図】



【断層帯位置図】

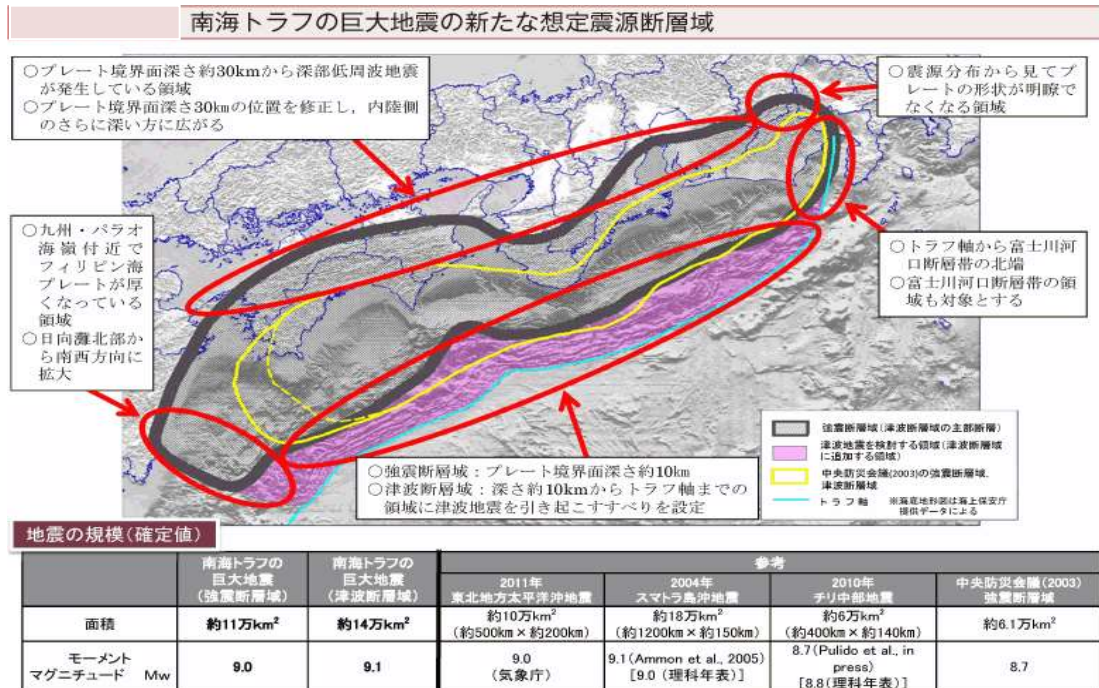
(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地震発生確率			平均活動期間 (上段) と 最新活動時期 (下段)
		30年以内	50年以内	100年以内	
主部 (南東部)	7.3 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.003%	3900 年程度
		～0.01%	～0.02%	～0.05%	4 世紀～6 世紀
主部 (北西部)	7.7 程度	0.1%	0.2%	0.5%	約 1800～2300 年程度
		～1%	～2%	～4%	868 年播磨国地震
草谷断層	6.7 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	6500 年程度
					4～12 世紀

(評価時点は令和 5 年 1 月 1 日現在)

2-2 海溝型地震 (南海トラフ地震)

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和 19 年に昭和東南海地震、昭和 21 年に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震からすでに 70 年以上が経過し、南海トラフにおける大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海地震・南海地震が連動して発生する可能性もあり、広範囲に被害が及ぶことが予想される。



出典: 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

<想定地震規模>

想定地震	想定震源地	想定規模
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	M9.1

*Mw：モーメントマグニチュード

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

領域又は 地震名	長期評価で予想 した地震規模	地震発生確率			平均活動期間（上段）
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期（下段）
南海トラフ	M8～M9クラス	30%	70%～80%	90%程度	次回までの標準的な値
				もしくはそれ以上	88.2年
					77.0年前

(算定基準日は令和5年1月1日現在)

3. その他の災害（風水害、地震災害以外の大規模な災害等）

稲美町内には、鉄道、高速道路等が整備されていないものの、近隣市町での車両の衝突、転覆、火災、爆発事故等が発生した際は、大きな事故に発展する可能性がある。さらに、輸送物資が多様化していることから、輸送中の衝突事故、火災事故、落下事故等により遮蔽性能及び密封性能が劣化するような事象を想定しておく必要がある。

第5章 被害の特徴

1. 風水害

稲美町には草谷川、曇川、国安川、喜瀬川が流れるとともに、88か所のため池が点在しており、過去しばしば洪水に見舞われてきた。特に、昭和40年9月の台風23号の災害（災害救助法適用）では各地域に甚大な被害を引き起こした。近年では河川・ため池及び農業用水路等の改修が進み、洪水の頻度は低下しつつあるが、洪水の危険性そのものが低下したわけではなく、依然として大規模な洪水に対しては注意が必要である。

2. 地震災害

2-1 震動による被害

(1) 震害

地震が発生した場合、建物倒壊、火災等による人的・物的被害だけでなく上水道、電気等のライフライン災害、交通施設災害が極めて深刻となる可能性がある。

(2) 地震火災

地震が発生した場合、建物倒壊による火災が発生し、狭あい道路も多くあることから、消火活動への支障が懸念される。特に、強風・乾燥時には延焼被害の危険性を内在しており、こうした条件下で大規模地震により火災が発生した場合には、延焼が広範囲におよぶ可能性がある。

(3) 液状化

液状化が発生した場合、地下埋設管の破損、電気架設物の転倒、重量構造物（橋梁、大規模建物等）の損壊等の被害が発生する可能性がある。

3. その他の災害（風水害、地震災害以外の大規模な災害等）

3-1 大規模火災

一般的な過去の災害事例をみると、風水害（洪水）、地震災害の他に、大規模な被害を引き起こした災害形態として大規模火災があげられる。

稲美町は、瀬戸内海式気候に属することもあり、空気が乾燥することが多いため、火災の発生は大火につながりやすい。

3-2 危険物事故

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等の施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがある。

3-3 航空機災害

突発的な事故として、航空機が墜落した場合、被災者が多数発生するとともに、大規模な火災が発生するおそれがある。

3-4 原子力災害

原子力災害として、核燃料物質、放射性同位元素等の事業所外運搬災害及び不法廃棄等事案による原子力災害が発生するおそれがある。

第6章 被害想定

風水害による被害想定は、降雨や洪水の状況、河川・ため池の堤防決壊箇所、土砂災害発生箇所等により被害の状況には様々な事態が考えられ、その被害状況を定量的に考慮することは困難である。したがって、稲美町の地形、地質及び過去の災害事例、県の公表資料等を基に災害時に被害を受ける可能性のある地域を定性的に想定した。

また、地震災害は、県が調査・公表している兵庫県地震被害想定調査を参考とした地震による災害を想定し、これを前提とした。

さらに、その他の災害については、場所、災害規模等が特定できないため、どのような被害を想定するかその概況について整理した。

1. 風水害

1-1 風害

強風による被害としては、飛来物による人的、物的被害が考えられるが、その災害規模は想定が困難である。町域においては、過去に大きな被害はないが、今後想定される風害は台風と竜巻に伴うものが考えられる。過去平均風速が30m/sを超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側は特に風が強くなり被害が大きくなりやすい。また、竜巻は積乱雲の下で発生するが、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではないため、台風のように進路を予測するのは困難である。よって、「空が急に真っ暗になる」など積乱雲が近づく兆候が確認された場合は、特に注意が必要である。

1-2 河川・ため池氾濫、浸水

河川・ため池氾濫や内水氾濫等の浸水地域は、堤防決壊箇所や排水施設の整備状況により大きく変化する。一般に洪水により被害を受けやすい地形とは、「河川・ため池氾濫によって形成された地形」、「周辺から水の集まりやすい地形」である。町域においては河川沿いやため池周辺がこれに相当し、このような地域は注意が必要である。

2. 地震災害

2-1 内陸型地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には山崎断層帯、六甲・淡路島断層帯、

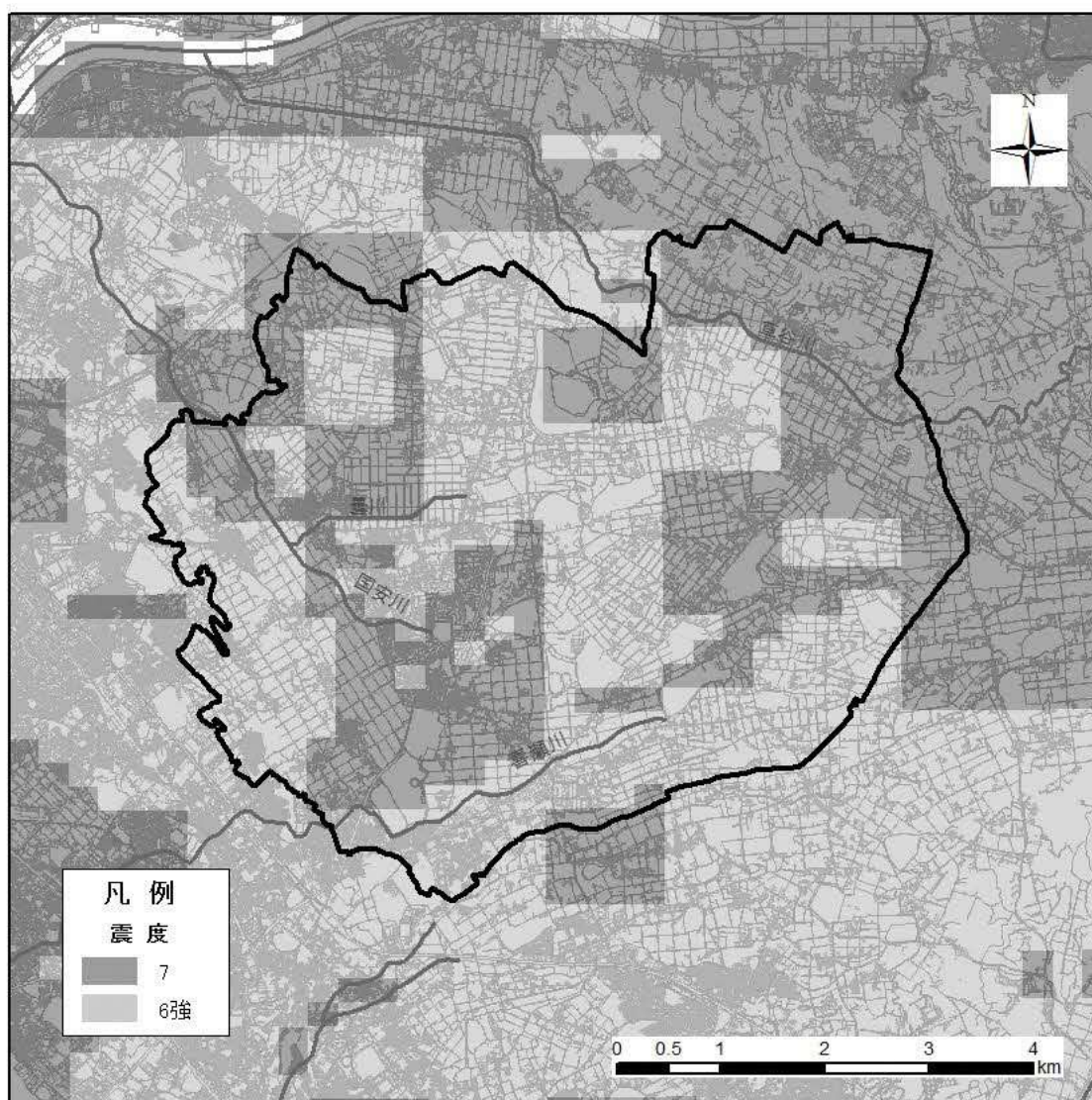
中央構造線断層帯等が分布している。また、県外にも上町断層帯等多くの活断層が分布しており、兵庫県においても強い揺れが想定される。

兵庫県地震被害想定調査では、比較的活動度の高い断層を中心に、県内への影響が大きいと考えられる4つの活断層（内陸型地震）による地震被害を予測している。

(1) 想定される被害

兵庫県地震被害想定調査では、建物被害、出火・延焼被害の想定のほか、季節、時刻等の条件の違いを考慮した人的被害の想定が行われている。

このうち、町域で最も多い人的被害が発生することが想定される、山崎断層帯主部南東部と草谷断層で、冬の早朝5時において地震が発生した場合の被害を想定した。



<山崎断層帯主部南東部と草谷断層の震度分布図>

稲美町の被害想定（山崎断層帯主部南東部と草谷断層）

物的被害				人的被害			
揺れ		液状化	火災	建物倒壊（冬早朝5時）			建物被害
全倒壊数 （棟）	半倒壊数 （棟）	全倒壊数 （棟）	焼失棟数 （棟）	死者数 （人）	負傷者数 （人）	重傷者数 （人）	避難者数 （人）
5,671	4,147	54	6	353	267	222	14,775

（震度：7、マグニチュード：7.5）

以下に県被害想定で詳細な被害想定結果が記載されている山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）地震における稲美町の被害想定を参考にあげる。

稲美町の被害想定（山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部））

30年発生確率				0.1～3%	
想定規模（マグニチュード）				M8.0	
想定震度			震度	6強	
揺れによる 建物被害	揺れ	全壊	棟	594	
		半壊		2,750	
	液状化	全壊	53		
火災による建物被害（冬夕方18時）		焼失	棟	2	
ライフライン施設の 被害	上水道	断水人口1日目	人	17,233	
		復旧日数	日	88	
	下水道	支障人口1日目	人	519	
		復旧日数	日	28	
	電力	停電	軒数	2,498	
	ガス	供給停止	戸数	1,100	
通信	固定電話	回線数	1,345		
震災廃棄物発生量			千トン	441	
建物倒壊による死傷者数 （早朝5時）		死者	人	38	
		負傷者		301	
		重傷者		24	
火災による死者数（冬夕方18時）		焼死者	人	1	
避難者数	建物被害	避難者	人	3,761	
	断水（1日後）	避難者		5,013	
	避難者総数			8,774	
	避難所生活者（10時間後）			2,281	
	帰宅困難者			5,947	
物資不足量（4日後）		食糧	食	-22,983	
		飲料水	リットル	-27,983	
		毛布	枚	2,440	
		被服	セット	-930	
		仮設トイレ	基	-9	
		簡易トイレ	基	-93	
経済被害		直接被害	億円	712	
		間接被害	億円	36	

2-2 海溝型地震（南海トラフ地震）

(1) 想定される地震

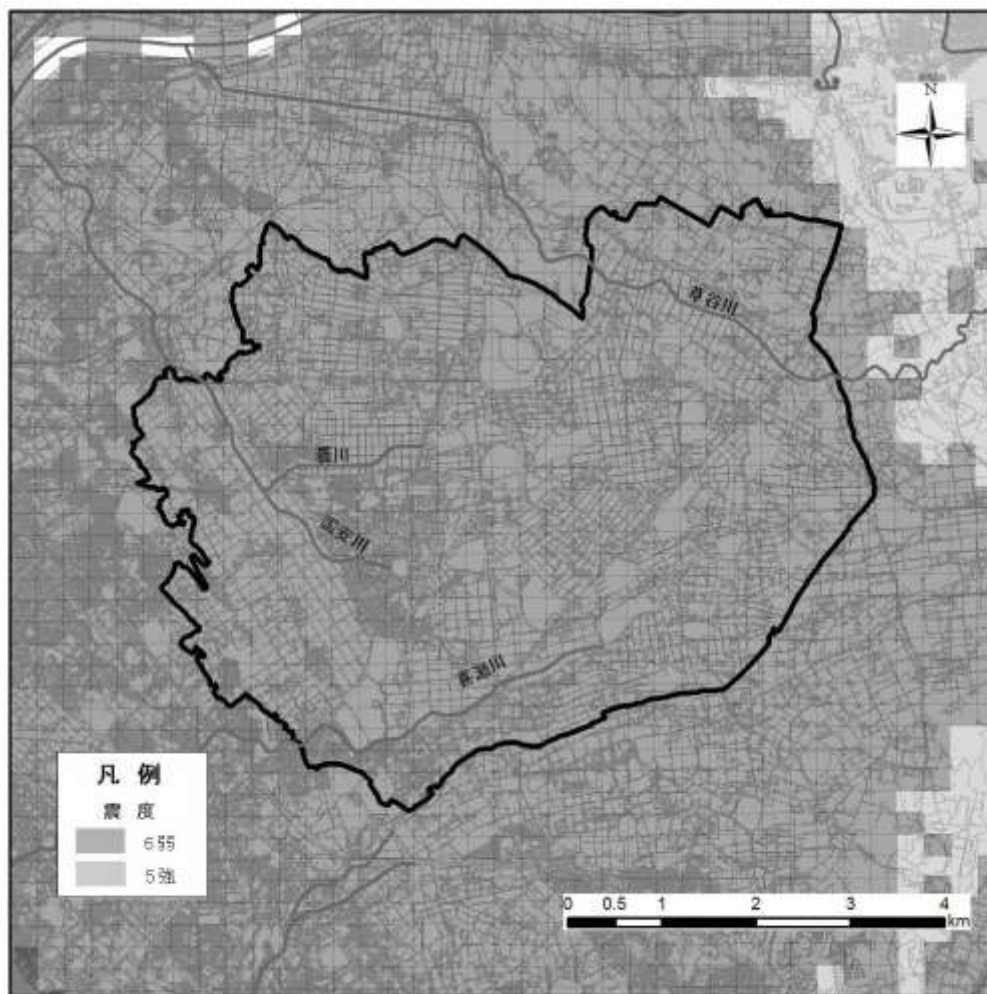
東日本大震災後、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフを震源とする地震について、東日本大震災で得られたデータや現時点における最新の科学的見地に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波としてM9.1の巨大地震が想定された。

(2) 想定される被害

国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、兵庫県独自の詳細な津波浸水想定及び被害想定が行なわれた。

このなかで、淡路地域で震度7の最大震度が想定されるなど、瀬戸内海沿岸地域を中心に強い揺れが発生し、それに伴う火災、土砂災害、津波などの影響により、阪神・淡路大震災を超える規模の被害が出るのが想定されている。

稲美町では、地理的・地形的条件から津波による被害は発生しないとされているが、町域の全域で震度6弱の揺れが発生し、人的・物的被害が生じることが予想されている。



※町域の全域で震度6弱

<南海トラフ地震の震度分布図>

稲美町の被害想定（南海トラフ巨大地震）

項目	発災時刻	冬5時	夏12時	冬18時
原因別建物全壊棟数 (棟)	計	230	229	230
	揺れ	228	228	228
	液状化	1	1	1
	火災	1	0	1
	土砂災害	0	0	0
	津波	0	0	0
原因別建物半壊棟数 (棟)	計	1,744	1,744	1,744
	揺れ	1,720	1,720	1,720
	液状化	24	24	24
	土砂災害	0	0	0
	津波	0	0	0
原因別死者数 (人)	計	14	10	14
	揺れ	14	10	14
	(うち屋内収容物落下等)	(0)	(0)	(0)
	火災	0	0	0
	土砂災害	0	0	0
	津波	0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0
	交通(道路)	0	0	0
原因別負傷者数 (人)	計	343	329	337
	揺れ	343	329	336
	(うち屋内収容物落下等)	(8)	(5)	(7)
	土砂災害	0	0	0
	津波	0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	1
	交通(道路)	0	0	0
原因別重傷者数 (人) (負傷者数の内数)	計	23	29	23
	揺れ	23	29	23
	(うち屋内収容物落下等)	(1)	(1)	(1)
	土砂災害	0	0	0
	津波	0	0	0
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0
避難者数 (人)	当日	511	514	514
	1日後	511	514	514
	1週間後	496	499	499
	1ヶ月後	256	257	257
帰宅困難者数(人)	当日	-	2,407	1,681
断水人口(人)	1日後	7,334	7,334	7,334
下水道支障人口(人)	1日後	480	480	480
停電(軒)	1日後	528	528	528
通信支障回線(回線)	1日後	277	277	277
復旧対象となる ガス供給停止(戸)	1日後	0	0	0
災害廃棄物等 (千トン)	計	25	25	25
	災害廃棄物	25	25	25
	津波堆積物	0	0	0

3. その他の災害（風水害、地震災害以外の大規模な災害等）

3-1 大規模火災災害

県内では、大規模火災がこれまでもしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。

3-2 危険物事故災害

危険物施設についてこれまで特に大規模な事故の事例はないが、硫酸等の危険物が漏れる事故が発生しており、阪神・淡路大震災におけるLPG施設でのガス漏れの例等から、大惨事につながるおそれがある。また、危険物の運搬時にも事故が発生するおそれが考えられる。

次に、事故により周辺地域住民に影響を与えるもの又はおそれがある災害を想定する。

(1) 危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発

「危険物」は、消防法第2条第7項に規定されているもの、「高圧ガス」は、高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

(2) 毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等

「毒物・劇物」とは、毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

(3) 火薬類の火災、爆発

「火薬類」とは、火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

3-3 道路災害

道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、災害の事象により次の5つの災害を想定する。

- ① 道路構造物（橋梁等）の損傷、自然現象等を原因とする被害
- ② 自動車の火災又は爆発
- ③ 自動車からの危険物等の流出
- ④ 道路上での大きな交通事故
- ⑤ 道路上での極端な雑踏による被害

3-4 その他 想定される災害

その他、稲美町には、空港や原子力事業所はないが、航空機や原子力等に係る事故事象として、以下の災害を想定する。

(1) 航空機災害

町域に航空機が墜落した場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること等を考慮する。

(2) 核燃料物質、放射性同位元素等の事業所外運搬災害

核燃料物質、放射性同位元素等の輸送中の衝突事故、火災事故、落下事故等により遮蔽性能及び密封性能が劣化するような事象を想定するものとし、万一の事態に備え、関係法令等に基づき、町が県やその他防災関係機関と講じるべき対策について検討する。

(3) 不法廃棄等事案

不法廃棄等事案では、不法廃棄等される放射性物質が「放射能は高いが少量」又は「放射能は低いが大量」の場合が考えられる。本計画では、県計画に従い次の事態を想定する。

1) 放射能は高いが少量の場合

市街地に立地するスクラップ事業所において、作業中にスクラップ中から大量の医療用ラジウム針（74MBq^{※1}×20本＝約1.5GBqと想定）が発見され、直接触れた作業員数名が被ばく（被ばく線量は約250mGy^{※2}と想定）するとともに、周辺住民に被ばくに関する不安が広がる事態

2) 放射能は低いが大量の場合

市街地に立地する倉庫から、トリウムを含むモナザイト鉱、数100kgが発見され、周辺住民に汚染・被ばくに関する不安が広がる事態

※1 「Bq」：ベクレル。放射能の単位で1秒間に1個の原子核が壊変している放射性物質を指す。「TBq」は、その1012倍のテラベクレルを示す。なお、「MBq」は、106倍のメガベクレル、「GBq」は、109倍のギガベクレルを示す。

※2 「Gy」：グレイ。1kg当たり1ジュールのエネルギー吸収があるときの線量（吸収線量）を指す。「mGy」は、その千分の1のミリグレイを示す。

第2部 災害予防計画

第1章 都市防災構造の強化

[実施担当 全部署]

第1節 防災構造の強化

建築物の耐震化等を推進するなど、災害に強い都市基盤の整備を進める。

公園や緑地等、緊急時における避難所及び活動支援等のオープンスペースの確保につとめるとともに、狭あい道路の改善を進める。さらには交通体系の整備や水道・電気・ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等ライフラインの耐震化や河川・ため池等の整備・改修の治水事業を推進するなど、災害に強いまちにしていくことが基本である。

したがって、市街地の不燃空間の確保と住環境の改善を目指して、従来以上に地域住民の参加や民間活力の活用を図り、地域特性に応じた多面的な手法による市街地整備の施策を着実に推進していく必要がある。また、計画的な土地利用の規制、誘導を行い、建築物の不燃化を促進するなど、地域防災拠点の整備はもとより、被害を最小限にとどめるため、災害に強いまちづくりのために効果的な施策の発展を図っていかねばならない。

1. 都市計画

都市計画は、都市計画法（昭和43年法第100号）に基づき、都市計画区域の指定及び市街化区域、市街化調整区域の決定等がなされている。

そのため、稲美町の都市計画に関する基本的な方針である「稲美町都市計画マスタープラン」に基づいて、長期的な視点に立った秩序ある土地利用及び市街地の形成を進める。

1-1 都市計画施設の整備

(1) 道路の整備

道路は防災上、延焼遮断帯としての空間、住民の避難路、消火活動のための空間など、多くの機能をもっている。そのため、幹線道路や生活道路に応じた防災機能の確保及び公園、緑道、広域避難場所等とのネットワーク化、また、隣接市町とを結ぶアクセス道路の整備等を計画的かつ総合的に考えていく。

1) 市街地等

- ・ 都市計画道路事業の推進を図る。
- ・ 生活道路の整備を促進し、狭あい道路の解消に努める。
- ・ 沿道の緑化を進め、避難路の整備を図る。

2) 田園集落部等

道路交通の安全と円滑な運行を確保し、あわせて災害に強い道路を整備するため、危険

箇所の改良等を実施し、整備を図る。

(2) 橋梁の整備

橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。

橋梁の長寿命化計画を実施することにより既設の橋梁で老朽化の進んでいるもの、耐荷力の不足するもの及び出水期に流失等のおそれがある橋梁については、架替えや維持補修（橋脚強化）等に努める。

(3) オープンスペースの確保

公園・緑地は、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション等の機能とともに、震災時における一時避難場所や延焼防止のオープンスペースとして果たす役割は大きい。

このため、災害に強いまちづくりの一環として、稲美中央公園、サン・スポーツランドいなみを地域防災の活動拠点として位置づけている。

(4) 上水道の整備

上水道施設の耐震性を強化し、災害に伴う被害を最小限にとどめ、安全に給水の確保を図るため、導水・送水及び配水施設の整備補強を行う。

1) 導配水施設等

- ・ 老朽導送水管及び配水管の敷設替え、導送配水管の接続部の保護
- ・ 配水池施設、ポンプ場、薬品注入管等の整備補強
- ・ 自家発電設備の整備補強

(5) 下水道の整備

下水道施設の耐震性を向上させるため「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会）に基づき、下水道システム全体の安全性を高める。

1) ポンプ場、処理場

- ・ 適切な工法による耐震性の向上

2) 既設管

- ・ 老朽管の更新等、接続部の改良補修

2. 公共施設等の整備点検

次の施設について、その管理者は、施設の機能及び周囲の状況等に応じて耐震性・耐火性の点検を行い、整備を図るために必要な措置を講ずる。

2-1 公共公益施設

道路、河川、公園、上・下水道、官公庁建物、電気、ガス、放送、通信等の施設

2-2 危険物施設等

石油類、高圧ガスを取扱う施設

2-3 その他の特殊建築物

学校、社会教育施設、社会福祉施設、病院等

3. 市街地の防災化の促進

市街地における防災機能の向上を図るため、必要な措置を講じる。

- ・ 建築物の耐震化・不燃化の促進
- ・ 公園・緑地のオープンスペースの確保
- ・ 耐震性貯水施設の整備

4. 避難所等の指定

都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、地形、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえた災害に対する安全性等及び地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難者が避難生活を送るために必要十分な「指定避難所」や「福祉避難所」をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民に対して周知徹底を図るものとする。

また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

5. 調査研究への協力

今後の災害対策の基礎とするために、兵庫県が実施する各種調査及び他の機関の行う地震に関する調査研究等に積極的に協力し、地震時における被害状況を想定して、防災対策の万全を期する。

第2節 地震防災緊急事業の推進

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の推進を行う。

1. 地震防災緊急事業五箇年計画の対象

地域防災計画で定めている事項のうち、次の施設等の整備において、主務大臣の定める基準に適合するものとする。

1-1 対象となる施設（抜粋）

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため、必要な道路、臨時防災ヘリポート
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ ⑦、⑧に掲げるもののほか、不特定かつ多数の人が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- ⑩ 土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑪ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑫ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備、その他の施設又は設備
- ⑬ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により避難者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑭ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑮ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等、地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑯ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑰ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設であって政令で定めるもの

2. 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条で、国の負担又は補助の特例が定められている。

3. 事業の実施

県は、地震防災対策特別措置法に基づき、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区において、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し、令和2年度より第6次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

稲美町では、この計画に基づき、地震防災緊急事業を計画的に取り組むこととする。

<地震防災緊急事業五箇年事業>

事業名	事業概要等	箇所数	進捗状況
消防防災施設整備費補助事業	備蓄倉庫	1箇所	計画中
小型動力ポンプ付積載車	消防車両（消防団設備関係）	6箇所	整備中
救助資機材等総合整備事業	—	10箇所	計画中
道路事業（道路改良）	主要地方道宗佐土山線	1箇所	整備中
ため池整備事業等	新仏池、河原山池	2箇所	整備中

（令和3年度末現在）

第3節 防災対策事業の推進

災害に強いまちづくりを推進するため、防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業の計画に基づいた事業の推進を行う。

1. 防災基盤整備事業計画の対象

次のような施設・設備において、防災機能の向上等となる防災基盤の整備を計画的に推進する。

- ① 防災拠点施設
- ② 消防水利施設
- ③ 初期消火資機材
- ④ 消防団の活動のために整備される施設
- ⑤ 防災情報通信施設等

2. 公共施設等耐震化事業計画の対象

地域防災計画その耐震改修を進める必要がある次の施設を対象とする。なお、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令もしくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、全面改修は対象としない。

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設
- ② 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む）
- ③ 不特定多数の人が利用する公共施設（橋梁・道路等の交通安全施設等を含む）等

3. 計画の策定

計画の策定にあたっては、事業の概要、事業費、財源内訳、事業スケジュール等を定め、県を經由して国に提出する。

第2章 建築物等の耐震性の確保

地震に対する安全性を高めるため、庁舎、学校等の公共建築物等の防災上重要な施設について、計画的に耐震工事を行い、耐震性の確保に努めてきた。一般建築物についても引き続き耐震性強化を促進するための対策を行う。

特に、昭和56年5月以前に着工された建築物を重点的に、住宅・建築物の耐震改修等の促進に努める。

[実施担当 総務課、地域福祉課、健康福祉課、こども課、都市計画課、教育課、生涯学習課、文化の森課]

1. 公共施設（町施設）の耐震化

町は、庁舎等の災害時の拠点となる施設や多数の人の利用に供する学校、社会教育施設、社会福祉施設等について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

また、新設の公共建築物は耐震構造にする等の必要な措置を実施する。

2. 一般建築物の耐震化の促進

町は、昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を推進する。

2-1 建物所有者及び住民への普及啓発

町は、住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であることと、耐震改修の必要性について普及啓発に努める。

2-2 建築物相談の実施

町は、県土整備部建築指導課、東播磨県民局（加古川土木事務所まちづくり建築課）と連携し、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益法人日本建築士会連合会等（以下「建築関係団体」という。）と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努める。

2-3 建築物耐震診断の推進

町は、必要に応じ、建築関係団体と協力して昭和56（1981）年5月31日以前に着工した住宅を対象に建築物の簡易耐震診断を推進する。

2-4 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施に向けた啓発に努める。

- ① ブロック塀の点検方法（建築基準法遵守状況など）の普及啓発
- ② 建築基準法の遵守、啓発

3. 耐震改修の支援

町は民間住宅の地震発生時における倒壊やそれに伴う被害を減少させるため、耐震性を向上させる工事等に補助を行う。

3-1 住宅耐震改修計画策定費等補助事業

詳細な耐震診断や十分な安全性を確保する耐震改修計画の策定に要する費用への補助
〔対象住宅〕昭和56（1981）年5月31日以前着工の町内に存する住宅で簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

3-2 耐震改修工事費補助事業

地震に対する十分な安全性が確認できる耐震改修工事に要する費用への補助
〔対象住宅〕昭和56（1981）年5月31日以前着工の町内に存する住宅で簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

3-3 簡易耐震改修工事費補助事業

耐震性能を改善するための耐震診断・改修計画の策定とそれに伴う耐震改修工事に要する費用への補助
〔対象住宅〕昭和56（1981）年5月31日以前着工の町内に存する住宅で簡易耐震診断の結果、「危険」と診断されたもの

3-4 耐震シェルター設置工事費補助事業

居住する一室に耐震シェルターを設置する工事に要する費用への補助
〔対象住宅〕昭和56（1981）年5月31日以前着工の町内に存する住宅で簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

3-5 屋根軽量化工事費補助事業

屋根全体を、軽量化する工事に要する費用への補助
〔対象住宅〕昭和56（1981）年5月31日以前着工の町内に存する住宅で簡易耐震診断の結果、「やや危険」と診断されたもの

3-6 建替工事費補助事業

同一敷地内で、住宅の建替工事に要する費用への補助
〔対象住宅〕昭和56（1981）年5月31日以前着工の町内に存する住宅で簡易耐震診

断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

3-7 防災ベッド等設置助成事業

居住する一室に防災ベッド等を設置する工事に要した費用への補助

〔対象住宅〕昭和56(1981)年5月31日以前着工の町内に存する住宅で簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

3-8 住宅耐震等補助事業

町内業者が施工して行う、耐震改修工事に要した費用への補助

〔対象住宅〕昭和56(1981)年5月31日以前着工の町内に存する住宅で簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

第3章 河川・ため池施設の整備

第1節 河川整備

河川・農業用河川工作物等における風水害・地震による災害を未然に防止するため、計画的な予防対策を推進する。

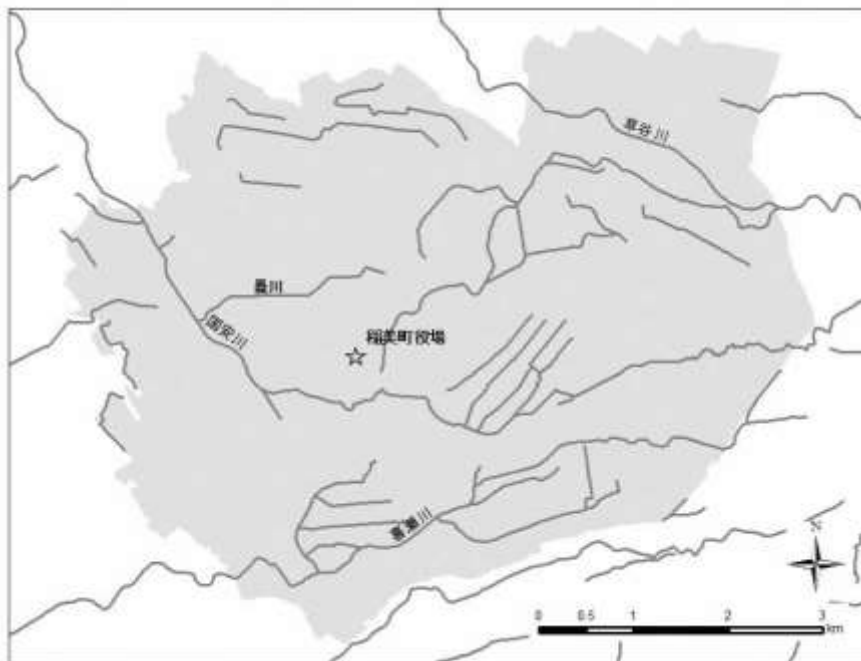
[実施担当 土木課]

1. 河川の現況

稲美町における河川は、1級河川「曇川」「国安川」「草谷川」及び2級河川「喜瀬川」があり、曇川、国安川、草谷川は加古川に、喜瀬川は播磨灘に注いでいる。

区分 河川名	管理者	延 長			
曇 川	兵庫県	1級	7.5 km	内町域	3.3km
国安川	兵庫県	1級	2.0 km	内町域	2.0km
草谷川	兵庫県	1級	9.5 km	内町域	3.2km
喜瀬川	兵庫県	2級	8.4 km	内町域	3.8km

(令和4年度県土整備部資料)



【河川位置図】

2. 河川の整備計画

県は、開発や都市化の進行、多発する局地的大雨（ゲリラ豪雨）によって引き起こされる浸水被害等に対応するため、平成24年4月1日に総合治水条例を施行している。さらには、雨水の流域対策や減災対策などについて、総合的な取り組みを行うため、地域総合治水推進計画の策定や総合治水の推進に資する施策の実施を行っている。

県管理の河川については、県が行う事業に協力するとともに、県に対して、河川改修に係る意見、要望等を伝達する。

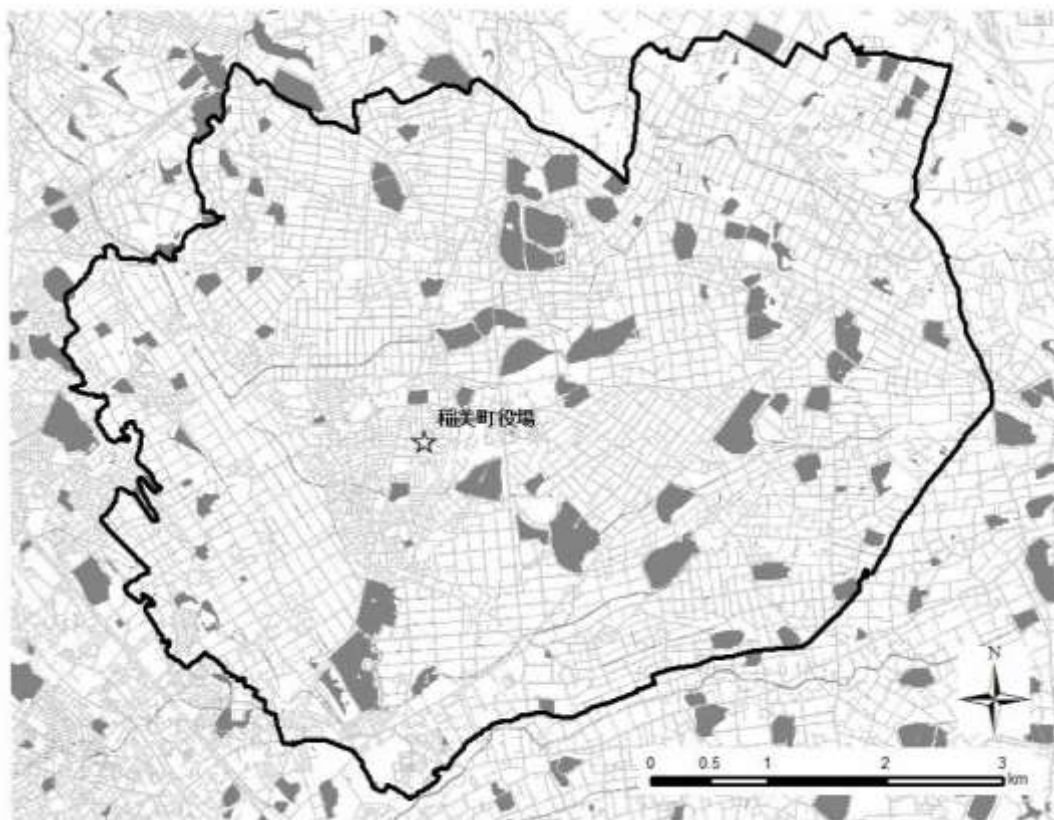
第2節 ため池整備等

ため池における風水害・地震による災害を未然に防止するため、計画的な予防対策を推進する。

[実施担当 産業課]

1. ため池の現況

稲美町には、88か所のため池が点在し、町面積の約11%を占めている。このうち、防災重点ため池は66箇所となっている。ため池は農業用水の貯水池として利用されており、大雨時には、調整池としての役割も担っている。



【ため池位置図】

2. ため池の整備計画

ため池の堤体等の老朽化や地震や豪雨により決壊した場合に影響が大きいため池の災害を防止するため、ため池を計画的に改修する。

2-1 ため池の定期点検

定期点検は、概ね5年ごとに実施し、健全度評価を行う。

2-2 ため池の改修

定期点検等により「要改修」と判定されたため池について、県やため池管理者と調整を図り、整備計画を検討していく。

事業名	事業予定箇所
農村地域防災減災事業	河原山池 (平成30～令和6年度)

3. ため池管理

管理者は、日常点検・定期点検を行うとともに、大雨時においてパトロール点検を行う。

また、町は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。

3-1 ため池点検

ため池管理者は町内にあるため池が、下記の状況にある時にため池の点検を行い、町に報告する体制を整えている。

- ① 毎年5月
- ② 大雨特別警報発令時
- ③ 震度4以上の地震が発生した時

3-2 ため池パトロール

毎年6月の「豊かなむらを災害から守る月間」の活動の一環として、町内の要監視ため池を、関係機関により点検し、災害を未然に防止する。

3-3 集中豪雨時の事前対策

大雨が予想される場合は、ため池管理者に連絡し、事前に水位を下げるなど対策を講じる。

3-4 緊急時の体制

堤体の決壊等危険な状態が予想される場合、ため池管理者及び町で応急対策資材（土の

第2部 災害予防計画
第3章 河川・ため池施設の整備

う、木杭)を調達し、応急措置を行う体制づくりに努める。

第4章 道路施設の整備

災害時において、道路は避難行動、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路線としての機能ばかりでなく、火災の延焼防止機能を持ち合せている。そのため、幹線道路の整備や、主要地区における区画道路の整備を促進し、狭あい道路の整備を進める。

[実施担当 土木課、都市計画課]

1. 道路の現況

稲美町の道路は、道路幅員が狭小な道路が多く、緊急時の避難、救援、消火活動などには不十分なため、道路施設の整備に努める。また、道路施設被害を軽減して交通障害を防止し、かつ緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路・橋梁についての危険箇所及び迂回道路を調査して、改良及び補修に努める。

また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。さらに、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

種別	実延長 (m)	舗装道 (m)	舗装率 (%)	備考
県道	46,805	46,805	100.0	
町道	299,264	269,443	90.0	
合計	346,069	316,248	91.4	

「道路台帳」(令和4年度末現在)

2. 道路等の整備計画

道路は、避難、救助、応急対策などの緊急活動のほか延焼防止にも有効であるため、既設道路の改良については今後も引き続き整備を推進する。

2-1 危険箇所の調査・整備

町道を対象に、補修など対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

2-2 橋梁の整備

河川の増水による橋梁の流失、落下を防止し、交通の確保を図るため、橋梁の総点検を

実施し、補修など対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い橋梁から防災対策を進める。

また、併せて今後老朽化する橋梁数の増大に対応するために策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の改修を進める。

2-3 関係機関・団体との協力など

- ① 災害時の道路交通管理体制の整備
- ② 警察と警備業者などとの協議（交通規制、交通誘導）
- ③ 道路管理者と建設業者との協議（障害物の除去、応急復旧の人員、資機材などの確保）
- ④ 町と運送事業者などとの協議（緊急輸送体制の整備）

3. 緊急輸送道路等の整備

災害発生後の救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うために緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

稲美町は、県が指定した（幹線）緊急輸送道路から稲美町の防災拠点につながる道路を緊急輸送道路と位置づけ、円滑に物資輸送が実施できるよう、多重性・代替性を確保した効率的な緊急輸送道路網の整備を計画的に進める。

3-1 緊急輸送道路の指定

県は、道路状況や防災拠点等をもとに、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備を図り、代替路の設定などと併せ、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努めている。

緊急輸送道路を構成する路線は、県外からの救援物資等の輸送や、避難者の搬送など諸活動を想定して選定し、道路や防災拠点の整備状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。

稲美町域に係る次の路線及び区間が緊急輸送道路として指定されている。

路線名	起 点	管理者名	区間延長 (km)
	終 点		
主要地方道宗佐土山線	加古川市八幡町国包	兵庫県	7.9
	稲美町六分一		
一般県道野谷平岡線	国岡南	兵庫県	1.2
	稲美中央公園		
町道百丁場五軒屋線	愛宕	稲美町	1.5
	稲美町岡		

3-2 輸送拠点

緊急輸送を実施する際の輸送拠点として、緊急輸送道路に近接している箇所であること

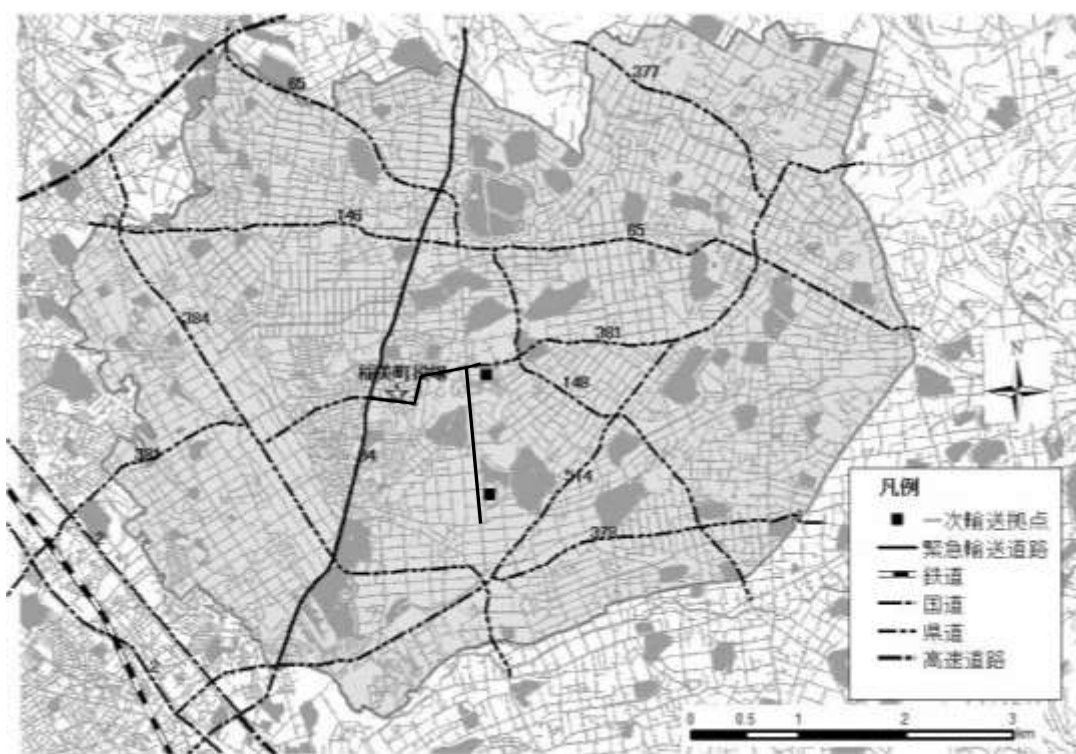
を基本的な要件とし、次のとおり位置づける。なお、この輸送拠点については、優先的に施設の耐震性を確保する。

(1) 一次輸送拠点

稲美町では、「稲美中央公園」、「サン・スポーツランドいなみ」を一次輸送拠点として位置づける。一次輸送拠点は、陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点とする。また、一次輸送拠点は、ヘリコプター臨時離着陸場適地となっている。

(2) 二次輸送拠点

地域内の避難所、病院及び社会福祉施設等を二次輸送拠点として位置づける。二次輸送拠点は、一次輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、仕分け、配送等を行う地域防災拠点とする。



【緊急輸送道路・輸送拠点位置図】

第5章 ライフライン関係施設の整備

第1節 上水道施設等の整備

災害による上水道施設の被害軽減と飲料水の確保を図るため、重要施設の耐震化を図り、円滑な給配水が行えるよう整備点検に努める。

[実施担当 水道課]

1. 上水道施設の整備・保守

1-1 重要施設の安全性診断及び安全性の強化

災害等による断水・減水をできるだけ少なくし、重要施設について被災を最小限にとどめるため、施設の新設・拡張・改良を計画的に進める。また、耐震性の高い管材料・耐震性接続部の採用を行う。

1-2 水道施設の保守点検

水道施設の管理にあたり、貯水、導水、送水、配水等の巡回点検を行う。

1-3 断水対策

断水対策として、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

1-4 図面の整理

緊急時において、適切な対応がとれるように日頃から図面の整理を図り、施設の状況を把握する。

1-5 系統間の相互連絡

町（水道事業者）は、導水管路・送水管路及び幹線配水経路が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水管路・送水管路及び幹線配水経路の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市との間で緊急時に連絡管等による相互応援に係る協定を締結し、応援給水を実施するために必要な連絡管や付随施設等の整備を行う。

2. 上水道施設の耐震化

重要度の高い基幹施設等についての耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を進める。

- ① 配水池等の構造物
- ② 主要な管路
- ③ 自家発電設備等の上水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

3. 災害時用の資機材の整備

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。

4. 協定等に基づく相互応援活動

「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

5. 教育訓練・広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

- (1) 職員に対する教育及び訓練
- (2) 住民に対する平時の広報及び訓練
 - 1) 広報
 - ① 事前対策及び災害対策
 - ② 飲料水の確保
 - ③ 給水方法の周知徹底
 - ④ 水質についての注意
 - ⑤ 広報の方法
 - 2) 訓練
 - ① 給水訓練等

第2節 下水道施設等の整備

下水道施設は、住民の安全で衛生的な生活に欠かせないものである。町は災害による被害を最小限にとどめるため、災害に強い下水道施設の整備に努める。

[実施担当 水道課]

1. 下水道施設の整備・保守

1-1 下水道整備計画とその現況

稲美町の下水道は、兵庫県が施工する加古川下流域下水道に加わり、流域関連公共下水道として昭和63年度に都市計画決定、事業着手し、平成8年から供用開始を行っている。加古川下流域下水道以外の区域については、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業補助を行なっている。農業集落排水事業については、8地区が平成16年度に整備完了し供用開始を行っている。

また、雨水排水については、昭和63年に策定された排水計画を基に、平成2年度から浸水対策下水道事業として整備に努めている。

1-2 雨水幹線の概要（事業認可区域のみ）

雨水幹線名称	延長 (m)	排水面積 (ha)	施工状況
国安川2号雨水幹線	2,215	56	完了
国安川3号雨水幹線	425	16	完了
国安川4号雨水幹線	1,005	18	〃
国安川5号・6号雨水幹線	1,630	41	5号完了・6号未整備
国安川7号雨水幹線	350	23	完了
枯川1号雨水幹線	430	20	〃
枯川5号雨水幹線	920	5	未整備
枯川7号雨水幹線	950	20	〃

1-3 下水道施設の機能保持

災害等においても下水道機能の低下をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめる計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画に併せて計画的に整備する。

1-4 下水道施設の保守点検

下水道施設の管理にあたり、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の状況を把握するとともに、平常時の巡視及び点検を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要な災害対策を講じる。

- ① 下水道台帳の整備
- ② 既往災害履歴の作成
- ③ 耐震点検
- ④ 日常点検保守
- ⑤ 被災の可能性が高い箇所の把握

2. 下水道施設の耐震化

「下水道施設の耐震対策指針と解説」の基準に基づき、新設・増設施設について次の点を主眼に耐震設計を行う。また、既存施設についても同様に耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震強化計画を作成し、計画的に整備する。

- ① 新基準に基づく耐震構造計算
- ② 耐震性の高い材料の採用
- ③ 耐震性継手の採用

3. 災害時用の資機材の整備

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。

4. 協定等に基づく相互応援活動

「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

5. 教育訓練・広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平時から教育訓練等を実施する。

第3節 電気通信設備等の整備

電気通信設備は、災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びにパニックの発生防止及び防災関係機関の応急対策に大きな役割を果たす。このため、西日本電信電話(株)兵庫支店等電気通信事業者は、非常用電源の整備による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保等、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

[実施担当 西日本電信電話(株)]

1. 西日本電信電話(株)による取組

1-1 施設の保全及び耐震性の強化

(1) 建物及び鉄塔

建物及び鉄塔の耐震診断及び補強を実施する。

(2) 所内設備

1) 機械設備

建物に設置している交換機、伝送設備などについて震動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施する。

2) 電力設備

電力設備は、建物へ支持金物により固定し、蓄電池は耐震枠による移動防止などの対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施する。

(3) 所外設備

架空ケーブルの地中化を計画的に推進する。

1-2 災害対策用設備等の整備・点検

- ① 通信途絶用無線網の整備
- ② 有線不通時の内閣府中央防災無線における国等防災関係機関との通信確保
- ③ 災害対策用機器の整備・充実
- ④ 復旧機材の備蓄

1-3 防災訓練の実施

(1) 訓練の実施

災害発生時に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 訓練の内容

- ① 災害対策情報伝達演習
- ② 災害復旧演習
- ③ 大規模地震を想定した復旧対策演習

(3) 訓練の方法

- ① 広域規模における復旧シミュレーション
- ② 事業所単位での、参集・情報伝達演習
- ③ 防災関係機関における総合防災訓練への参加

第4節 ガス設備等の整備

地震・風水害等からガス施設の被害を防止するため、大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部及び一般社団法人兵庫県LPガス協会により、耐震性の向上、防災システムの強化、防災体制の整備を図る。

[実施担当 大阪ガスネットワーク(株)、兵庫県LPガス協会]

1. 大阪ガスネットワーク(株)による取組

1-1 防災システムの強化

保安用通信設備、災害応急用無線電話等について、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするため、都市ガス設備の整備・点検を実施する。

(1) ガス管「地震被害予想システム」の運用

地震計から無線で届いた揺れのデータや事前に入力しておいた地震情報などからガス管の被害状況を予測するシステムを独自に開発し、導入している。

(2) 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために、製造所・地区導管部、供給所、高圧ステーション等に地震計を設置している。

(3) 保安用通信設備の充実

本社を中心にして、データ伝達、指令電話、移動無線は全て無線化されており、本社、製造所、地区事業本部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。無線通信回線網をより強固なものにするために、通信システムを多重化する。さらに万全を期するため、バックアップ設備の設置を完了し、どんな時にも都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールできるようにしている。

(4) 災害応急復旧用無線電話の活用

災害応急復旧用無線電話の活用については、既に各府県の事業所にも設置し、有線不通時の通信連絡手段として通信網の確保を行っており、今後とも緊急時における通信手段として効果的な活用を図る。

(5) 導管網のブロック化

大規模な地震発生等、万一ガス導管に被害が発生した場合、二次災害を防止するために被害の大きい地域のガス供給を一時的に停止し、被害のない地域は、継続してガスを供給する目的でブロック化を採用している。

ブロック化にはスーパーブロック、ミドルブロックとリトルブロックがあり、本社から無線による遠隔操作で被害の大きい地区へのガス送出を止めるため、供給エリアを山脈や

河川などの地形に合わせて分割したものが、スーパーブロックである。

局所的対応を容易にするとともに、復旧作業を安全で効率的に行う目的で、それをさらに細分化したものが、ミドルブロックとリトルブロックになる。

(6) 緊急時ガス供給停止システムの強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムと設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に各家庭の都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを設置している。

(7) マイコンメーターの設置

大地震発生時においてガスメーターで自動的にガスを遮断して、消費者設備の安全を確保するマイコンメーターの設置は、家庭用、業務用を含め、ほぼ全ての消費者へ設置している。

1-2 ガス施設の耐震性の向上（ガス導管）

ガス導管については、一般社団法人日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工しており、高圧導管は主に溶接鋼管を、中圧導管は溶接鋼管のほか耐震性に優れた機械的接合ダクタイル鋳鉄管を、低圧導管については新設・入替時にポリエチレン管や機械的接合ダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用している。

今後は、震災時にも強度が保たれるポリエチレン管をはじめ、耐震性の優れたガス管の接続材料などの導入を図る。

1-3 防災体制の整備

(1) 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行う。

(2) 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施する。

1-4 巡回点検計画の立案と実施

風水害対策として、あらかじめ風水害の発生が予想される際に巡回点検する主要供給路線、橋りょう架管及び受水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めておく。

2. 一般社団法人兵庫県LPガス協会による取組

2-1 防災システムの強化

(1) 集中監視システムの導入

電話回線等によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム（救急コール）にも活用する。

(2) 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の普及率は、ほぼ100%に達している。

また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

(3) 地域防災事業所の設置

県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、充填所、LPガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話等が整備されている。

2-2 ガス施設の耐震性強化

- ① 地震による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあつてはPE管）の導入促進を図る。
- ② 強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図る。

2-3 防災体制の整備

(1) 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

(2) 中核充填所の設置

大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12か所に中核充填所を設置し、以下を実施・配備する。

- ① 災害時石油供給連携計画を策定する。
- ② LPガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練を実施する。
- ③ LPガス自家用発電機を配備する。
- ④ LPガス自動車を2台以上配備する。
- ⑤ LPガス自動車へのLPガス充填設備を配備する。
- ⑥ 衛星携帯電話を配備する。

(3) 相互協力体制の確立

大阪ガスネットワーク㈱と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図るとともに近隣府県の関係団体と「近畿L Pガス連合会」の相互応援協力協定により、大規模災害時の相互応援体制を確立する。

(4) 防災訓練等の実施と参加

各ブロック、各防災事業所において、適時、地震等を想定した防災訓練を実施するとともに、兵庫県等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(5) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

- ① 県下各地でL Pガス使用家庭を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図る。
- ② 報道機関を通じて、災害時におけるL Pガスの対応について周知を図る。
- ③ 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるL Pガスの緊急対応について周知を図る。

第5節 電力設備等の整備

災害による電力設備の被害を防止するため、関西電力送配電㈱により防災体制及び設備の整備を図る。

[実施担当 関西電力送配電㈱]

1. 電力設備の災害予防措置に関する事項

1-1 水害対策

(1) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器の嵩上げを実施する。

また、屋外機器は、基本的に嵩上げを行うが、嵩上げが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 送電設備

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

1-2 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

1-3 雷害対策

(1) 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(2) 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

1-4 震災対策

(1) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重は、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

2. 防災業務施設及び設備等の整備

2-1 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、諸施設及び設備を強化、整備する。

2-2 通信連絡施設及び設備

(1) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、諸施設及び設備の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

(2) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加

え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

2-3 非常用電源設備

本店、支社等及び業務機関は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

2-4 コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

2-5 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

2-6 その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

3. 電気事故の防止

3-1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

3-2 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、広報活動を行う。

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(3) 停電関係

自治体や行政機関等を通じて、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設並びに人工透析などの医療機器等を使用している顧客の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

4. 非常対策用資機材の確保及び整備

4-1 災害対策用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

4-2 災害対策用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

4-3 災害対策用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

4-4 災害対策用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材等の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

4-5 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

4-6 災害対策用資機材等の仮置場

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

5. 防災教育、防災訓練の実施

5-1 防災教育

本店、支社等及び業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、各種パンフ

レット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

5-2 防災訓練

本店、支社等及び業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

6. 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整備しておく。

第6章 組織体制の確立

町域における災害を予防し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、効果的な活動の展開により速やかな災害の復旧を図るため、業務継続体制の確保をはじめとする必要な組織体制を定める。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

[実施担当 企画課、危機管理課、消防団]

1. 防災組織体制

町は、稲美町防災会議条例、災害対策基本法及び水防法等に基づき、稲美町地域防災計画の作成と実施の推進、災害発生に際し情報を収集すること及び関係機関に対する資料の提供等、必要な協力を求めること等を主たる所掌事務とする。

2. 業務継続体制の確保

町は、災害時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施できるよう、初動緊急対応期の職員のとるべき活動を取りまとめた職員災害対応マニュアルを活用する。平時から、防災通常業務のうち最低限継続すべき業務を整理した業務継続計画（BCP）を活用し、業務継続体制を確保する。

2-1 業務継続計画（BCP）に定める重要な要素

- ① 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

3. 災害対策要員の確保体制

町は、災害時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

3-1 24時間即応体制の確立

町は、災害時速やかに災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、特に、夜間における宿直から防災担当職員への連絡体制の整備・充実に努める。

3-2 即時参集可能職員の確保

災害時速やかに参集し、初動の応急対策(情報収集等)にあたる職員について、町内に居住する職員等の中からあらかじめ指定しておく。

3-3 災害対策要員等への連絡手段の確保

災害時の緊急呼び出し体制の整備・充実に努めるため、災害対策本部員や幹部職員等に対し、職員参集メールを活用する。

4. 災害対策要員の確保

災害時に避難所や情報収集等の業務に従事する要員については、職員の所属する部・課長と協議の上、毎年、要員連絡名簿作成時に指定し、要員の確保を図る。

4-1 避難所要員

迅速、円滑な避難所開設と、避難者への適切な対応に携わる要員とし、職員の勤務地及び自宅所在地等を考慮し、指定することとする。

4-2 情報収集要員

(1) 河川監視要員

モニター監視や現地派遣による定期的な情報収集を行う要員とし、原則2人1組で数班編成とする。

(2) 情報整理要員

関係機関等から収集した情報、町の施設からの情報、住民からの要請の受領及びその対応に係る様式の記録等、災害時の全情報を整理し、一元化するための要員とする。

5. 災害対策要員の研修・訓練

町は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、職員や消防団員等の研修・訓練を実施するとともに、災害応急対策等の円滑な実施を図るため災害時の行動を定めたマニュアルを作成する。

5-1 研修

町は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に関する講習会、シンポ

ジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努める。

5-2 情報収集・伝達訓練の実施

職員等による初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図るとともに、通信機器操作に係る研修・訓練を実施する。

5-3 緊急参集訓練の実施

夜間等の勤務時間外における災害の発生に備え、職員の緊急参集訓練を実施する。

5-4 避難所開設・運営

避難所運営マニュアルに基づき、住民参加による避難所開設・運営訓練の実施に努める。

避難所開設・運営訓練の実施時期・実施場所・想定被害・訓練内容等については、参加機関が協議して決定する。

6. 職員の防災意識の高揚

災害発生時の役割の周知徹底、研修・訓練の実施等により職員の防災・危機管理意識の向上を図る。

7. 町の消防体制

稲美町は、播磨町と共に加古川市消防本部に常備消防事務を委託している。また、非常備の消防組織として消防団が組織されている。

7-1 加古川市消防本部の組織と消防水利施設の状況

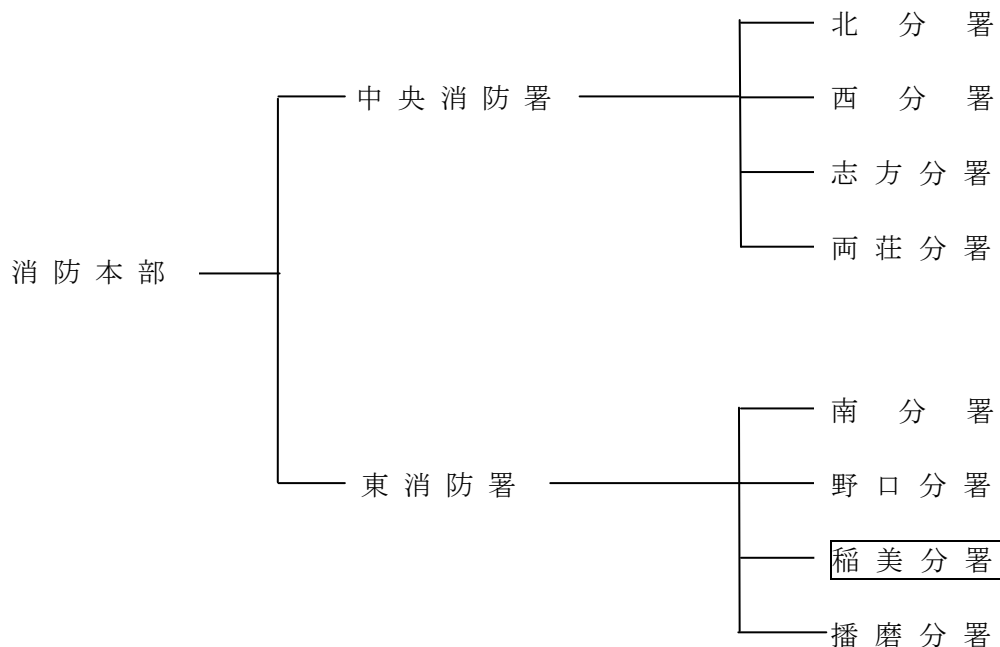
(1) 沿革

昭和57年4月に消防事務委託協定が成立し、稲美町を加古川市消防本部の管轄とする。

昭和58年11月に消防事務委託を受けて加古郡稲美町国安に加古川市東消防署稲美分署を開設、消防業務を開始する。

(2) 組織と配備状況

1) 加古川市消防本部の組織



2) 稲美分署の配備状況

所属	職員	消防車両 (タンク車)	消防車両 (ポンプ車)	消防車両 (救急車)
稲美分署	20人	1	1	1

3) 消防水利施設の状況

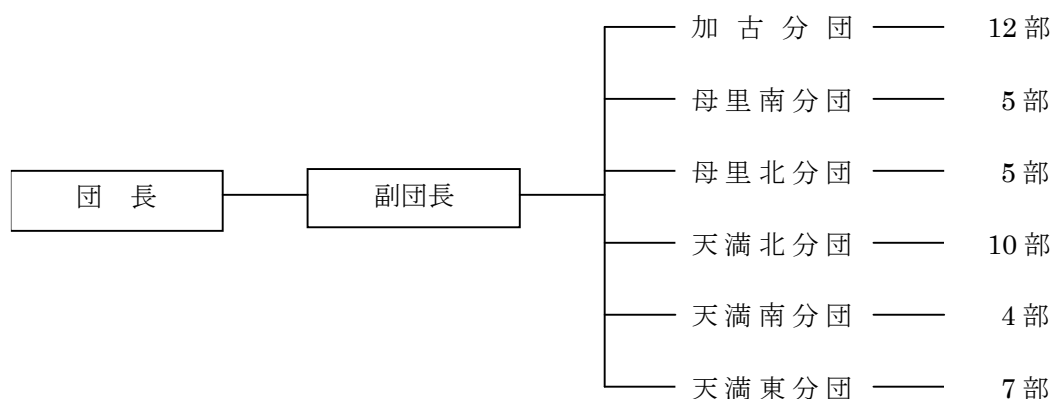
町	消火栓	防火水槽
稲美町	1,372	156

7-2 消防団の現況

町の消防団の現況は、以下のとおりである。

(1) 組織と団員数

町の消防団は、現在6分団43部で組織されている。団員数は、条例定数が863人である。



(2) 車両配置

消防団の現有車両は、小型動力ポンプ付積載車 43 台（うち軽四 14 台）である。

種別 団別	小型動力ポンプ付 普通積載車	小型動力ポンプ付 軽四積載車	計
加古分団	4	8	12
母里南分団	4	1	5
母里北分団	5		5
天満北分団	7	3	10
天満南分団	4		4
天満東分団	5	2	7
計	29	14	43

(令和4年4月1日現在)

7-3 整備計画

(1) 消防力の拡充

- ① 消防用車両の計画的な整備更新を図る。
- ② 消防水利施設の整備更新を図る。

(2) 消防団の拡充

- ① 消防団員の訓練、指導育成に努める。
- ② 消防団、自主防災組織及び加古川市消防本部との連携強化を図る。

7-4 消防団員の活性化

大規模災害になると防災関係機関等自体が被害を受け、災害対応に支障をきたす場合があるうえに、救助、救援活動において迅速に対応を行ったとしても広域的な応援には時間を要することから、災害発生直後の初動期における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火への努力が被害の軽減に繋がる。

災害時における日頃の地域に密着した活動の経験を活かした消火、要救助者の捜索、救

第2部 災害予防計画
第6章 組織体制の確立

助、危険箇所の警戒等の幅広い防災活動を行う消防団の役割の重要性が認識されている。

今後、消防団が自治会、自主防災組織、町、加古川市消防本部と連携した自主的活動を行えるよう消防団の活性化を図る。

第7章 広域防災体制の確立

災害時の防災活動を迅速かつ円滑に推進できるよう、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、地域防災計画の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、改善に努めることにより、防災体制の確立を図る。

[実施担当 企画課、危機管理課、都市計画課]

1. 相互応援体制の構築

1-1 全県協定会議

災害対策基本法に基づき、大規模災害や県内で広域にわたる災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定により応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、協議会を開催し、連携の確保を図る。

(1) 応援内容

- ① 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- ② 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ③ 被災者の受入れ
- ④ その他、特に要請のあった事項

(2) 構成市町

兵庫県、県下市町

1-2 東播磨地域防災研究会

阪神・淡路大震災の教訓から、東播磨県民局管内の応援活動の円滑な実施と各自治体の防災力の向上による地域自立型の防災対策を研究するために組織する。

(1) 研究内容

- ① 相互応援協定の見直し
- ② 協定に基づく応援活動の手順確認
- ③ 各自治体の実情把握
- ④ 地域防災上の課題・解決策の検討
- ⑤ 情報交換等

(2) 構成市町

明石市、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町

1-3 災害時相互応援協定

町では、災害時、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的に、相互応援協定を締結している。

災害時相互応援協定一覧（行政機関）

区分	No.	協定名称	構成市町
総合	1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	県及び県下市町
	2	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	東播磨ブロック（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）、北播磨ブロック（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
	3	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	東播磨地域（明石市、加古川市、稲美町、播磨町）、中河内地域（八尾市、東大阪市、柏原市）
	4	災害時における相互応援協定	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町、明石市
	5	播磨広域防災連携協定	播磨地域13市9町（姫路市、加古川市、相生市、小野市、明石市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）
	6	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局長
	7	災害時における相互応援に関する協定	熊本県益城町
消防	8	兵庫県広域消防相互応援協定	兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
廃棄物処理	9	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、各市町及び関係一部事務組合
上下水道	10	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、各市町、各水道企業団、日水協県支部及び県簡水協会
	11	下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ	下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡協議会
	12	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定	一般社団法人 兵庫県水質保全センター
情報伝達	13	災害時における放送要請に関する協定書	日本放送協会
避難所	14	稲美町と兵庫県立東播磨高等学校との避難所等の指定に関する協定	兵庫県立東播磨高等学校
	15	稲美町と兵庫県立いなみ野特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定	兵庫県立いなみ野特別支援学校
その他	16	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	日本郵便(株)近畿支社
	17	災害時における稲美町と稲美町内郵便局との相互協力に関する覚書	稲美郵便局

1-4 関係機関との連携強化

(1) 県及び関係市町村との協力体制の強化

県は、大規模災害が発生し、初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などを派遣して、被災者対策など被災市町が行う応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を平常時より組織し、支援する。

(2) 近畿地方整備局との非常時協力体制の強化

近畿地方整備局は、特に緊急を要すると認めるときは、「災害時等の応援に関する申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施など（リエゾン（情報連絡員）、T E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む。）の支援に努める。

(3) 防災会議の拡大・強化

町域を所管又は町内にある「指定地方行政機関」（国の機関）、「指定公共機関」「指定地方公共機関」（以上、公共的機関、公益的事業を営む法人で、それぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの）及び「公共的団体」等のうち、現在防災会議委員となっていない機関等の代表者について、防災会議委員となるよう見直しを図るとともに、相互の連絡を密にし防災会議の一層の強化に努める。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災能力の向上を図るため、女性も含めた多様な人材の委員への登用を拡大する。

さらに、地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性あるものとするため、専門委員などを適宜設置する。

2. 防災関係機関との連携強化

広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互支援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制を整備し、連携強化を図る。

3. 関係団体等との連携強化

大量の人的、物的手段を確保し応急対策を迅速に推進するため、障害物除去業務、生活物資の確保業務、交通規制や避難所の警備業務への従事等、関係団体等との連携・協力関係の強化を図る。また、協定を締結している関係機関等とは情報交換を平時から行うとともに、そのほか民間企業や関係団体等とは必要に応じて協定等を締結し、より実践的な体制の確立に努める。

- ① 食料、飲料水、生活必需品等の調達
- ② 障害物除去及び建設資機材の調達
- ③ ガソリン、石油等の燃料の調達
- ④ L P ガス及びL P ガス使用器具の調達

- ⑤ 医薬品、感染症対策備品の調達
- ⑥ 災害時の緊急通信に関する協力
- ⑦ 災害時の輸送に関する協力
- ⑧ 公共土木施設の被災状況把握や災害対策活動に関する協力
- ⑨ 避難所への物資提供等に関する協力
- ⑩ 公共施設等の電気設備の復旧に関する協力

民間団体との災害時の相互応援協定は、第3部「災害応急対策計画」第5章「防災関係機関との連携」に記載している。

4. 応援・受援体制の整備

町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。

5. 被災建築物応急危険度判定体制の整備

町は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を軽減・防止するため、被災建築物応急危険度判定士を活用し、地震発生後直ちに実施体制の整備に努める。

また、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

5-1 被災建築物応急危険度判定要綱等の策定

県策定の被災建築物応急危険度判定要綱及び業務マニュアル（実施本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル）等を踏まえ、県の支援を得ながら体制を整備する。

(1) 実施主体

町長は応急危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

(2) 対象建築物

地震により被災した建築物を対象とする。

(3) 実施方法

町長は実施本部、支援本部及び判定士は各業務マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施する。

(4) 資機材の備蓄

判定に必要な資機材について、その備蓄に努める。

第8章 避難体制の確立

第1節 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の指定

災害から住民の生命を守るために、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」として指定するとともに、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るために、政令で定める基準に適合する公共施設等を「指定避難所」として指定する。

[実施担当 危機管理課、教育課、人権教育課、生涯学習課、文化の森課、健康福祉課、地域福祉課]

1. 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、災害時に、その危険からのがれる場合の避難場所として、災害の種類ごとに安全性の基準を満たす施設(公園や小中学校のグラウンド等)を指定している。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの(管理条件)
- ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域(安全区域)に立地しているもの(立地条件)
- ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの(構造条件)

2. 指定避難所の指定

指定避難所は、風水害・地震時等における避難所として、多くの住民を収容でき、災害により生活の場となる住居が被災した住民の生活場所として、小中学校、体育センター等を指定する。あらかじめ定められた指定避難所で避難者を収容しきれない場合、適宜、幼稚園を避難所として使用する。

指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

指定避難所の指定基準は次のとおりとする。

- ・避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、町域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。(規模条件)

- ・速やかに避難者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するものとする。(構造条件)
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していることとする。(立地条件)
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであることとする。(交通条件)
- ・避難行動要支援者の滞在を想定し、バリアフリー化や相談・介助等の支援体制に十分配慮することとする。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3. 福祉避難所の指定及び整備

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。また、福祉施設等を福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するため、下記のような施設整備に努める。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、多目的トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保
- ・冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
- ・その他必要と考えられる施設整備

4. 指定避難所の環境整備

指定避難所は、安全性と一定の居住環境が必要であり、又避難所での生活が長引く場合もあるため、環境整備に努める。

5. 指定緊急避難場所及び指定避難所等の周知

災害時における迅速で円滑な避難を確保するため、あらかじめ次の方法で住民に対して指定緊急避難場所及び指定避難所・福祉避難所の周知を図る。

① 総合防災マップの配布

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

② 防災訓練等の実施

③ 指定緊急避難場所及び指定避難所等を示す標識の整備

④ 町の広報（ホームページ等）の活用

また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や総合防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図る。

町は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

＜指定緊急避難場所＞

名 称	所 在 地	グラウンド 等面積 (㎡)	収容人員 (2㎡/人)	電 話	F A X
加古小学校	加古 2316 番地	5,838	2,900 人	079-492-0007	079-496-6530
母里小学校	野寺 88 番地の 1	6,864	3,400 人	079-495-0024	079-496-0303
天満小学校	国岡 538 番地	10,364	5,200 人	079-492-0300	079-492-0242
天満南小学校	森安 81 番地	9,680	4,800 人	079-492-6168	079-496-5085
天満東小学校	岡 1500 番地	9,172	4,500 人	079-492-4371	079-492-5747
稲美中学校	岡 2075 番地の 1	27,506	13,800 人	079-492-4400	079-492-4402
稲美北中学校	加古 4269 番地	16,523	8,300 人	079-492-0201	079-492-0155
天満大池公園	六分一 1179 番地の 1	3,795	1,900 人	079-492-1212	079-492-2345
さくらの森公園	草谷 1202 番地の 25	15,101	7,900 人	079-492-1212	079-492-2345
大沢池スポーツ公園	中一色 280 番地	5,338	2,700 人	079-492-1479	079-492-0944
稲美中央公園	国安 1287 番地の 3	17,235	8,600 人	079-492-1479	079-492-0944
サン・スポーツランドいなみ	岡 1840 番地の 2	33,973	7,000 人	079-495-4050	079-495-4201
兵庫県立東播磨高等学校	中一色 594 番地の 2	26,286	13,100 人	079-492-3111	079-492-3139
合 計	13 か所	187,675	94,100 人		

※上記の指定緊急避難場所は、洪水害時及び地震災害時に使用可能である。

第2部 災害予防計画
第8章 避難体制の確立

<指定避難所>

名 称	所 在 地	収 容 人 員 (2㎡/人)	電 話	F A X
加古小学校	加古 2316 番地	600 人	079-492-0007	079-496-6530
母里小学校	野寺 88 番地の 1	600 人	079-495-0024	079-496-0303
天満小学校	国岡 538 番地	800 人	079-492-0300	079-492-0242
天満南小学校	森安 81 番地	600 人	079-492-6168	079-496-5085
天満東小学校	岡 1500 番地	600 人	079-492-4371	079-492-5747
稲美中学校	岡 2075 番地の 1	1,500 人	079-492-4400	079-492-4402
稲美北中学校	加古 4269 番地	1,000 人	079-492-0201	079-492-0155
いなみ文化の森	国安 1286 番地の 1	200 人	079-492-7700	079-492-7878
いなみ野体育センター	国安 1294 番地の 2	500 人	079-492-1479	079-492-0944
いきがい創造センター	国岡 1 丁目 1 番地	200 人	079-492-9150	079-492-6768
農村環境改善センター	六分一 541 番地の 2	100 人	079-492-5251	079-492-5251
西部隣保館	中村 1043 番地の 1	100 人	079-492-3119	079-492-3119
兵庫県立東播磨高等学校	中一色 594 番地の 2	1,000 人	079-492-3111	079-492-3139
合 計	13 か所	7,800 人		

※上記の指定避難所で避難者を収容しきれない場合、適宜、幼稚園等の町施設の活用を検討する。

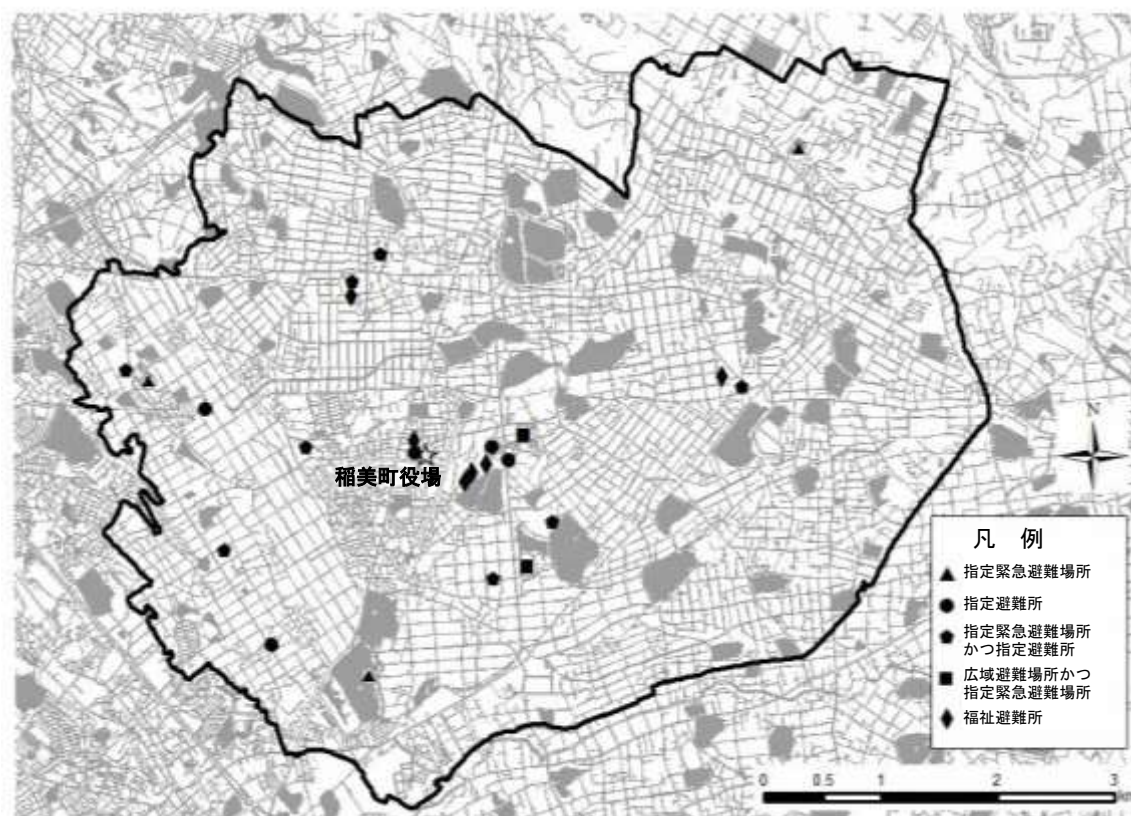
<広域避難場所>

名 称	所 在 地	グランド等面積(㎡)	電 話	F A X
稲美中央公園	国安 1287 番地の 3	17,235	079-492-1479	079-492-0944
サン・スポーツランドいなみ	岡 1840 番地の 2	33,973	079-495-4050	079-495-4201
合 計	2か所	51,208		

※広域避難場所は、臨時防災ヘリポートとして登録されている。

<福祉避難所>

名 称	所 在 地	電 話	F A X
加古福祉会館	加古 4369 番地の 3	079-492-0041	079-492-0041
母里福祉会館	野寺 113 番地の 1	079-495-0004	079-495-0004
総合福祉会館	国岡 6 丁目 184 番地	079-492-4479	079-492-7699
特別養護老人ホーム 稲美苑	国安 1256 番地	079-492-7601	079-492-7605
介護老人保健施設 サンライズ	国安 1237 番地	079-496-5211	079-492-8717
兵庫県立いなみ野特別支援学校	国安 1284 番地の 1	079-492-6161	079-492-6162



【避難所位置図】

第2節 避難指示等の関連

避難指示等の情報を的確に発令するシステムを整備し、災害時における迅速かつ円滑な避難を確保するために周知・計画・体制の整備を行う。

[実施担当 危機管理課、企画課]

1. 避難についての基本的な考え方

自然による災害を完全に抑えることは困難であるため、早期避難の啓発等により人命を守る。

2. 避難情報の種類

2-1 風水害時における避難情報

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

風水害時における避難情報は次のとおりとし、的確な避難を確保する。

(1) 警戒レベル3

【高齢者等避難】

- ・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。
- ・上記以外の人にも必要に応じ、自主的に避難する状況。

(2) 警戒レベル4

【避難指示】

- ・必要と認める地域の必要と認める居住者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
- ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況

(3) 警戒レベル5

【緊急安全確保】※必ず発令される情報ではない

- ・災害が発生又は切迫している状況
- ・立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する

2-2 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生等、二次災害等の危険がある場合に避難指示を発令する。

3. 避難が必要な地域についての住民への周知

水害の危険がある区域を明確にし、当該地域に居住する住民に対して避難指示等の基準について周知を図る。

3-1 水害危険区域

河川・ため池等の浸水想定区域を対象とし、50cm以上の水深が想定されている区域（床上浸水以上の被害が発生する区域）とする。

3-2 危険区域内の住民への周知

水害の危険がある区域の住民に対しては、総合防災マップにより周知を図るとともに、避難指示等の基準、避難所等について徹底を図る。

4. 避難計画の作成

町は、災害時に安全かつ迅速な避難・誘導を行えるよう、あらかじめ風水害の危険のある自主防災組織に対し、次に示す内容に基づく避難計画を作成するよう指導・支援を行う。

- ① 避難指示等に関する基準及び伝達方法
- ② 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 避難所への経路及び誘導方法
- ④ 避難収容対象者及び収容割当方法
- ⑤ 避難所の運営担当者等避難所の管理運営方法
- ⑥ 避難所への給水、給食、生活必需品等の支給方法
- ⑦ 避難所において支援が必要な避難者等に対する支援措置
- ⑧ 避難準備及び携帯品の制限等
- ⑨ その他必要事項

5. 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。

5-1 町の対策

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法をあらかじめ定めておく。

5-2 避難住民による自主的な管理

円滑な避難所の運営を確保するため、自治会、自主防災組織等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアにも協力を求める。運営に必要な事項については「避難所運営マニュアル」に基づき、町と自主防災組織等の組織が協議して決定する。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

(1) 避難住民による自治組織（避難所運営委員会）とその運営に係る事項

- ① 組織体制について
- ② 感染症対策について
- ③ 仮設トイレ、炊事場、救護所等の設置について
- ④ 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に対する対応について
- ⑤ 水、食料その他の物資の配給方法について
- ⑥ 避難所の備蓄物資及び資機材の整備状況と使用上の留意事項

(2) 避難住民に対する情報伝達に係る事項

- ① 避難所における情報通信機器の整備状況
- ② 情報収集と避難所内における広報の方法について
- ③ 防災機関等に報告すべき内容及び連絡体制について

第9章 防災拠点の整備

第1節 防災拠点の整備

[実施担当 危機管理課、都市計画課、生涯学習課]

1. 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）を整備するとともに、広域防災拠点（その他拠点）を設定している。

なお、東播磨地域では広域防災拠点（その他拠点）として、明石海浜公園（明石市）と日岡山公園（加古川市）に配置を計画している。

1-1 広域防災拠点（その他拠点）

物資集配及び集結・宿泊基地として、既存施設をその他施設に指定する。

(1) 機能

- ① 地域内外からの救援物資等の集積・配送拠点機能
- ② 救援・復旧活動にあたる応急活動要員の集結・宿泊機能拠点

(2) 構成

- ① 緊急物資、復旧機材等の集積・配送基地（荷下ろし、仕分け、保管、荷積みヤード）
- ② 他都市からの応急活動要員の集結・宿泊基地（要員の宿泊場所、車両の集結スペース）
- ③ 臨時防災ヘリポート

2. 防災中枢拠点の整備

2-1 町役場

災害対策（警戒）本部を設置する町役場では、本部機能の強化を図るため、情報通信機能等の整備を推進する。また、物資、復旧資機材の備蓄を充実するものとする。

2-2 広域避難場所（物資集積所、臨時防災ヘリポート）

広域避難場所の稲美中央公園とサン・スポーツランドいなみを一次輸送拠点とする。一次輸送拠点は、陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点とする。

第2節 防災資機材の整備

町は、災害時に必要な防災資機材等の整備を図る。

[実施担当 危機管理課]

1. 住民用資機材

- ① 資機材の備蓄品目・数量等を定め、計画的な備蓄に努める。
- ② 資機材は、原則として自主防災組織倉庫、指定避難所等に配分・備蓄する。

2. 救助用資機材

2-1 救助資機材

稲美町自主防災組織補助事業の補助金を活用し、住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置する。

2-2 救助要員用の救助資機材

救助要員用資機材の備蓄品目・数量等を定め、計画的な備蓄に努める。

2-3 人員、重機等の資機材の確保

救助活動に必要な人員、重機等の資機材について、平常時から、関係機関との連携強化に努め、災害時に確保できる体制の整備を図る。

3. 拠点用資機材

地域防災拠点の運用に必要な資機材について、備蓄品目・数量等を検討し、地域防災拠点への計画的な備蓄に努める。

4. 水防用資機材

災害対策に必要な資機材を確保するために、器具、資材等を整備する。

5. 情報伝達用資機材

災害時における住民への情報伝達、連絡手段を確保するため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の点検並びに整備に努める。

6. 保管場所

災害対策に必要な資機材等を保管する施設を整備し、災害発生時に有効適切に使用できるように努める。

- ① 役場内防災倉庫（拠点用資機材）
- ② 指定避難場所
- ③ 各自主防災組織倉庫（救助用資機材）
- ④ 役場に近接する公共用地

防災備品の備蓄

品 目	数 量	備 考
土のう（砂入り）	約 2,000	
土のう（袋のみ）	約 2,000	
投光器	1	
発電機	8	
スコップ	29	
じょうれん	3	
つるはし	10	
鉄ハンマー	4	
木ハンマー	7	
斧	4	
たこ	3	
コードリール	7	
チェーンソー	7	
エンジンカッター	2	
ブルーシート	45	
非常用飲料水袋	200 枚入×14 箱	
木くい	20	
鉄くい	20	
防火バケツ	25	
テラスター	6	
訓練用水消火器	15	
マスク（大人・子ども共通）	77,000	
浮輪	8	
ライフジャケット	40	

第2部 災害予防計画
 第9章 防災拠点の整備

品 目	数 量	備 考
担架	2	
一輪車	6	
消防ポンプ	一式	
リヤカー	2	
薪(まき)	5キロ入×7箱	
懐中電灯	8	
誘導灯	8	
ダンボールベッド	100	
子ども用紙おむつ(S-BIG)	2,416	
大人用紙おむつ(M-L)	1,104	
生理用ナプキン	4,500	
携行缶(ガソリン)	11	
携行缶(混合)	6	
放送設備	一式	
災害用応急箱	17	
ポータブル電源	2	
おしりふき(50枚入)	50	
タオル	500	
避難所用電話機	16	
※感染症対策備品		

第10章 情報通信機器・設備の整備・運用

フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワークシステム等に加え、防災行政無線等の災害時の情報通信機器・設備の適切な運用と整備更新に努める。

また、職員相互又は町災害対策本部と各避難所等との通信手段を確保するため、以下の情報通信機器等の整備に努める。

[実施担当 危機管理課、企画課]

1. 有線通信

一般加入電話、ファクシミリ

2. 兵庫衛星通信ネットワークの活用

被災、輻輳等により公衆回線・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保し、迅速・的確な応急対策を図る。

機能としては、音声、ファクシミリ、データ回線、映像情報伝達などにより、各行政機関、消防庁、整備の完備している他府県との通話を行う。

3. フェニックス防災システムの活用

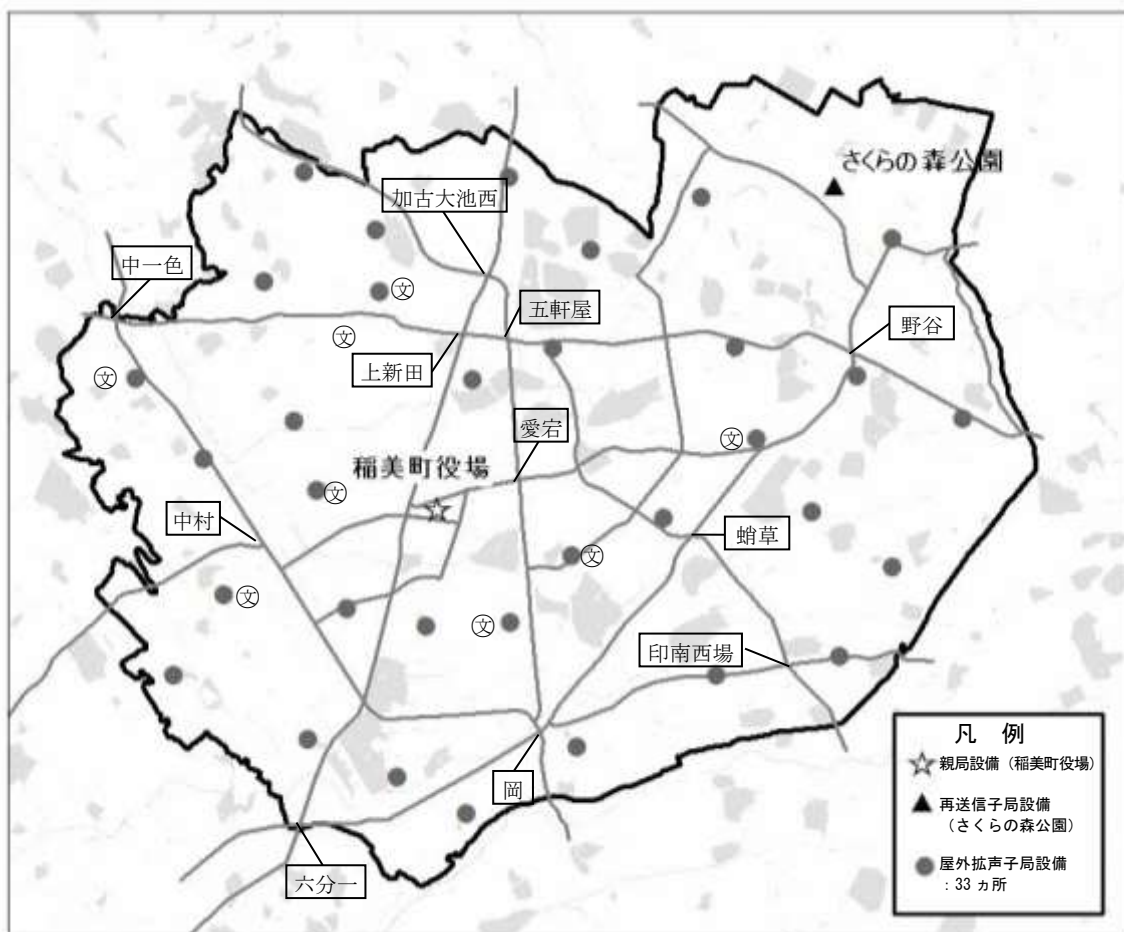
県内各市町、各消防本部等を接続した兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)を利用して、相互に情報交換及び共有化を行い、災害を未然に防ぐとともに、地震災害が発生したときの迅速な対応策を講じる。

機能としては、各種災害情報、気象警報の自動発信システムや、災害情報システムを利用した防災コミュニケーションを行う。

4. 防災行政無線の活用と情報通信機器・施設の整備促進

防災行政無線の活用を図るとともに、情報通信機器・設備の整備を促進し、災害通信体制の整備を図る。特に避難行動要支援者世帯等については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努める。

また、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。



【防災行政無線設備配置図】

5. 非常通信訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に水害のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

6. 全国瞬時警報システム（J-アラート）の運用

兵庫衛星通信ネットワークと防災行政無線を接続することにより、災害情報を瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（J-アラート）を運用する。

7. 緊急地震速報の活用

緊急地震速報の普及啓発を行う。

8. インターネットを利用した情報伝達手段の整備

インターネット、町関連機関のネットワーク等を整備することにより、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の情報伝達体制の整備に努める。

9. 携帯電話の活用

防災情報携帯メールシステムの有効活用に努める。

10. Lアラート（災害情報共有システム）の整備

安心・安全に関する公的情報を迅速かつ正確に住民に伝達するため、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを活用するLアラート（災害情報共有システム）の整備に努める。

注) Lアラート（災害情報共有システム）とは、安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤

11. 移動系無線の活用

町災害対策本部と災害現場又は各避難所等との通信手段として移動系無線（デジタル簡易無線）を活用し、迅速かつ的確な通信を確保する。

12. いなみ安心ネット

町は、携帯電話やパソコンのメール機能を用いる「いなみ安心ネット」を活用して、あらかじめ登録された人に緊急情報を発信する。

第11章 備蓄体制の構築

ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想される3日分程度の食料及び物資を各家庭で準備するよう啓発する。

また、町は住民の備蓄を補完するために最低限必要とされる3日分の食料・生活物資等の備蓄体制の整備に努めるとともに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大にも努めるものとする。

さらに、応援協定による災害時における食料・生活必需品等の確保に努める。

[実施担当 総務課、危機管理課、水道課、住民課]

1. 基本方針

- ① 災害発生から3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- ② 住民が各家庭や職場で、平常時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の非常用食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等の生活必需物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう、自治会、自主防災組織を通じて啓発する。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- ③ 住民の備蓄を補完するため、県の被害想定における最大避難者数を基準に、避難所に分散させる形で、物資等の備蓄に努める。
- ④ 町及び防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。
- ⑤ 食料等の緊急物資の供給による災害応援要請（協定）を活用し、物資等の確保に努める。
- ⑥ 自動車へのこまめな満タン給油に努める。

2. 食料

2-1 食料供給の対象者

- ① 避難所に収容された避難者
- ② 家屋等の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない人
- ③ 被害を受け、家屋等に居住することができず、一時縁故先等に避難する人で食料

の持ち合わせがない人

- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2-2 目標数量

食料備蓄目標数量

区域	備蓄 住民による備蓄	行政による備蓄	
		町	県
自治会域又は 小・中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	避難者の1日分相当量 (現物備蓄)	
町域レベル		避難者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			避難者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

※可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

2-3 調達方法

(1) 通常の流通経路による場合

町は、主要食料の需給及び価格の安定に関する法律に基づく届出事業者を通じて調達する。

(2) 通常の経路によりがたい場合

前述による調達が不可能な場合に町長は、災害発生状況又は給食を必要とする事情、通常の流通経路による調達が不可能な事情及び給食に必要な米穀の所要数量を知事に申請し、知事から農林水産省農産局長に災害救助用米穀の売却の要請を行う。農林水産省農産局長から引き渡された米穀は、知事の指定する届出事業者より調達する。

(3) 災害救助法が適用された場合

町長が知事の委任を受けて、(1)、(2)に準じ調達する。

2-4 食料の備蓄

食料の調達は、基本的に2-3の調達方法により行うこととするが、災害の状況により食料の確保に時間を要することが予測されることから、各家庭での緊急食料の準備を呼びかけるとともに、町においても緊急時における最低限の非常用食料の備蓄等に努め、次の対策を講ずる。

1) 住民

- ① 家庭で最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料等を備蓄する。

2) 町

- ① 県が備蓄する分と合わせ、避難者の3日分程度の非常用食料の備蓄を計画的に進めている。
- ② 食料の備蓄スペースを役場内防災倉庫等に確保する。
- ③ 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ化米等を備蓄する。食物アレルギー対応食品等についても、必要な人に確実に届けられるなど、避難行動要支援者の利用にも配慮する。
- ④ 非常用食料備蓄の品名及び計画数量は、次のとおりとする。

食料等の備蓄

品目	備蓄目標数	現在の備蓄数
アルファ化米	15,000	13,000
おかゆ	2,500	2,000
トイレ処理袋	8,000	8,000
毛布	8,100	8,100

3. 給水

3-1 給水対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

3-2 目標数量

町(水道事業者)は、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3~20ℓ、20日目までには20~100ℓを供給することを目標とし、給水体制を整備する。

給水目標数量

給水体制	災害発生からの期間	一人当たり水量(ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から3日間	3	生命維持のための最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった人に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から10日目まで	3~20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
	11日目から20日目まで	20~100		
第3次給水	21日目から完全復旧まで	100~被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

3-3 給水用資機材の保有・調達

(1) 保有数

給水用資機材の保有

品 目	数 量
給水車(2,000 ㍓)	1 台
給水タンク(1,000 ㍓)	1 基

(2) 応援要請

災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、稲美町の能力だけでは給水の万全を期し難いときは、稲美町指定給水装置工事事業者、他市町（近隣市町応援給水を含む）へ応援を要請し、応援機材、人員により飲料水を確保供給する。

3-4 飲料水の備蓄

住民は、自ら3日分（1人1日あたり3㍓）の飲料水を備蓄するように努め、災害発生時に活用する。

4. 生活物資

4-1 生活必需品給与対象者

- ① 住宅が被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した人
- ③ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

4-2 目標数量

食料の項に準ずる。

乳幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者の用途や数量を考慮する。

4-3 品目

災害発生後3日以内に確実に必要になると考えられる品目について、重点的に備蓄するよう努めるとともに、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者のきめ細やかなニーズにも配慮する。

- ① 被服、寝具及び身廻品（毛布、下着、子ども服、防寒衣等）
- ② 日用品（タオル、石けん、バケツ、ポリタンク、ビニール袋、懐中電灯、乾電池、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、仮設トイレ、生理用品、紙おむつ等）
- ③ 炊事道具及び食器（卓上コンロ、カセットボンベ、鍋、紙コップ、箸、スプーン

等)

- ④ 光熱材料（マッチ・ライター等）
- ⑤ 災害復旧用物資（土のう、ブルーシート等）

4-4 調達先等の確認

被服、寝具その他生活必需品等の物資について、協定を締結している生活協同組合コープこうべ、マックスバリュ西日本㈱、㈱ジュンテンドー及び㈱ナフコに供給物品の確認を行うとともに、その他販売業者等をあらかじめ確認する。

4-5 生活必需品の備蓄

住民が、自ら3日分の生活必需品を備蓄するように努め、災害時に活用するよう啓発する。

5. 家庭における備蓄の啓発

食料、生活必需品等の確保に関してパンフレットの配布や防災訓練等を通じ、住民に対して次の内容の啓発及び指導に努める。

5-1 緊急食料・物資の備蓄

米、乾パン、麺類、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等、長期保存の可能な食料と緊急物資を3日分程度備蓄する。

5-2 非常持出品の食料・物資の備蓄

3日分程度の食料・物資を準備する。非常持出物資の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等について準備する。

5-3 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。備蓄物資としては、住民各々の物資の他、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器等を自治会、自主防災組織ごとに計画する。

第12章 災害医療体制の構築

災害時における多数の負傷者等に対する救急医療や避難所・仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療体制の構築に努める。

[実施担当 健康福祉課、こども課]

1. 災害医療体制の構築

町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、県、兵庫県加古川健康福祉事務所、一般社団法人加古川医師会、医療機関等と災害時の応急医療活動体制を確立するため、平素から連携を図る。

2. 初動医療体制の整備

県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

2-1 後方医療体制の拡充・強化

災害時における負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、県、その他関係機関に後方医療体制・施設の拡充・強化を要請する。

3. 医薬品等の備蓄

- ① 町内各医療機関に対し備蓄を奨励する。
- ② 一般社団法人加古川医師会との連携を図りながら応急救護所への備蓄配備を行うとともに、不足の場合の調達手段を講じておく。
- ③ 医療機関等は、災害発生後3日間程度の診療機能を維持するために必要となる医薬品(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に努める。
- ④ 分娩等の助産のための資機材等の調達体制について、平時から一般社団法人加古川医師会との連携強化に努める。

第13章 廃棄物対策の充実

災害により発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立及びリサイクルを迅速かつ適正に実施する。

[実施担当 生活環境課]

1. 災害廃棄物処理計画の策定

町は、迅速かつ適正に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を定める。

なお、災害発生時には情報収集を行った上で、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量推計や具体的な処理体制等の検討を行い、災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理を実行する。

1-1 災害廃棄物処理計画に定める事項

災害廃棄物処理計画において、次の事項を定める。

- ① 目的
- ② 対象とする廃棄物
- ③ 組織体制及び情報収集
- ④ 協力・支援体制
- ⑤ 住民への啓発・広報
- ⑥ 災害廃棄物処理実行計画の策定
- ⑦ 災害廃棄物発生量の推計
- ⑧ 収集運搬
- ⑨ 仮置場
- ⑩ し尿処理

1-2 仮置場の確保

- ① 平常時から町有地等を仮置場候補地としてリストアップするとともに、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。
- ② 広域連携で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保に努める。

2. 連携体制の構築

2-1 広域的な連携体制の確保

県と市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成 17 年 9 月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備するとともに、近隣市町との連携・協力を促進する。県内市町間や他府県市町村等の応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

2-2 民間連携の促進

災害時の廃棄物処理を迅速かつ適切に行うため、民間連携を促進する。

第14章 避難行動要支援者の支援体制の構築

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の避難行動要支援者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための支援体制を構築する。

[実施担当 健康福祉課、こども課、地域福祉課、危機管理課]

1. 避難行動要支援者支援体制に関する計画

1-1 全体計画の作成

避難行動要支援者支援のための体制を充実させるため、避難行動要支援者のうち、災害時に自ら避難することが著しく困難であるもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者に係る全体的な考え方及び重要事項について、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）に定める。

1-2 個別計画の作成

地域の特性や実情を踏まえ、町及びコーディネーター（自主防災組織等）が中心となって、具体的な避難方法等について避難行動要支援者と打ち合わせを行い、避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の作成に努める。

2. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備・提供等

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。関係各課の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握に努める。また、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を整備するとともに、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に名簿を提供する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。さらに、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の人に、名簿情報を提供し、円滑かつ迅速な避難支援等が実施できるように連携して取り組む。町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情

報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2-1 避難支援等関係者となる人

避難支援等関係者となる人は、避難行動要支援者の支援を担う組織等で、消防署、警察、自主防災組織、自治会、消防団、社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会をいう。

2-2 名簿に掲載する人の範囲

名簿に掲載する人の範囲は、下記に掲げる自ら避難することが困難である人とする。

- ① 要介護者（要介護認定3～5）
- ② 身体障がい者（児）（身体障害者手帳 1・2級）
- ③ 知的障がい者（児）（療育手帳 A判定）
- ④ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1級）
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（難病患者等）
- ⑥ その他、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する人

例 75歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯、65歳以上の寝たきり高齢者等

2-3 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿作成上の必要に応じ、町の関係各課で把握している情報を集約し、利用するほか、県その他の人に対し、情報の提供を求める。

2-4 名簿の更新

避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者と共に、名簿の記載事項を最新に保つよう努めるとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2-5 名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策

名簿を提供するに当たっては、個人情報の取扱いについて適切に行わなければならない。

ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難行動要支援者にかかる名簿情報

を本人の同意なく、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することができる。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

2-6 避難支援等関係者の安全の確保

自主防災組織等の避難支援等関係者が行う避難行動要支援者の支援は、本人及びその家族の安全を確保したうえで実施するものであることを、地域の共通理解が形成されるよう努める。

また、避難支援等関係者は必ずしも支援できるとは限らないため、日ごろから円滑な避難が可能となるよう避難行動要支援者が参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、避難行動要支援者の支援に必要な人材の育成に努める。

3. 情報伝達体制の整備

3-1 情報伝達ルートの確保

町は、災害時に迅速・的確に避難行動要支援者及び避難支援等関係者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障がい者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図る。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

3-2 緊急通報システムの整備

緊急通報システムの周知と災害時における活用を努める。

4. 地域安心拠点の整備

- ① 平時における住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、県及び町は、住民の自立と相互の助け合いを基調として避難行動要支援者の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備に努める。
- ② 町内にある社会福祉施設、福社会館等の活用を図る。

5. 社会福祉施設等の整備

5-1 社会福祉施設の緊急保護体制の確立

町は、避難行動要支援者の中で、緊急に施設で保護する必要のある人に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を構築する。

5-2 社会福祉施設の対応強化

町は、社会福祉施設を利用する避難行動要支援者が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、社会福祉施設の防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

5-3 公共施設等の整備

町は、避難行動要支援者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。

- ① 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- ② 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難所への誘導を表示する設備の整備

5-4 避難行動要支援者に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、避難行動要支援者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努める。

5-5 避難行動要支援者利用施設の避難確保に関する計画

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難行動要支援者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

町は、避難行動要支援者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

6. 県及び近隣市町との協力体制

大規模災害時には、町内の施設では、収容者数、設備等に関して対応しきれないことが予想されるので、県及び近隣市町との協力体制を構築するように努める。

第15章 災害ボランティア活動の支援体制の構築

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の構築について定める。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

[実施担当 危機管理課、地域福祉課]

1. 災害ボランティア受入体制の整備

1-1 ボランティア活動の受入

大規模災害等が発生した場合、ボランティアの協力を得るために多数の団体、個人のボランティアを受入れる必要があり、混乱が予想される。平時より稲美町社会福祉協議会、その他ボランティア関係団体等と連携してボランティアの受入態勢について整備を行う。

1-2 ボランティア活動内容

- ① 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ② 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ③ 救援物資、資機材の配分、輸送
- ④ 軽易な応急・復旧作業
- ⑤ 災害ボランティアの受入事務

1-3 災害ボランティアに関する啓発

町は、稲美町社会福祉協議会と連携を図りながら、住民に対し災害ボランティア活動の意義について啓発を進める。

2. ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、稲美町社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部、NPO・ボランティア等の団体と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整

備に努める。また、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等、必要な施策を実施するものとする。

3. 災害ボランティア活動の環境整備

町は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、稲美町社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部、NPO・ボランティア等の団体と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備、NPO・ボランティア等・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

第16章 防災意識の啓発及び知識の普及

第1節 防災に関する学習等の充実

住民自らが、「自分の生命、財産、自分達のまちは自分達で守る」という責務を自覚し、防災知識と技術を身につけることが防災の基本である。このため町は、住民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

[実施担当 危機管理課、教育課、生涯学習課]

1. 防災に関わる広報・啓発

町職員及び住民等に対して「自らの命は自らが守る。自らの地域は自分たちで守る。」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを促すなど、防災知識の啓発に努め、次の広報活動を実施する。

1-1 広報の内容

- ① 稲美町地域防災計画の概要
- ② 過去の災害の概要
- ③ 気象についての知識
- ④ 防災についての平素の心がけ
- ⑤ 災害時の心得（避難所、携行品、被災した時の心得その他必要な事項）
- ⑥ 被災後の処理

1-2 広報の方法

- ① 町広報、冊子等の印刷物による普及を図る。
- ② いなみ安心ネットの活用を図る。
- ③ ホームページ、ビデオ等による普及を図る。
- ④ 防災講習会の開催及び各種会合を利用して防災知識の浸透を図る。
- ⑤ 総合防災マップ等を活用し周知を図る。
- ⑥ 関係職員に地域防災計画書を配布して内容の研究検討を促す。

- ⑦ その他有効適切な方法による。

2. 学校における防災教育

2-1 進行管理

町教育委員会は、町立学校園における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行う。

- (1) 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。
 - ① 避難所指定に係る学校と町・自主防災組織との連携強化
 - ② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整
 - ③ 住民参加による地域と連携した防災訓練の効果的実施方法
 - ④ 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整
- (2) 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。
 - ① 教職員への研修会の実施

2-2 周知徹底

各学校園は、災害に備えて、学校防災体制の整備充実を図るとともに、園児・児童生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。

- ① 「震災に関する安全指導資料」や「安全指導の手引」等を参考に、災害のときに起こりやすい危険な状況を理解させ、的確で安全な行動ができるような教育（災害のときの危険の理解と安全な行動のあり方、さまざまな場面での避難行動等）を行う。
- ② 防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家等による講演、地震模擬体験の実施、又、町や県が実施する防災訓練等にも積極的に参加させる等の体験学習を行う。
- ③ 災害時に教職員のとるべき行動とその意義、園児・児童生徒等に対する指導要領、負傷者の応急手当、避難所の運営、施設の応急復旧、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、内容の周知徹底を図る。

第2節 防災訓練の実施

災害対策基本法に基づき、各応急対策計画を習熟するための個別訓練を実施する。

また、避難所運営マニュアルに基づき、災害発生時において円滑な避難所の開設・運営に役立てるため、住民参加による避難所開設・運営訓練を実施する。

[実施担当 危機管理課]

1. 避難所開設・運営訓練

避難所運営マニュアルに基づき、住民参加による避難所開設・運営訓練の実施に努める。

2. 個別防災訓練

町や防災機関は、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

3. 防災体制の強化

県を中心に、管内市町、自主防災組織等の協力を得て、防災体制の充実・強化を図る。

4. 自主防災組織等の訓練

高齢者・障がい者等の避難行動要支援者や女性など多くの参画を得て、町や消防機関の指導のもと、地域の事業所・企業、学校園等と連携し、防災訓練の実施に努める。

第3節 住宅再建共済制度の推進

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支えあうことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けてひとりでも多くの県民の加入促進を図ることとする。

あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

<兵庫県住宅再建共済制度の概要>

1.制度の実施

- ・ 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」という。）を実施する。
- ・ 共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託する。

2.共済制度の概要

【共済負担金】

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分 再建共済制度	家財再建共済制度
運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月
対象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分 (1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加入)
加入者	住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金	1戸につき年額5,000円 (加入初年度は月額500円 (上限5,000円))	年額2,400円×住戸数 (加入初年度は月額200円× 月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円 (加入初年度は月額150円 (上限1,500円))
準半壊	上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額は(月額25円×月数)(上限250円)×住戸数	※住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円 (加入初年度は月額100円(上限1,000円))

第2部 災害予防計画
第16章 自主防災組織の育成整備

【共済給付金】

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分 再建共済制度	家財再建共済制度
共済負担金	○全壊・大規模半壊・半壊で 新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等 に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・半壊で 新たなマンション建築 300万円×新築マンション 住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション 補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・ 補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財 購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊で家財 購入・補修 25万円 ○住宅が半壊で家財購入・ 補修 25万円
準半壊	○準半壊（損害割合 10%以 上）で新たな住宅建築・ 購入 25万円 ○準半壊（損害割合 10%以 上）で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等 に居住 10万円	○準半壊（損害割合 10%以 上）で新たなマンション建 築 12.5万円×新築マンショ ン住戸数(加入住戸数が上 限) ○準半壊（損害割合 10%以 上）でマンション補修 12.5万円×加入住戸数	○住宅が床上浸水で家財購 入・補修 15万円

第17章 自主防災組織の育成整備

災害による被害を最小限にとどめるには、地域における自主防災組織による初期消火、被害者の救出・救護活動等が非常に重要である。

このため、町は、日頃から地域住民の協力を得て、自主防災組織の強化を図るとともに、訓練、広報、研修等を行い、自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備等を促進するために必要な補助並びに防災リーダーの育成に努める。

なお、自主防災組織の育成には、女性や若者の地域防災活動への参画にも配慮するほか、事業所の防災組織等との連携強化に努める。

自主防災組織は、町や防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって活動する。

組織の編成及び活動は、次により行うものとする。

[実施担当 危機管理課]

1. 自主防災組織の概要

1-1 組織

防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。

1-2 編成

会長を置き、本部組織として情報、消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水班等の活動班ごとに指揮者（班長）を置く。

1-3 活動内容

- ① 住民は、災害対策基本法第7条第3項の規定により、自発的な防災活動に参加し、防災に寄与するよう努める。
- ② 自主防災組織の参加組織は、町と協議のうえ、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

<防災計画の内容>

- ・ 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。（役割の明確化）
- ・ 防災知識の普及に関すること。（事項、方法、実施時期等）
- ・ 災害危険の把握に関すること。（事項、方法等）
- ・ 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画、時期、回数等）
- ・ 情報の収集伝達に関すること。（情報の収集・伝達、広報活動等）
- ・ 避難に関すること。（避難誘導の指示、方法、避難路・避難所、避難所の管

理運営等)

- ・ 出火防止・初期消火に関する事。 (出火防止対策、初期消火対策等)
- ・ 救出・救護に関する事。 (救出・救護活動、医療機関への連絡等)
- ・ 給食・給水に関する事。 (食料・飲料水の確保、配給炊き出し等)
- ・ 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者対策に関する事。 (平常時、災害時の取り組み)
- ・ 他組織との連携に関する事。 (他の自主的な防災活動を行う組織との連携)
- ・ 防災資機材等の備蓄・管理に関する事。 (調達計画、保管場所、管理方法等)
- ・ 自主防災組織は、事業所・企業の自衛防災組織など、民間の防災組織との連携を図る。

2. 推進方法

住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、地域の実情に応じて組織の育成を指導するとともに、防災訓練、防災資機材の整備等について支援する。

- ① 自主防災組織に防災資機材の整備補助
- ② 自主防災組織に訓練の経費補助

3. 地区防災計画の策定

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努める。また、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第18章 その他災害予防対策

第1節 火災予防対策

町の火災予防を促進するための対策について定める。

[実施担当 危機管理課、消防団]

1. 火災予防啓発活動

1-1 広報活動

住民の防火思想の普及徹底を図るため、次の広報活動を行う。

- ① 町広報、ホームページを活用した広報
- ② 消防法、建築基準法等を遵守し、火災予防に努めるとともに、建築物の不燃化等を促進し、延焼の拡大を防止する。
- ③ 火災気象通報を県から受けたとき又はそれに相当する気象状況及び広域断水時等が懸念される場合は、住民に対し火気の取り扱いに十分注意するよう広報し、火災の発生防止に努める。

第2節 危険物施設等の予防対策

危険物（石油等）による災害を予防し、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱施設の予防対策について定める。

[実施担当 危機管理課]

1. 危険物施設の予防対策

1-1 危険物施設の保全及び耐震性の強化

- ① 危険物施設（消防法別表により第1類から第6類に分類されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等。以下同じ。）について、その所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、施設の基準や定期点検の規程を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、特に屋内貯蔵所の架台や棚等の構造及び貯蔵方法に重点を置いて、耐震性の強化の推進を図る。
- ② 関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。

1-2 危険物施設の保安対策

- ① 危険物施設の所有者等は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安基準を作成し、危険物の災害予防に万全を期する。
- ② 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安総括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。
- ③ 危険物施設の所有者等は、次の保安対策の実施に努める。

ア 自主的保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

イ 事業所相互の協力体制の確立

危険物施設等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

ウ 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

1-3 町、加古川市消防本部の保安対策

① 加古川市消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行う。

② 町、加古川市消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。

ア 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

イ 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。

ウ 消防体制の強化

各事業所は必要に応じ、防災計画等を作成し、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

エ 防災教育

関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

2. 高圧ガス施設の予防対策

2-1 施設の保全及び耐震性の強化

高圧ガス関係事業者は、以下の施設について、保全対策及び耐震性の強化を推進する。

(1) 塔槽類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可撓性を持たせる。

(2) 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止する。

(3) 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部等、強い応力のかかる部分には可撓性を持たせる。

(4) 防液堤

必要な容量を確保し耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

(5) 防消火設備

ため池の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

(6) 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置は、フェール・セーフ構造とする。また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

(7) 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

2-2 保安体制

高圧ガス関係事業者は、自己の責任において、高圧ガスの災害の予防に努める。

県等は、監督行政庁の立場から、災害予防対策を実施する。

- ① 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備
- ② 防災資機材の整備（事業所、県及び消防機関）
- ③ 保安教育の実施（事業所、県）
- ④ 防災訓練の実施（事業所、県及び関係機関）

2-3 防災技術の研究

関係機関及び高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

3. 火薬類事故の予防対策

- (1) 事業者は、自己の責任において、火薬類の事故・災害の予防に努める。
 - ① 防災体制の整備
 - ② 保安教育の実施
 - ③ 防災訓練の実施
- (2) 町、加古川市消防本部、関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。その他、火工品については、災害等により流出した場合に回収が難しいため、包装材による散逸防止策を講じる。

4. 毒物・劇物施設の予防対策

4-1 施設の保全及び耐震性の強化

- ① 毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設について、毒物・劇物取扱事業者は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努める。

- ② 関係機関は、前2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。
- ③ 関係機関は、前2法により規制を受けない施設の実態把握に努めるとともに、毒物・劇物取扱事業者は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持する。また、関係機関は、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。

4-2 保安対策

- ① 県その他の関係機関は、毒物・劇物取扱事業者に対し、毒物又は劇物によって住民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに加古川健康福祉事務所、県警察本部、加古川市消防本部に届け出るとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- ② 県その他の関係機関は、毒物・劇物を取り扱う人のうち、事業所ごとに届出を要する人（電気めっき事業者、金属処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても、同様の指導を行う。
- ③ 県その他の関係機関は、毒物・劇物を業務上取り扱う人のうち、届出を要しない人に対しては、文書等により適正な取扱い及び危険防止のための応急の措置を講じるよう指導する。

5. 放射性物質の予防対策

放射性物質の輸送中の事故等による災害の発生及び拡大を防止するため、放射性物質取扱施設等の保全について定める。

- (1) 事業者は、放射性物質に係る安全管理に万全を期する。
 - ① 事故対応計画の策定
 - ② 放射線監視体制の強化
 - ③ 自衛消防体制の充実
 - ④ 通報体制の整備
 - ⑤ 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施
 - ⑥ 放射線防護資機材の整備
- (2) 関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質取扱事業所の把握及び安全管理等の指導等に努める。また、予防対策を実施する機関は必要により防災資機材の整備を図る。
 - ① 放射線による被ばくの予防対策の推進
 - ② 施設等における放射線量の把握等の情報収集

第19章 水防対策の充実

大雨による災害を最小限に食い止めるため、災害を警戒・防御し、これによる被害の軽減に努める。

[実施担当 危機管理課、土木課]

1. 浸水想定区域の指定・公表等

1-1 洪水浸水想定区域

国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川について、洪水浸水想定区域の指定を行い、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。また、知事は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、関係市町へ浸水想定情報を提供するよう努める。町長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

1-2 雨水出水浸水想定区域

知事又は町長は、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行い、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、知事が指定した場合は関係市町に通知する。

2. 浸水想定区域における避難確保措置

町は、洪水及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び避難判断水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難所・避難経路等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

なお、町は浸水想定区域に避難行動要支援者が利用する施設や大規模工場等がある場合は、地域防災計画にこれらの名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

3. 住民への周知

町は洪水及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、浸水想定区域、避難所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめた総合防災マップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布することとする。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい資料の提供に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択枝であること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第20章 企業等の防災活動への参画促進

[実施担当 企画課、危機管理課]

1. 災害時に企業等が果たす役割

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

企業は、災害時に企業が果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、ボランティア活動への支援等に努める。

さらに、町及び中小企業等は、国や商工会からの情報提供を得て、防災・減災対策を行うよう努めるものとする。

- ① 従業員、顧客の安全
- ② 経済活動の維持
- ③ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

2. 企業等の平時対策

企業は、事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含む防災計画、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

- ① 自衛防災組織の育成
- ② 防災訓練の実施
- ③ 地域の防災訓練への参加
- ④ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- ⑤ 防災体制の整備

3. 企業等の防災の促進

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控

えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 町の役割

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを進めていく。

- ① 自衛防災組織との連携
- ② 防災マニュアルの作成支援
- ③ 地域の防災訓練等への参加促進
- ④ 防災に関するアドバイス

第21章 外国人の支援体制整備

外国人が災害弱者とならないよう、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備に努める。

[実施担当 危機管理課、企画課]

1. 日常の情報提供

外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレット等の発行を通じて、防火・防災知識の啓発に努める。

2. 外国人の被災情報の把握

2-1 安否確認

県、加古川警察署、稲美町国際交流協会等と相互に連絡して、安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。

2-2 ニーズの把握

稲美町国際交流協会等の協力を得ながらニーズを把握する。

3. 外国人への情報提供

3-1 相談体制の確立

災害時に開設する相談窓口において、ボランティアを活用するなどの方法により、可能な限り多言語による相談体制の確立に努める。

3-2 災害情報の提供

ボランティア等の協力を得ながら、外国語による生活ガイドブック等を通じた情報提供に努める。

3-3 避難誘導の対応等

災害時の避難に係る誘導標識、避難所案内板について、地図及びローマ字併記とするよう検討する。

第3部 災害応急対策計画

第1章 風水害活動計画

第1節 組織の設置

災害時、町長は必要に応じ災害対策本部を設置し、緊急な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。災害対策本部を設置するに至らない場合は、気象状況等に応じ必要な体制をとる。

[実施担当 全部署、消防団]

1. 災害警戒本部

災害時は、災害対策本部が設置されるまでの間、災害警戒本部を設置する。

1-1 災害警戒本部の設置

大雨や洪水注意報もしくは警報が発表されたとき等、あらかじめ定めた職員による災害警戒本部を設置し、情報の収集及び災害危険箇所の警戒にあたる。

1-2 災害警戒本部の組織

- ① 災害警戒本部長は経営政策部長とする。なお、本部長に事故があるときは、経済環境部長又は地域整備部長が職務を代理する。
- ② 参集する者は、①の職にある者に加え、企画担当部長、総務課長、危機管理課長、産業課長、土木課長、水道課長、危機管理課係長の職にある者をもって充てる。

1-3 災害警戒本部の役割

災害警戒本部は、職員の動員、情報の収集・伝達等に当たり、状況に応じ、必要な災害対策を実施する。

1-4 災害警戒本部の解散

町域において災害が発生するおそれがないと認めたとき、又は災害対策本部が設置されたときに解散する。

2. 災害対策本部

台風・大雨による災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

2-1 災害対策本部の設置

- ① 町長は、町域においての災害時には、災害対策基本法に基づき、直ちに稲美町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。
- ② 災害対策本部は、役場本館2階201号室に設置する。

2-2 災害対策本部の組織

- ① 災害対策本部長は町長とする。なお、本部長に事故があるときは、副本部長が職務を代理する。
- ② 副本部長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- ③ 本部員は教育長、稲美町部設置条例第1条に定める部の長をもって充てる。

2-3 災害対策本部の解散

本部長は、町域において災害が発生するおそれがないと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは、本部を解散する。

2-4 災害対策本部設置及び解散の通知

本部長は、本部を設置したとき、又は解散したときは、必要な関係機関に通知する。

3. 災害対策本部会議

本部長、副本部長及び本部員による会議は、本部長が招集し、災害予防及び災害応急対策の次の事項について協議する。

- ① 本部の動員配備体制の切替及び廃止に関すること。
- ② 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ③ 本部長による住民に対する避難指示等に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ⑥ 他の地方公共団体に対する応援要請に関すること。
- ⑦ 災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
- ⑧ その他の災害に関する重要な事項に関すること。

4. 災害対策本部の組織及び運営

- ① 稲美町防災会議と緊密な連絡のもとに、稲美町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施することを主たる所掌事務とする。
- ② 稲美町災害対策本部の活動組織及び事務分掌は、稲美町災害対策本部組織体制図及び稲美町災害対策本部の事務分掌に定めるところによる。

第2節 動員配備

風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、初動体制をとるとともに、被害の規模や状況に応じた配備基準により配備指令を発令し、災害警戒本部及び災害対策本部を設置する。

[実施担当 全部署、消防団]

1. 連絡要員配置体制

町域において、災害が発生した際には、危機管理課職員を執務室に待機させ、情報の収集・伝達等必要な対策を講じる。

体制	待機基準
連絡要員 配置体制	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県が水防指令1号を発令したとき ・大雨や洪水注意報もしくは警報が発表され、災害の発生が予想されるとき

2. 配備体制及び配備基準

2-1 基本方針

町域において災害が発生した際は、気象情報に応じて必要な体制を確立し、災害応急対策の万全を期す。

2-2 風水害発生時の水防指令の発令と配備体制等

町長は、次の基準に基づき稲美町水防指令を発令するとともに、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた職員を召集し、情報収集・伝達、災害対応等必要な対策を講じる。

町水防指令 (警戒レベル)	発令基準	災害警戒本部又は 災害対策本部設置体制	配備体制
町水防準備指令 (警戒レベル1)	<ul style="list-style-type: none"> ・喜瀬川の水位が水防団待機水位(=0.90m)に達し、かつその後の水位の上昇が予測されるとき 		<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制 ・消防団：副分団長以上
町水防指令1号 (警戒レベル2)	<ul style="list-style-type: none"> ・喜瀬川の水位が氾濫注意水位(=1.20m)に達し、氾濫予測システムによる1時間後の水位が避難判断水位(=1.60m)に達すると予測されるとき ・小規模の災害発生が予測されるとき、又は小規模の災 	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号配備体制 ・消防団：班長以上

第3部 災害応急対策計画

第1章 風水害活動計画

町水防指令 (警戒レベル)	発令基準	災害警戒本部又は 災害対策本部設置体制	配備体制
	害が発生したとき		
町水防指令2号 (警戒レベル3)	・喜瀬川の水位が避難判断水位(=1.60m)に達し、氾濫予測システムによる1時間後の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)(=1.90m)に達すると予測されるとき ・中規模の災害発生が予測されるとき、又は中規模の災害が発生したとき	災害警戒本部又は災害対策本部	・第2号配備体制 ・消防団：全団員
町水防指令3号 (警戒レベル4)	・喜瀬川の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)(=1.90m)に達し、氾濫予測システムでその後も水位の上昇が予測されるとき ・大規模の災害発生が予測されるとき、又は大規模の災害が発生したとき	災害対策本部	・第3号配備体制 ・消防団：全団員
町水防指令3号 (緊急) (警戒レベル5)	・喜瀬川の水位が堤防高に達し、越水するおそれが予測されるとき ・大規模の災害が発生したとき	災害対策本部	・第3号配備体制 ・消防団：全団員

3. 災害警戒本部又は災害対策本部が未設置の場合

3-1 緊急時における活動

- ① 勤務時間外に、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されるまでの間の初期の応急対策活動を実施するための配備体制である「初動体制」によって災害応急対策を実施する。なお、「初動体制」は災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときに、自動的に廃止される。

3-2 初動体制の指揮

初動体制による災害応急対策の実施にあたっては、あらかじめ定めた配備職員の最上位の者が指揮にあたる。

4. 災害対策本部が設置された場合

4-1 配備指令発令基準

町長は、災害の種類、規模、被害発生の予想される時間等を検討し、必要な防災体制をとるため、事態の状況に応じて班員を配備する。

4-2 動員配備の伝達方法

- ① 勤務時間内の場合は庁内放送により、出先機関及び関係者に対しては電話により行う。
- ② 勤務時間外で緊急に職員を招集する場合は、職員一斉メール、防災行政無線や各部課緊急連絡網等により最も速やかに伝達できる方法により行う。

4-3 配備方法

(1) 所属職員に対する周知

所属長は、配備指令発令時、特に勤務時間外に配備指令が発令された場合における動員人員及び招集方法等について、あらかじめ検討し、所属職員に充分周知徹底させておくものとする。

(2) 災害時における職員の注意事項

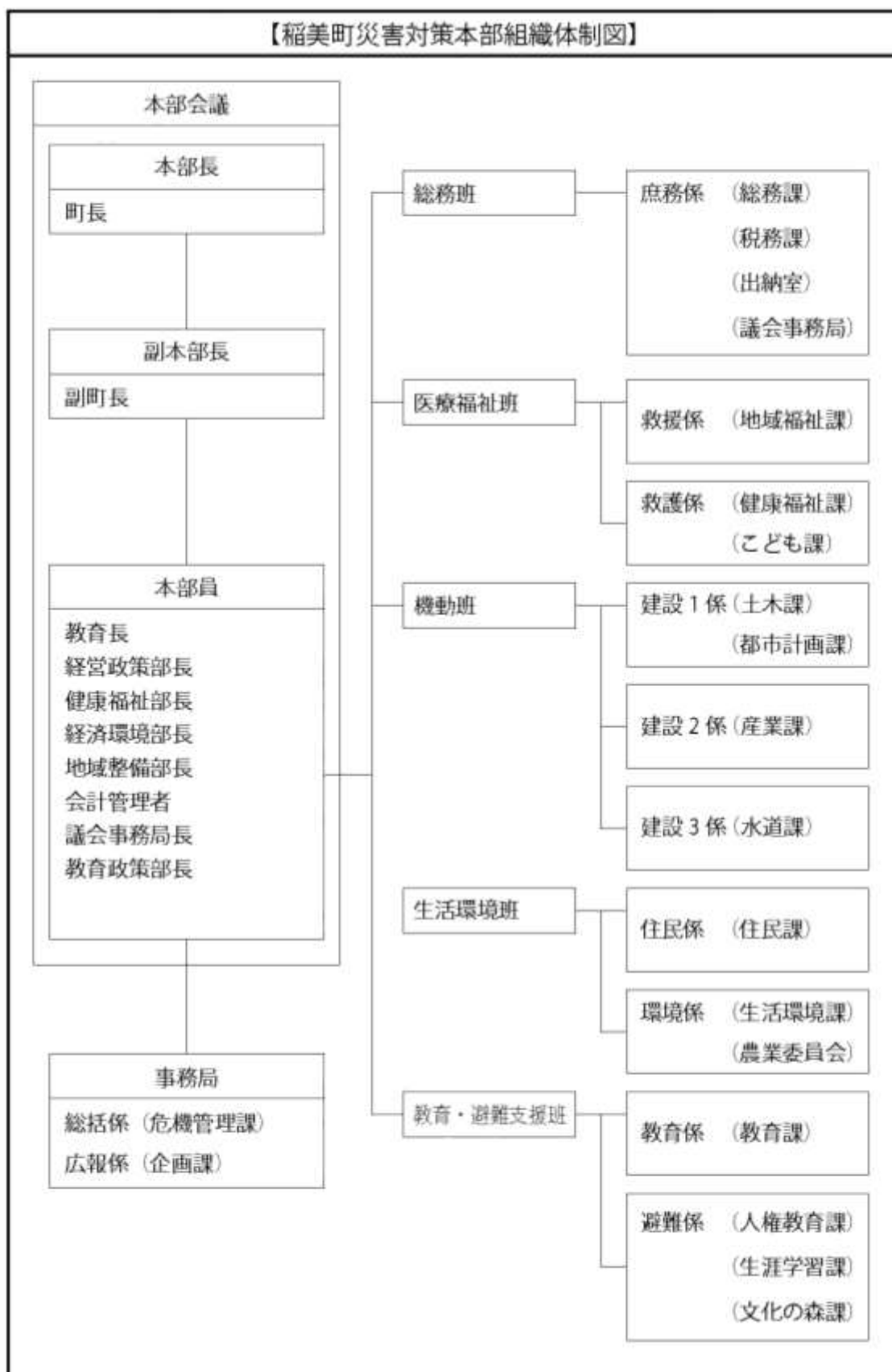
- ① 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び事務分掌を了知し、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害の発生を察知したときは、配備指令がない場合であっても、情報等の収集に積極的に努め、参集に備える。また、災害の程度を勘案し、配備指令を待つことなく自己の判断により定められた場所に参集し、進んで防災活動に入るよう努めなければならない。
- ② 配備指令を受けた職員は、速やかに参集し、所属長の指揮に従わなければならない。
- ③ 平時の通勤手段が途絶した場合、徒歩・自転車・バイク等を利用し、原則として車両は使わない。
- ④ 交通の途絶、職員自身の被災等のため配備につくことができないときは、直ちに可能な伝達手段によりその旨を所属長に連絡する。

(3) 動員人数の報告

本部員は、配備指令に基づき職員を動員したときは、その人数を直ちに町長に報告する。

(4) 動員数の確保

本部員は、あらかじめ配備員を定めておき、動員数の確保に努める。



災害対策本部の事務分掌（1）

班係名		事務分掌業務	備考(課名)
事務局	総括係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置、解散等に関する事。 2. 本部会議の開催に関する事。 3. 職員の動員配備の発令に関する事。 4. 気象情報等の収集及び伝達に関する事。 5. 防災関係機関との連絡調整に関する事。 6. 自衛隊の派遣要請に関する事。 7. 各班との連絡調整に関する事。 8. 消防に関する事。 	危機管理課
	広報係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報道機関等との連絡調整に関する事。 2. 庁内情報通信機器の管理・調整に関する事。 3. 外国人への情報提供に関する事。 	企画課

災害対策本部の事務分掌（2）

班係名		事務分掌業務	備考(課名)
総務班	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県・他市町等への応援要請及び受入に関する事。 2. 災害応急車両の借上げに関する事。 3. 災害対策用物資（食料を除く）の調達に関する事。 4. 応急仮設住宅（建設は除く）に関する事。 5. 町有財産及び被害状況等の取りまとめに関する事。 	総務課
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋被害認定に関する事。 2. 罹災証明及び被災届出証明の発行に関する事。 3. 災害による町税等の減免に関する事。 4. 災害に係る広報活動に関する事。 5. 災害活動に応じた各班への協力に関する事。 	税務課
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害活動に応じた各班への協力に関する事。 2. 町議会との連絡調整に関する事。 	出納室 議会事務局	

第3部 災害応急対策計画

第1章 風水害活動計画

災害対策本部の事務分掌（3）

班係名		事務分掌業務	備考(課名)
医療福祉班	救援係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の生活支援に関する事。 2. 避難行動要支援者対策に関する事。 3. 被災者の安否確認に関する事。 4. 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 5. 関係機関及び関係者との連絡調整に関する事。 6. 被災者生活再建支援金に関する事。 7. 救援物資、義援金等の受入れ及び配分に関する事。 8. 災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 9. 避難行動要支援者の対策に関する事。 	地域福祉課
	救護係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急救護所の設置及び運営に関する事。 2. 福祉事務所及び医師会等の医療関係機関との連絡調整に関する事。 3. 避難行動要支援者対策に関する事。 4. 感染症対策に関する事。 5. 防疫機器、薬剤の調達及び配分に関する事。 6. 傷病者等の搬送に関する事。 7. 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 8. 被災者の健康相談等に関する事。 	健康福祉課 こども課

災害対策本部の事務分掌（4）

班係名		事務分掌業務	備考(課名)
機動班	建設1係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路障害物の除去に関する事。 2. 緊急交通路及び避難路に関する事。 3. 交通規制に関する事。 4. 道路・橋梁・公園等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事。 5. 被災建築物応急危険度判定（地震災害に限る）に関する事。 6. 河川の警戒並びに応急対策及び復旧に関する事。 7. 応急仮設住宅の建設に関する事。 8. 倒壊家屋の撤去等に関する事。 9. 公共施設等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事。 	土木課 都市計画課

	建設2係	<ol style="list-style-type: none"> 1. ため池の警戒並びに応急対策及び復旧に関する事。 2. 農林水産関係の被害調査及び対策に関する事。 3. 商工業者の被害調査及び対策に関する事。 4. ため池管理者及び農業用水路管理者への連絡調整及び指導に関する事。 5. 機動班他係の応援に関する事。 	産業課
	建設3係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急給水に関する事。 2. 上下水道施設の被害調査及び応急対策及び復旧に関する事。 	水道課

災害対策本部の事務分掌（5）

班係名		事務分掌業務	備考(課名)
生活環境班	住民係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者の飲料水及び食料の調達に関する事。 2. 炊き出しの実施及び配分等に関する事。 3. 避難所運営の応援に関する事。 4. 住民の相談窓口の設置に関する事。 	住民課
	環境係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害廃棄物等の処理に関する事。 2. 環境衛生対策に関する事。 3. 埋火葬に関する事。 4. 応急仮設トイレの調達及び設置に関する事。 	生活環境課 農業委員会

災害対策本部の事務分掌（6）

班係名		事務分掌業務	備考(課名)
教育・避難支援班	教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校施設の応急対策及び復旧に関する事。 2. 学校施設・社会教育施設等の被害調査及び情報収集に関する事。 3. 応急教育施設の確保及び応急教育対策に関する事。 4. 園児・児童生徒の安全確保及び避難誘導に関する事。 5. 園児・児童生徒の安否状況に関する事。 	教育課
	避難係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所の開設及び運営に関する事。 2. 関係機関及び関係者との調整に関する事。 3. 避難者への食料及び生活必需品の供給に関する事。 4. 食料供給の実施に関する事。 5. 文化財の被害調査及び情報収集に関する事。 	人権教育課 生涯学習課 文化の森課

第3部 災害応急対策計画
第1章 風水害活動計画

災害対策本部の事務分掌（7）

班係名	事務分掌業務	備考（課名）
加古川市消防本部	1. 火災の消火に関する事。 2. 救急救助に関する事。	加古川市東 消防署（稲 美分署）
消防団	1. 住民等の避難誘導及び救助に関する事。 2. 火災の消火及び水防に関する事。 3. 危険地域（箇所）の警戒に関する事。 4. 防災ヘリコプターの受入れ誘導に関する事。	危機管理課

第2章 地震災害活動計画

第1節 組織の設置

災害時、町長は必要に応じ災害対策本部を設置し、緊急な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。

[実施担当 全部署、消防団]

1. 災害警戒本部

1-1 災害警戒本部の設置

震度4以上の地震及び地震による被害が生じるおそれがあると判断したときは、災害対策本部が設置されるまでの間、災害警戒本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

1-2 災害警戒本部の組織

- ① 災害警戒本部長は経営政策部長とする。なお、本部長に事故があるときは、経済環境部長又は地域整備部長が職務を代理する。
- ② 参集する者は、①の職にある者に加え、企画課長、総務課長、危機管理課長、産業課長、土木課長、水道課長、危機管理課係長の職にある者をもって充てる。

1-3 災害警戒本部の役割

災害警戒本部は、職員の動員、情報の収集・伝達等に当たり、状況に応じ、必要な災害対策を実施する。

1-4 災害警戒本部の解散

町域において災害が発生するおそれがないと認めたととき、又は災害対策本部が設置されたときに解散する。

2. 災害対策本部

災害時、町長は必要に応じ災害対策本部を設置する。

2-1 災害対策本部の設置

- ① 町長は、町域において災害が発生した際には、災害対策基本法に基づき、直ちに稲美町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

- ② 災害対策本部は役場本館2階201号室に設置する。

2-2 災害対策本部の組織

- ① 災害対策本部長は町長とする。なお、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- ② 副本部長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- ③ 本部員は教育長、稲美町部設置条例第1条に定める部の長をもって充てる。

2-3 災害対策本部の解散

本部長は、町域において災害が発生するおそれがないと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは、本部を解散する。

2-4 災害対策本部設置及び解散の通知

本部長は、本部を設置したとき又は解散したときは、必要な関係機関に通知する。

3. 災害対策本部会議

本部長、副本部長及び本部員による会議で、本部長が招集し、災害予防及び災害応急対策の次の事項について協議する。

- ① 本部の動員配備体制の切替及び廃止に関すること。
- ② 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ③ 本部長による住民に対する避難指示等に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ⑥ 他の地方公共団体に対する応援要請に関すること。
- ⑦ 災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
- ⑧ その他の災害に関する重要な事項に関すること。

4. 災害対策本部の組織及び運営

- ① 稲美町防災会議と緊密な連絡のもとに、稲美町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施することを主たる所掌事務とする。
- ② 稲美町災害対策本部の活動組織及び事務分掌は、稲美町災害対策本部組織体制図及び稲美町災害対策本部の事務分掌に定めるところによる。

第2節 動員配備

地震が発生し、被害が発生するおそれがあるときは、初動体制をとるとともに、被害の規模や状況に応じた配備基準により配備指令を発令し、災害警戒本部及び災害対策本部を設置する。

[実施担当 全部署]

1. 初動体制

町域において、震度3の地震が発生し、被害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定めた職員を参集させ、状況把握、情報収集等必要な対策を講じる。

体制	参集基準	実施業務
初動体制	町域において震度3の地震が発生し、被害が発生するおそれがあると判断したとき	あらかじめ定めた職員を参集し、警戒及び状況把握、情報収集にあたる体制

2. 配備基準及び配備体制

2-1 基本方針

町域において震度4以上の地震が発生した場合、震度区分に応じて必要な体制を確立し、災害応急対策の万全を期す。

2-2 地震災害発生時の配備指令

配備区分	配備基準	配備内容
第1号配備体制 (管理職及びあらかじめ定めた職員)	町域において震度4の地震が発生した場合	事態に対処するための災害防除の措置を強化し、救助その他災害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか、主として警戒及び状況把握、情報連絡にあたる体制
第2号配備体制 (係長以上)	町域において震度5弱の地震が発生した場合	第1号配備体制を強化し、局地的災害に対しては、そのまま防災活動が遂行できる体制
第3号配備体制 (全職員)	町域において震度5強以上の地震が発生した場合	全職員をもって防災活動が遂行できる体制

3. 災害警戒本部又は災害対策本部が未設置の場合

3-1 緊急時における活動

- ① 勤務時間外に、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されるまでの間の初期の応急対策活動を実施するための配備体制である「初動体制」によって災害応急対策を実施する。なお、「初動体制」は災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときに、自動的に廃止される。

3-2 初動体制の指揮

初動体制による災害応急対策の実施にあたっては、あらかじめ定めた配備職員の最上位の者が指揮にあたる。

4. 災害対策本部が設置された場合

4-1 配備指令発令基準

町長は、災害の種類、規模、被害の発生が予想される時間等を検討し、必要な防災体制をとるため、事態の状況に応じて班員を配備する。

4-2 動員配備の伝達方法

- ① 勤務時間内の場合は庁内放送により、出先機関及び関係者に対しては電話により行う。
- ② 勤務時間外で緊急に職員を招集する場合は、職員一斉メール、防災行政無線や各部課緊急連絡網等により最も速やかに伝達できる方法により行う。

4-3 配備方法

(1) 所属職員に対する周知

所属長は、配備指令発令時、特に勤務時間外に配備指令が発令された場合における動員人員及び招集方法等について、あらかじめ検討し所属職員に充分周知徹底させておくものとする。

(2) 災害時における職員の注意事項

- ① 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び担当事務を了知し、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害の発生を察知したときは、配備指令がない場合であっても、情報等の収集に積極的に努め、参集に備える。また、災害の程度を勘案し、配備指令を待つことなく自己の判断により定められた場所に参加し、進んで防災活動に入るよう努めなければならない。
- ② 配備指令を受けた職員は、速やかに参集し、所属長の指揮に従わなければならない。

い。

- ③ 平時の通勤手段が途絶した場合、徒歩・自転車・バイク等を利用し、原則として車両は使わない。
- ④ 交通の途絶、職員自身の被災等のため配備につくことができないときは、直ちに可能な伝達手段によりその旨を所属長に連絡する。

(3) 動員人数の報告

本部員は、配備指令に基づき職員を動員したときは、その人数を直ちに町長に報告する。

(4) 動員数の確保

- ① 本部員は、あらかじめ配備員を定めておき、動員数の確保に努める。

4-4 災害対策本部の組織体制及び事務分掌

災害対策本部の組織体制及び事務分掌は、第3部「災害応急対策計画」第1章「風水害活動計画」に定めるところに準じる。

第3章 その他大規模事故災害応急対策計画

第1節 迅速な災害応急活動体制の確立

町域において大規模事故災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、町及びその他防災関係機関は、緊急時の情報収集、伝達体制、組織体制、防災関係機関との相互連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

地域防災計画とは別に、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、町が、国・県・関係機関等と連携・協力して、住民の避難や救援などを行うことができるよう「稲美町国民保護計画」を定めている。

[実施担当 全部署]

1. 事故対策本部

1-1 事故対策本部の設置

- ① 町長は、町域において大規模事故災害発生時には、災害対策基本法に基づき、直ちに稲美町事故対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。
- ② 事故対策本部は役場本館 2 階 201 号室に設置する。

1-2 事故対策本部の組織

- ① 事故対策本部長は町長とする。なお、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- ② 副本部長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- ③ 本部員は教育長、稲美町部設置条例第 1 条に定める部の長をもって充てる。

1-3 事故対策本部の解散

本部長は、町域において災害が発生するおそれがないと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは、本部を解散する。

1-4 事故対策本部設置及び解散の通知

本部長は、本部を設置したとき又は解散したときは、必要な関係機関に通知する。

2. 事故対策本部会議

本部長、副本部長及び本部員による会議で、本部長が招集し、災害予防及び災害応急対

策の次の事項について協議する。

- ① 本部の動員配備体制の切替及び廃止に関すること。
- ② 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ③ 本部長による住民に対する避難指示等に関すること。
- ④ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑤ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ⑥ 他の地方公共団体に対する応援要請に関すること。
- ⑦ 災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
- ⑧ その他の災害に関する重要な事項に関すること。

3. 事故対策本部の組織及び運営

- ① 稲美町防災会議と緊密な連絡のもとに、稲美町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施することを主たる所掌事務とする。
- ② 事故対策本部の活動組織及び事務分掌は、稲美町災害対策本部組織体制図及び稲美町災害対策本部の事務分掌に定めるところによる。

4. 配備基準及び配備体制

4-1 基本方針

町域において大規模事故災害が発生した場合、災害応急対策の万全を期す。

4-2 大規模事故災害発生時の配備指令

区分	動員配備の基準	配備内容	備考
第1号配備体制	1 大規模な事故等が発生し、被害が火災・災害等即報要領の即報基準に達した場合 2 大規模な事故等が発生し、その状況を勘案して必要があると認められるとき	少数の人員を配備し、主として情報の収集伝達にあたる体制	町長は、災害の状況から必要と認めるときは、災害応急対策計画に準じて配備体制を決定する
第2号配備体制	1 大規模な事故等が発生し、被害が火災・災害等即報要領の直接即報基準に達した場合 2 災害救助法の適用基準に達するおそれがある場合	所属人員のおおむね5割以内の人員を配備し、防災活動にあたる体制	

なお、災害が甚大で本体制での対応が困難と判断される場合は、必要に応じて、兵庫県等、関係機関に応援を要請するものとする。

5. 事故対策本部が設置されるまでの対応

5-1 緊急時における活動

勤務時間外に、事故対策本部が設置されるまでの間の初期の応急対策活動を実施するための配備体制である「初動体制」によって事故応急対策を実施する。なお、「初動体制」は事故対策本部が設置されたときに、自動的に廃止される。

5-2 初動体制の指揮

初動体制による事故応急対策の実施にあたっては、あらかじめ定めた配備職員の最上位の者が指揮にあたる。

6. 事故対策本部が設置された場合

6-1 配備指令発令基準

町長は、災害の種類、規模、被害の発生が予想される時間等を検討し、必要な防災体制をとるため、事態の状況に応じて班員を配備する。

6-2 動員配備の伝達方法

- ① 勤務時間内の場合は庁内放送により、出先機関及び関係者に対しては電話により行う。

- ② 勤務時間外で緊急に職員を招集する場合は、職員一斉メール、防災行政無線や各部課緊急連絡網等により最も速やかに伝達できる方法により行う。

6-3 配備方法

(1) 所属職員に対する周知

所属長は、配備指令発令時、特に勤務時間外に配備指令が発令された場合における動員人員及び招集方法等について、あらかじめ検討し所属職員に充分周知徹底させておくものとする。

(2) 災害時における職員の注意事項

- ① 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び担当事務を了知し、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害の発生を察知したときは、配備指令がない場合であっても、情報等の収集に積極的に努め、参集に備える。また、災害の程度を勘案し、配備指令を待つことなく自己の判断により定められた場所に参加し、進んで防災活動に入るよう努めなければならない。
- ② 配備指令を受けた職員は、速やかに参集し、所属長の指揮に従わなければならない。
- ③ 平時の通勤手段が途絶した場合、徒歩・自転車・バイク等を利用し、原則として車両は使わない。
- ④ 交通の途絶、職員自身の被災等のため配備につくことができないときは、直ちに可能な伝達手段によりその旨を所属長に連絡する。

(3) 動員人数の報告

本部員は、配備指令に基づき職員を動員したときは、その人数を直ちに町長に報告する。

(4) 動員数の確保

本部員は、あらかじめ配備員を定めておき、動員数の確保に努める。

6-4 災害対策本部の組織体制及び事務分掌

災害対策本部の組織体制及び事務分掌は、第3部「災害応急対策計画」第1章「風水害活動計画」に定めるところに準じる。

第2節 円滑な災害応急活動の展開

[実施担当 企画課、危機管理課、土木課]

1. 航空機災害の場合

航空運航事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、事故対策本部の設置等必要な体制をとる。

2. 道路災害等の場合

2-1 災害発生後の施設の緊急点検

道路管理者は、災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

2-2 災害対策用資機材、復旧資機材の確保

道路管理者は、応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達できるよう措置する。また、必要に応じて、関係団体に対して、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。

2-3 災害発生時における応急復旧工事等の実施

道路管理者は、道路施設が被災した場合、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に施工する。また、車両からの危険物の流出が認められた時には関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

3. 危険物災害対策

3-1 実施機関

危険物施設に被害が発生した場合、当該事業者等が加古川市消防本部等に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、県、町その他関係機関が総合的な対策を実施する。

3-2 実施方法

(1) 事業者

危険物施設の所有者、管理者及び占有者(以下「責任者」という。)は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。

1) 連絡通報

- ・ 責任者は、災害発生時に直ちに 119 番で加古川市消防本部に連絡するとともに、必要に応じて地域住民及び近隣企業に通報する。
- ・ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて速やかにとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

2) 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講じる。

3) 医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施する。

4) 避難

責任者は、企業自体の計画により従業員等の避難を実施する。

5) 住民救済対策

企業は、被災額の僅少なものについて企業自体の補償で救済する。

(2) 町その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、町地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

1) 災害情報の収集及び報告

加古川市消防本部は、被災地への職員派遣等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、町その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

2) 災害広報

町、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、ラジオ、テレビ、災害写真等による広報活動を行う。

3) 救急活動

当該事業者、町、加古川警察署、加古川市消防本部、医療機関その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急活動を実施する。

4) 消防応急対策

加古川市消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

5) 避難

町は、加古川警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

6) 災害警備

加古川警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期す。

7) 交通応急対策

道路管理者、加古川警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、その周辺の交通対策に万全を期す。

4. 高圧ガス関係事業所応急対策

4-1 実施機関

高圧ガス取扱施設に被害が発生した場合、当該事業者が加古川市消防本部に通報のうえ、当該事業者の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、町、県、加古川市消防本部、加古川警察署その他関係機関が総合的な対策を実施する。

4-2 実施方法

(1) 緊急通報

- ① 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス施設が災害発生又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関に通報する。
- ② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急措置を実施する。

4-3 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を実施する。

- ① 状況による設備の緊急運転停止
- ② 火災が発生した場合の消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- ③ ガスが漏洩した場合の緊急遮断等の漏洩防止措置
- ④ 状況による立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- ⑤ 状況による災害対策要員以外の従業員の退避
- ⑥ 発電設備以外の設備の緊急総点検
- ⑦ 交通規制措置

4-4 防災資機材の調達

- ① 事業者は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業者等か

ら調達する。

- ② 県、加古川市消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。
- ③ 加古川警察署、加古川市消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

4-5 被害の拡大防止措置及び避難

- ① 事業者は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。
- ② 防災関係機関は、被害が拡大し、事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

5. 火薬類事故応急対策

5-1 実施機関

火薬類の運搬中に被害が発生した場合、当該運搬者が加古川市消防本部に緊急通報のうえ、当該事業者の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、町、県、加古川市消防本部、加古川警察署その他関係機関が総合的な対策を実施する。

5-2 実施方法

(1) 運搬者及び事業者等

- ① 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。
- ② 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行う。

(2) 町その他関係機関

- ① 町は、広報活動及び必要に応じ避難指示等を行う。
- ② 加古川警察署は、必要があれば安全対策措置を行うこととし、県及び関係機関は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力する。

6. 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

6-1 実施機関

毒物・劇物保管貯蔵施設の応急対策は、営業者及び業務上取扱者が関係機関等と協力して実施する。

6-2 実施方法

(1) 営業者及び業務上取扱者の実施措置

- ① 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、速やかにその旨を加古川健康福祉事務所、加古川警察署又は加古川市消防本部へ通報する。
- ② 毒物・劇物の漏洩、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

(2) 町の実施措置

- ① 町は、周辺住民に対して広報活動、必要に応じ避難指示等を行う。
- ② 町は、飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- ③ 加古川市消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。
- ④ 加古川市消防本部、加古川警察署等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

7. 原子力災害等の対策

放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止するために必要な対策を講じる。

7-1 放射性物質輸送中の事故発生時の情報伝達

(1) 原子力事業者

事業者は、事故発生時に警察官へ通報することとなっている（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）、放射線障害防止法）。また、火災発生時には、消防吏員へ通報することとなっている（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則、放射線障害防止法施行規則）。核燃料物質輸送物から基準以上の放射線量が検出された場合、事業者は国（原子力規制委員会）、県、町へ通報することになっている。

(2) 県

県は、原子力事業者や県警察本部、消防本部から通報を受けた場合は、直ちに、その旨を発生市町に隣接する市町及び消防庁に連絡することとする。

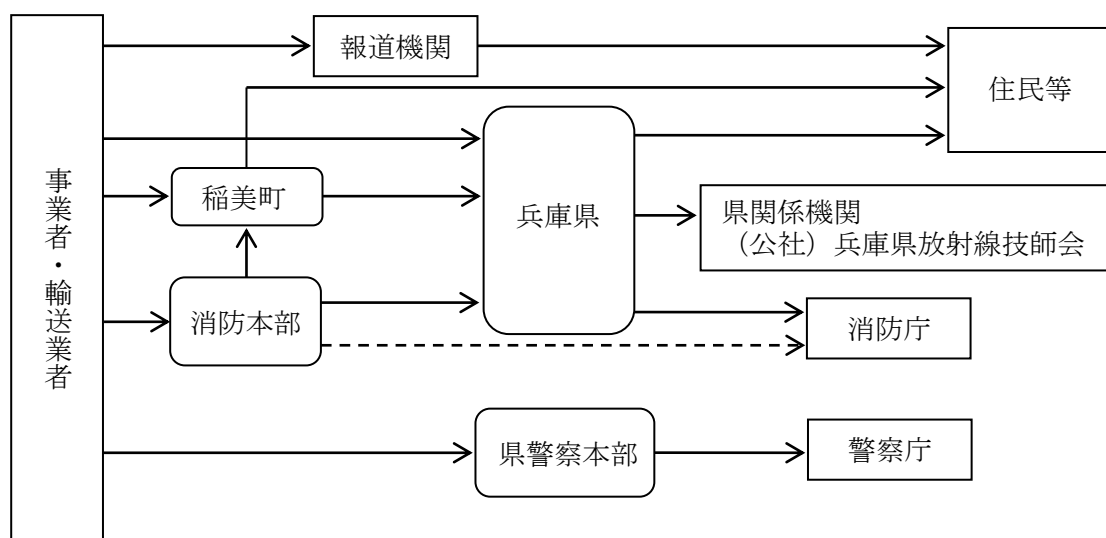
県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域に係る市町は原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、情報収集を行うとともに、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等の協議に参画する。

(3) 町

町は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

- ① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び放射性物質の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。
- ② 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの。

○連絡体制（情報の流れ）



(4) 原子力緊急事態宣言発出後の情報収集

原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会（原災法の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国、県、市町等の関係機関により設置）に一元化することとする。

7-2 放射性物質の不法廃棄等の情報伝達

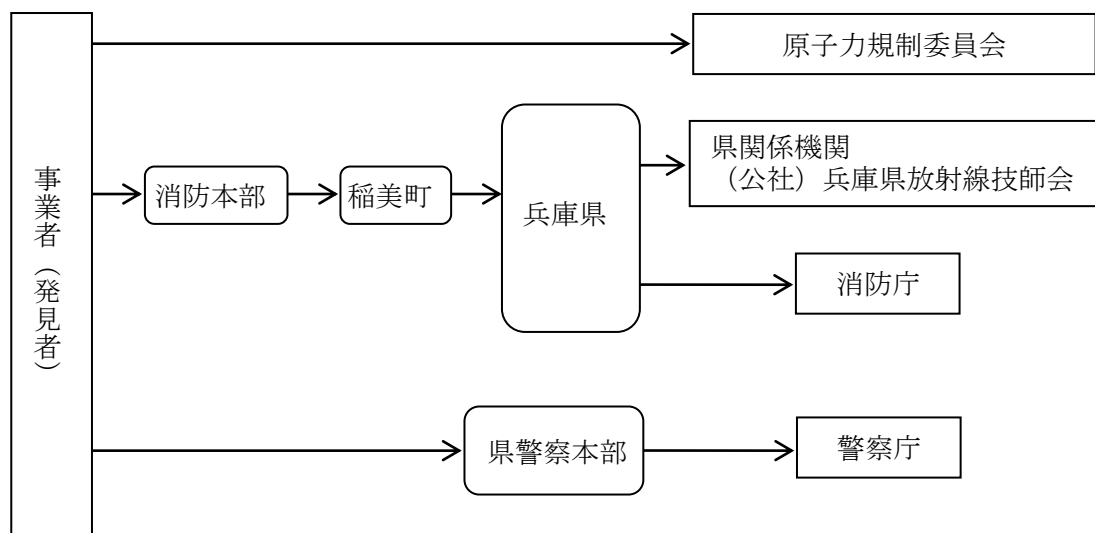
(1) 発見者

放射性同位元素取扱事業所外において管理下でない放射性物質を発見した人は、その旨を消防本部、県警察本部に通報することとするとともに、国（原子力規制委員会）へ連絡する。

(2) 県

県は、通報を受けた消防本部等から連絡を受けた場合は、火災・災害等即報要領に基づき、その旨を消防庁に報告することとするとともに、国（原子力規制委員会）へ連絡する。

○連絡体制（情報の流れ）



7-3 被災者救済対策

(1) 災害広報

- ① 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関等の情報、農林水産物の安全性の確認の状況、各関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、人心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行う。
- ② 町は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報する。町は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を明記して広報する。

(2) 相談活動の実施

町は、放射線の影響による健康に関する相談及びその他被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決に努める。

(3) 防護措置

1) 原子力施設における事故

町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等の屋内退避等を実施する。また、基準に基づき、住民の避難・一時移転を実施する場合がある。

2) 放射性物質の輸送中の事故

町は、状況に応じて住民避難の呼びかけ、避難所の開設等の措置を実施する。

3) 放射性物質の不法廃棄等への対応

町は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとることとする。

(4) 救急医療

救助・救出については、第3部「災害応急対策計画」第9章「人命救助・救出対策」、医療対策については第3部「災害応急対策計画」第15章「医療・助産対策」による。

(5) 飲料水、飲食物等の摂取制限

町は、飲料水、飲食物及び農林水産物等の汚染度が、国が示す指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、住民に対し、汚染飲料水の飲用禁止、あるいは汚染飲食物の摂取を制限、又は禁止する措置を講じる。

(6) 風評被害対策

町は、農林水産物に関する風評被害の軽減のため、情報、調査データ等を公表するとともに消費者等の理解を得るための広報活動に努める。

(7) 立入制限等の解除

町は、国の指導助言に基づき、周辺住民等の立入制限、屋内退避、避難の解除を行う。

第4章 情報の収集・伝達

第1節 災害時の広報計画

災害において、被災地や隣接地域の住民に対し正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報・広聴活動を実施する。また、報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図るとともに、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。

町は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

[実施担当 危機管理課、企画課]

1. 災害広報

災害発生時の緊迫した状態において、人心の安定を図り、住民が迅速な行動に移るための必要事項について広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、住民に対し避難時の携行品として、懐中電灯及び携帯ラジオの持出しについて啓発する。

また、町は被災者生活支援に関する情報をチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車等で情報提供を行うなど、適切に情報を提供するものとする。

1-1 広報資料の収集

- ① 災害対策本部でとりまとめた資料を最大限に利用するとともに、必要に応じて現地取材を行う。
- ② 災害写真の収集
現場に写真班を派遣して災害写真を撮影する。その他の機関の撮影した写真の収集に努めるとともに、これらの写真は速やかに災害対策本部等で掲示する災害速報に用いるほか、他の機関より依頼があった場合には提供する。

1-2 広報の方法

(1) 報道機関に対する発表等

- ① 町でとりまとめた事項のうち必要な事柄について、報道機関に発表する。
- ② 報道機関が独自で取材する場合も積極的に資料・情報を提供する等できるだけ協

力する。

- ③ 住民、被災者に対する報道のうち緊急なものについては、ラジオ、テレビ、BAN-BAN ネットワークス(株)等の放送を要請する。

(2) 住民に対する広報

- ① サイレン吹鳴、防災行政無線等による周知
- ② 広報車による伝達
- ③ 自治会、自主防災組織を通じて伝達
- ④ 兵庫南農業協同組合稲美有線放送事業所の有線放送による伝達
- ⑤ 町のホームページ、いなみ安心ネットによる伝達
- ⑥ 各土地改良区及び水利委員会を通じての連絡
- ⑦ ラジオ、テレビ、BAN-BAN ネットワークス(株)等を通じての放送
- ⑧ 緊急速報「エリアメール」等の活用
- ⑨ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

(3) 広報内容

防災行政無線、広報車、ホームページ、ファクシミリ等を活用するとともに、協力機関に要請し、次の内容の広報を行う。

- ① 洪水等災害に関する情報
- ② 避難指示等、避難所の設置状況
- ③ 道路交通状況
- ④ 電気、ガス、水道の状況
- ⑤ 交通機関の状況
- ⑥ 医療機関の状況
- ⑦ 感染症対策活動の実施状況
- ⑧ 食料、生活必需品の供給状況
- ⑨ その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

1-3 災害放送の要請

町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、やむを得ない場合を除き県（災害対策地方本部経由）を通じて放送を要請するものとする。なお、放送の要請は、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によるものとする。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要事項

広報の実施機関と役割（風水害）

機 関 名	広 報 ・ 報 道 内 容
稲美町	1. 洪水等災害に関する情報に関する事 2. 避難指示等、避難所の設置状況に関する事 3. 道路交通状況に関する事 4. 電気、ガス、水道の状況に関する事 5. 交通機関の状況に関する事 6. 医療機関の状況に関する事 7. 感染症対策活動の実施状況に関する事 8. 食料、生活必需品の供給状況に関する事 9. その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項に関する事
加古川市消防本部	1. 火災の発生防止、初期消火に関する事 2. 火災の発生状況に関する事 3. 災害現場における避難の指示に関する事
加古川警察署	1. 被害状況、治安状況、救援活動、警備活動に関する事 2. 道路交通に関する事 3. 防犯指導等の犯罪予防に関する事 4. 災害現場における避難、誘導に関する事
防災関係機関	1. 機関の活動体制に関する事 2. 電気、ガス等の二次災害の防止に関する事 3. 所管業務の被害状況、復旧状況に関する事 4. 感電、転落、落下物等の事故防止に関する事

広報用放送例文（風水害）

発生直後	<p>こちらは、稲美町災害〇〇本部です。 ただ今、△△地区で大雨による浸水被害が発生しました。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。 まず、ガスの元栓を閉めてください。 電気器具のスイッチを切ってください。 ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に十分注意してください。</p>
発生から数時間以内	<p>こちらは、稲美町災害〇〇本部です。 先ほどの△△地区での浸水被害は次第におさまってきています。落ち着いて行動してください。 電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないようにしてください。 出所のわからない情報には一切耳をかさない、人に伝えないようにしてください。 ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に十分注意してください。</p>
避難誘導	<p>こちらは、稲美町災害対策本部です。 大雨(△△川、△△ため池決壊)のため洪水の危険があります。 △△地区の皆さんは、△△小学校、鉄筋コンクリートの高い建物の2階以上へ避難してください。 避難する際は、荷物は最小限にしてください。 情報を得るため携帯ラジオを携帯してください。 避難は車を使用しないでください。車を道路、堤防に乗り捨てないでください。 警察官等の指示に従ってください。</p>
被害状況	<p>こちらは、稲美町災害対策本部です。 ただ今、洪水による水はひいています。 現在、洪水の影響により、道路、電気、水道、電話が各所で分断されています。 △△地区の皆さんは、冷静に今後ラジオ、テレビ、防災行政無線の放送を聞いてください。</p>

※〇〇：警戒（本部）又は対策（本部）

△△：地名や名称

広報の実施機関と役割（地震災害）

機 関 名	広 報 ・ 報 道 内 容
稲美町	1. 地震災害に関する情報に関する事 2. 避難指示等発令、避難所の設置状況に関する事 3. 道路交通状況に関する事 4. 電気、ガス、水道の状況に関する事 5. 交通機関の状況に関する事 6. 医療機関の状況に関する事 7. 感染症対策活動の実施状況に関する事 8. 食料、生活必需品の供給状況に関する事 9. その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項に関する事
加古川市消防本部	1. 火災の発生防止、初期消火に関する事 2. 火災の発生状況に関する事 3. 災害現場における避難指示に関する事
加古川警察署	1. 被害状況、治安状況、救援活動、警備活動に関する事 2. 道路交通に関する事 3. 防犯指導等の犯罪予防に関する事 4. 災害現場における避難、誘導に関する事
防災関係機関	1. 機関の活動体制に関する事 2. 電気、ガス等の二次災害の防止に関する事 3. 所管業務の被害状況、復旧状況に関する事 4. 感電、転落、落下物等の事故防止に関する事

広報用放送例文（地震災害）

発生直後	<p>こちらは、稲美町災害〇〇本部です。 ただ今、大きな地震がありました。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。 まず、ガスの元栓を閉めてください。 電気器具のスイッチを切ってください。 ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に十分注意してください。</p>
発生から数時間以内	<p>こちらは、稲美町災害〇〇本部です。 先ほどの地震は震度□□と発表されました。 揺れは次第におさまってきています。落ち着いて行動してください。 電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないようにしてください。 出所のわからない情報には一切耳をかさない、人に伝えないようにしてください。 ラジオ、テレビをつけて、今後の放送に十分注意してください。</p>
避難誘導	<p>こちらは、稲美町災害対策本部です。 ただ今の地震により、△△地区で火災が発生し、△△方向へ燃え広がる危険があります。 △△地区の皆さんは、△△公園、△△小学校へ避難してください。 避難する際は、荷物は最小限にしてください。 情報を得るため、携帯ラジオを携行してください。 避難は車を使用しないでください。車を道路に乗り捨てないでください。 警察官等の指示に従ってください。</p> <p>こちらは、稲美町災害対策本部です。 ただ今の地震により、ため池が決壊しました、×時×分までに浸水の危険があります。 △△地区の皆さんは、△△小学校、鉄筋コンクリートの高い建物の2階以上へ避難してください。 避難する際は、荷物は最小限にしてください。 情報を得るため、携帯ラジオを携行してください。 避難は車を使用しないでください。車を道路に乗り捨てないでください。 警察官等の指示に従ってください。</p>
被害状況	<p>こちらは、稲美町災害対策本部です。 ただ今の地震により、火災が発生し、延焼中です。 現在、地震のため、道路、電気、水道、電話が各所で分断されています。 △△地区の皆さんは、冷静に今後のラジオ、テレビ、防災行政無線の放送を聞いてください。</p>

※〇〇：警戒（本部）又は対策（本部）

□□：震度（6強など）

△△：地名や名称

××：時間

第2節 災害時の情報収集

災害時の通知、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡経路を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保及び情報収集体制の強化を図る。

1. 気象予警報等の種類、収集

気象注意報・警報及び水防、火災警報を迅速かつ確実に収集伝達し、的確な災害応急対策を行う。

1-1 気象予警報

気象庁は、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、気象警報・注意報や気象情報などの防災気象情報を発表している。これらの情報は防災関係機関の活動や住民の安全確保行動の判断を支援するため、災害に結びつくような激しい現象が予想される数日前から「気象情報」を発表し、その後の危険度の高まりに応じて注意報、警報、特別警報を段階的に発表している。

(1) 注意報

気象等により災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報で神戸地方気象台が発表する。その種類及び基準等は、次のとおりである。

気象注意報発表基準（稲美町）

令和5年6月8日現在

種類 (警戒レベル)	基準
大雨注意報 (警戒レベル2)	表面雨量指数基準=9 土壌雨量指数基準=94
洪水注意報 (警戒レベル2)	流域雨量指数基準 喜瀬川流域=2.7、曇川流域=5.2
強風注意報	平均風速 12m/s
風雪注意報	平均風速 12m/s 雪を伴う
大雪注意報	12時間降雪の深さ 5cm

雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
濃霧注意報	視程 100m
乾燥注意報	最小湿度 40%で実効湿度 60%
なだれ注意報	①積雪の深さ 70cm 以上あり降雪の深さが 20cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温が 9℃以上又は 24 時間雨量が 10mm 以上
低温注意報	最低気温 -4℃以下
霜注意報	4 月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温 4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温 2℃以下
着雪注意報	24 時間降雪の深さ 20cm 以上 気温 2℃以下
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合

(2) 警報

気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。その種類及び基準は、次のとおりである。

気象警報発表基準（稲美町） 令和 5 年 6 月 8 日現在

種 類 (警戒レベル)	基 準
大雨警報（浸水害） (警戒レベル 3 相当)	表面雨量指数基準（浸水害）=14
大雨警報（土砂災害） (警戒レベル 3 相当)	土壌雨量指数基準=128
洪水警報 (警戒レベル 3 相当)	流域雨量指数基準 喜瀬川流域=3.5、曇川流域=6.6
暴風警報	平均風速 20m/s
暴風雪警報	平均風速 20m/s 雪を伴う
大雪警報	12 時間降雪の深さ 10cm

記録的短時間大雨情報	1時間雨量 110mm
------------	-------------

(3) 特別警報

気象庁は、平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始した。

「特別警報」は、これまでの警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害がおこるおそれが著しく大きい場合に発表される。

「特別警報」が発表されたら、町は速やかに住民へ周知しなければならず、住民はただちに命を守る行動をとる必要がある。その種類及び基準は次のとおりである。

特別警報の種類（稲美町の基準）

令和4年7月1日現在

現象の種類 (警戒レベル)	内容及び基準
大雨（浸水害） (警戒レベル5相当)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される時
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける)

(4) 気象注意報・警報等の地域細分

地域細分及び担当気象官署は次のとおりであり、稲美町は一次細分では「南部」、二次細分では「播磨南東部」に含まれる。

気象予警報の発表区分

	一次細分区域	二次細分区域	市町	担当気象官署
兵庫県	北部	但馬北部	豊岡市、香美町、新温泉町	神戸地方気象台
		但馬南部	養父市、朝来市	
	南部	北播丹波	西脇市、丹波篠山市、丹波市、多可町	
		播磨北西部	宍粟市、佐用町、神河町、市川町、福崎町	
		阪神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	
		播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、播磨町、 稲美町	
		播磨南西部	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、太子町、上郡町	
		淡路島	淡路市、洲本市、南あわじ市	

1-2 水防警報

水防警報とは、国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸、湖沼において、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合に、水防を必要と認め発するものをいう。

1-3 気象情報

気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがあり、神戸地方気象台が発表する。

また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報についても、早い段階から分かりやすい形で発表する。

1-4 火災警報

町長は、知事から火災気象通報(乾燥注意報、強風注意報、暴風警報等)を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

1-5 火災気象通報

神戸地方気象台は、気象条件が以下の基準に達した場合、知事に対して火災気象通報を行う。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。

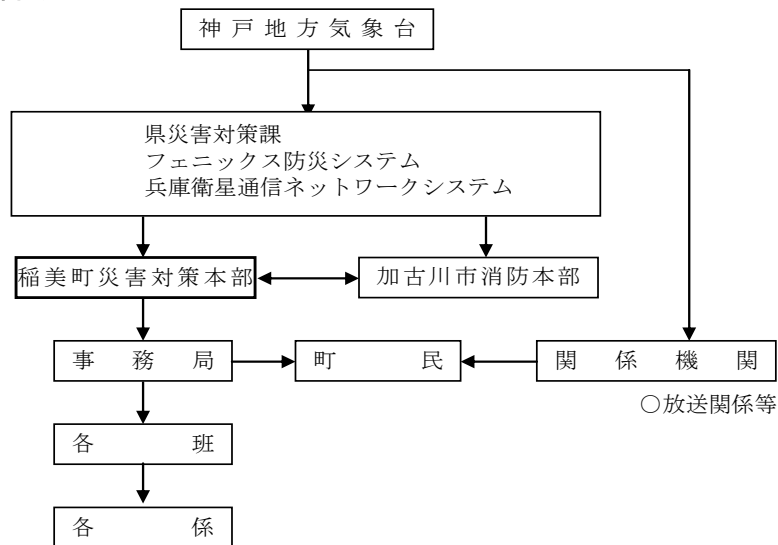
イ 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

2. 気象予警報等の伝達

2-1 伝達系統

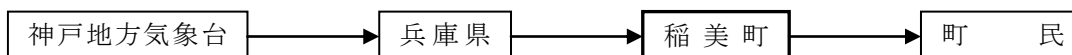
気象予警報の伝達並びに周知徹底は、おおむね次の系統図により行うものとする。

(1) 気象予警報

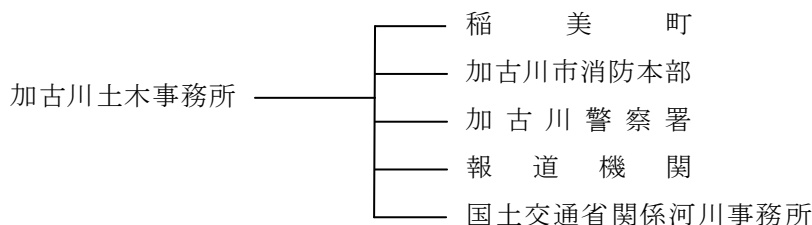


【気象情報等収集伝達系統図】

(2) 火災警報



(3) 県民局長の発する水防警報



2-2 伝達の手順

- ① 県（気象台）から町に通報される警報・注意報、火災予防のための気象通報及び情報は、町及び加古川市消防本部が受領する。
- ② 事務局は、警報・注意報又は情報を受領した場合は、速やかに本部長、副本部長、本部員に報告する。
- ③ 事務局から伝達を受けた本部員は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先機関等へ伝達するものとする。
- ④ 事務局は、警報・注意報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、庁内放送等所要の措置を行うものとする。
- ⑤ 事務局は、上司の命があったとき、又は状況により自らが必要と認めたときは、所要の対策通報を速やかに伝達するとともに関係先へ所要の連絡を行うものとする。

- ⑥ 事務局は、前各項の周知徹底のため、あらかじめ本部員との間に警報等の受領伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間及び停電時における受領、伝達についても支障のないようにしておくものとする。

2-3 伝達の方法

町は、気象予報、警報だけでなく、予想される事態及びこれに対してとるべき措置もあわせて周知する。

(1) 関係部等への伝達

- ア 勤務時間内
電話又は庁内放送で行う。
- イ 勤務時間外
電話等により、別に定める連絡網による。

(2) 住民への伝達

気象予報、警報等は、ラジオ、テレビ、新聞等により、かなり詳細かつ広範囲にわたって周知されるが、町が必要と認めた気象情報等についても防災行政無線、広報車、BAN-BAN ネットワークス(株)、いなみ安心ネットを利用し周知を図る。

3. 被害情報の収集

3-1 情報収集活動

情報収集は、県と町間のルートを基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

町は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し、道路、河川、ため池等の被害状況を調査し、速やかに情報収集する。情報活動の緊密化のため必要に応じ警察署から警察官が、県から職員が町に派遣されるものとする。

(1) 気象台が発表する気象予報、警報等の収集

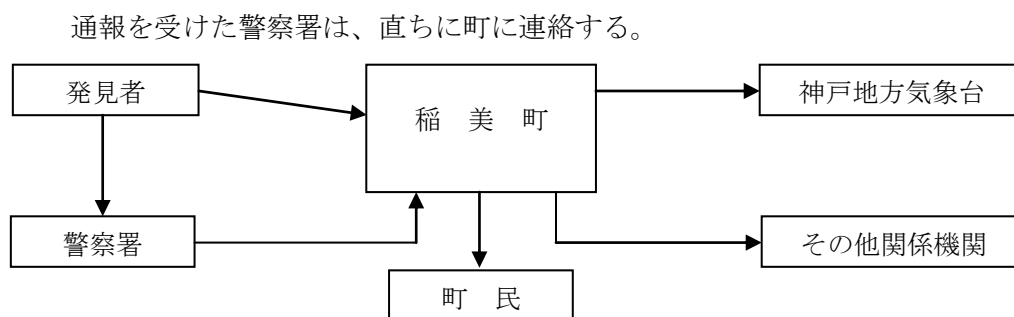
神戸地方気象台が発表する気象予報、警報等は、県及び加古川市消防本部を經由して、事務局に伝達される。また、県は補完系統として、兵庫県衛星通信ネットワーク及びフェニックス防災システムにより、町・消防本部へ一斉同報を行う。

(2) 画像情報の収集

火災・災害等が発生したときは、画像情報の収集に努める。

(3) その他の情報の収集

- ア 水防法に基づく水位の状況等
水防計画に定めるところによる。
- イ 異常現象
異常現象を発見した人は、電話等により町、加古川警察署に通報する。



3-2 収集すべき情報

(1) 災害発生直後

- ① 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ② 土砂災害、洪水の発生状況
- ③ 家屋等建物の被害状況
- ④ 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- ⑤ 避難の必要の有無及び避難の状況
- ⑥ 住民の動向
- ⑦ 道路及び交通機関の被害状況
- ⑧ 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- ⑨ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 災害発生経過後

- ① 被害状況
- ② 避難指示等、又は警戒区域の設定状況
- ③ 避難所の設置状況
- ④ 避難生活の状況
- ⑤ 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
- ⑥ 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- ⑦ 医療機関の開設状況
- ⑧ 救護所の設置及び活動状況
- ⑨ 傷病者の収容状況
- ⑩ 道路及び交通機関の復旧状況

(3) 町長への報告

事務局は、災害発生の日時、地域、災害の原因、被害の概況、応急対策措置等の概況を速報的、定期的に町長に報告し、調査完了後確定した被害状況等について文書をもって報告する。

(4) 収集についての注意事項

- ① 被害状況の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することがないようにす

- る。
- ② 被害状況の迅速かつ正確な収集及び報告を図るため、各班は相互に協力するとともに関係機関と常に緊密な連絡を図る。
 - ③ 各班等がそれぞれの所管事項及び所管の公共的施設の被害状況を調査する場合は、町有施設、国、県及び公共的団体又は私人が所有し、もしくは管理する施設であって、住民生活に影響のある被害を受けた施設の被害状況についても調査報告する。

4. 被害情報の伝達

4-1 被害情報の報告及び内容

- 1) 町で収集した被害状況等のうち必要なものは、それぞれ次の機関等へ伝達する。
 - ① 県、防災関係機関
 - ② 報道関係
 - ③ 住民
- 2) 災害情報の報告基準
 - ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
 - ② 災害対策本部を設置した災害
 - ③ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められる災害
 - ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する災害
 - ⑤ 町内の災害による被害が軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
 - ⑥ 上記の①又は②に定める災害になるおそれのある災害
- 3) 報告内容
 - ① 災害対策本部の設置状況（設置日時、配備体制）
 - ② 人的及び住家の被害状況
 - ③ 避難の状況（避難指示等、世帯数、人数、避難先等）
 - ④ 主要道路、橋梁、河川等の被害及び不通状況
 - ⑤ 交通機関の不通状況
 - ⑥ ライフライン関係の状況（停電、断水、途絶、漏洩等）
 - ⑦ 災害対策本部の応急対策実施状況
 - ⑧ 県への要請事項（災害対策本部の応急対策のため）
 - ⑨ その他報告の必要があると認められるもの

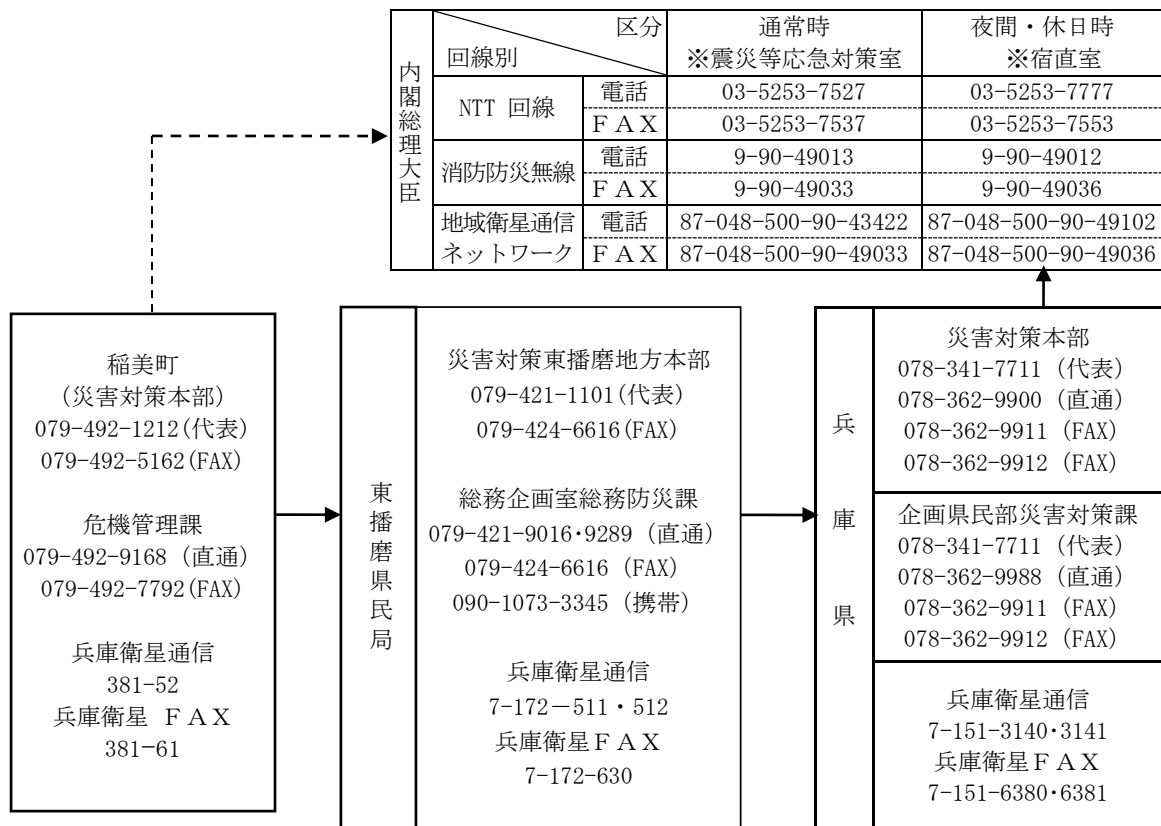
4-2 県への情報の伝達系統

町は、災害の発生を覚知したときは、その概況等をフェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワークシステム・衛星電話で、別に定める様式により県へ遅滞なく報告する。

(1) 伝達手段

- ① 町は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システムの端末機器（以下「防災端末」という。）に情報を入力することとする。
- ② 県からの被害状況の把握のため、指定する時間ごとの報告を求められた場合には、関係機関の情報を精査のうえ、遅滞なく防災端末に入力することとする。
- ③ 災害情報報告を行う場合は、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリ等も活用することとする。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。また、必要に応じて、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

【連絡窓口】



(注) 通信の不通により県に報告できない場合、内閣総理大臣(窓口消防庁)に報告する。

ただし、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

(2) 報告内容

1) 緊急報告

庁舎の周辺の状況を「庁舎緊急報告」の様式により県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）へ原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

報告内容は庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また緊急の場合は口頭でさしつかえない。

2) 直接即報

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報（電話、来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく、直接報告する。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象にかかる情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等、最も迅速な方法で行う。

3) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したときは、直ちに(原則 30 分以内)第1報を県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）に対し、災害の初期段階で被害が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する総括的信息も含め、「災害概況即報」の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）に報告する。特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）に報告する。

災害規模に関する情報は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

4) 被害状況即報

被害情報に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で「被害状況報告」の様式により県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）に報告する。

県は、被害状況に関する情報を取りまとめる時間を指定するが、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

5) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県(災害対策本部、東播磨地方本部経由)に文書で災害確定報告を本計画に定めるほか、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

5. 通信手段の確保

5-1 災害時の通信

災害時においては、以下の複数の手段により、状況に応じて適切な手段を用いて通信を行うものとし、円滑な通信連絡を確保する。

(1) 有線通信

- ① 一般加入電話
- ② ファクシミリ

(2) 防災行政無線

(3) フェニックス防災システム

- ① 震度情報、気象情報等の情報収集システム
- ② 被害状況の管理等災害情報システム及び災害対応支援システム
- ③ 映像情報システム
- ④ 地図情報システム
- ⑤ 広報システム

(4) 兵庫衛星通信ネットワーク

- ① 防災電話及び防災ファクシミリ
- ② 音声一斉同報及びファクシミリ一斉同報

(5) 無線通信

- ① インターネット
- ② 携帯電話
- ③ 移動系無線（デジタル簡易無線）

5-2 指定電話の設定

町及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

5-3 指令の授受伝達及び報告方法

対策本部・各出先機関・防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてファクシミリによる文書連絡によって行う。

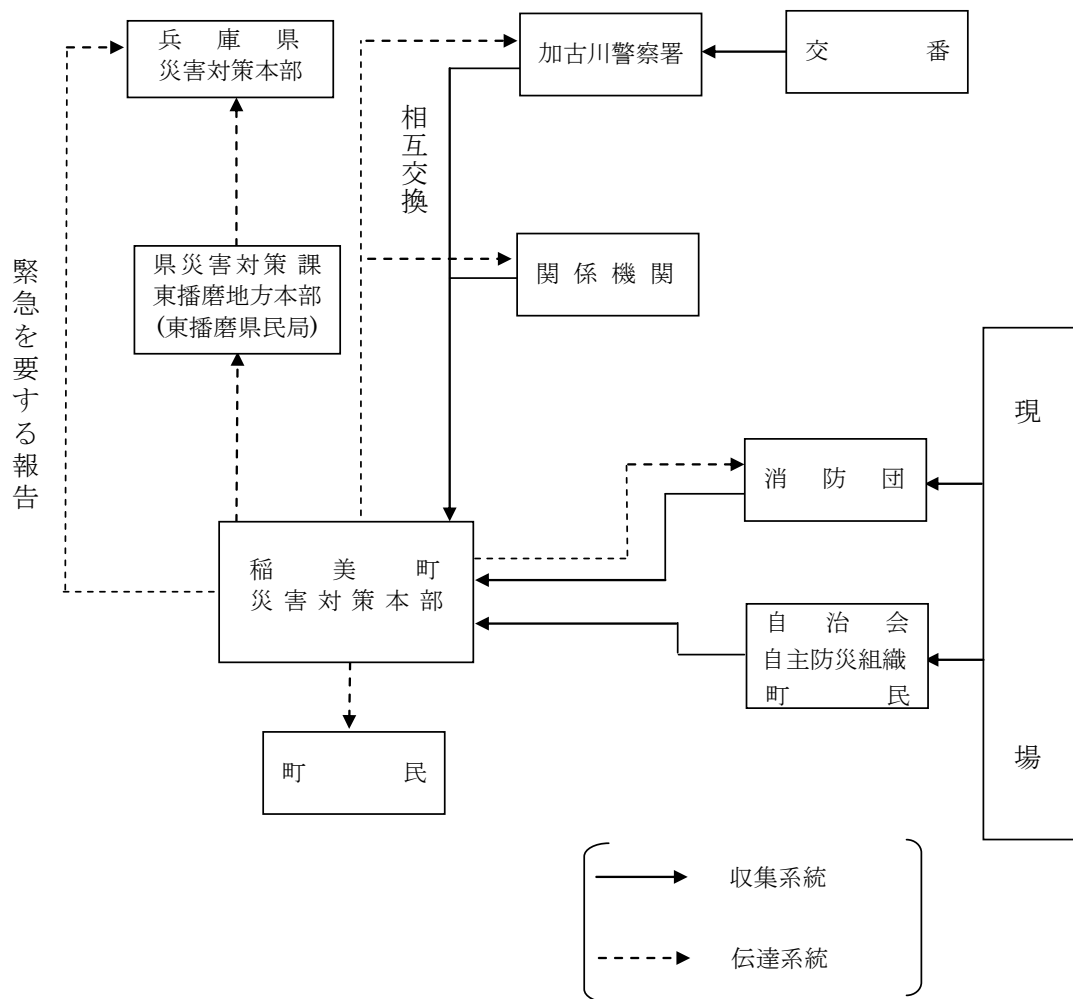
5-4 有線通信が通信困難又は途絶した場合の措置

- ① 非常・緊急通話の利用

- ② 加入電話による通話もしくは指定電話相互間の通話がいずれも不能もしくは困難な場合は、非常又は緊急通話（電報）として、他に優先して取扱うよう通信事業者等へ請求し利用する。
- ③ フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク・衛星電話の利用
- ④ 県・隣接市町及び防災関係機関との連絡は、フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク・衛星電話を利用して行う。なお、停電に備え非常電源として非常用自家発電機を配置し、常時通信を確保する。
- ⑤ 出先機関との連絡
- ⑥ 出先機関及び災害現場等に出動している各班との連絡は、携帯電話、伝令の派遣等により行う。

6. 応急対策の実施状況及び指示伝達

災害発生に伴う応急対策の実施状況の収集及び指示伝達は、被害状況等収集伝達系統図による。



【被害状況等収集伝達系統図】

第5章 防災関係機関との連携

災害時における災害応急対策の実施にあたって、住民の生命、財産を保護し、社会秩序を維持することが困難である場合は、法律、相互応援協定等に基づき速やかに、県及び他の地方公共団体、防災関係機関等に応援を要請する。また、公共機関のみの活動では十分な成果を期待し得ないので、民間組織の応援を求め、その協力によって災害対策の万全を期する。

[実施担当 危機管理課、企画課]

1. 地方公共団体との相互応援協力体制

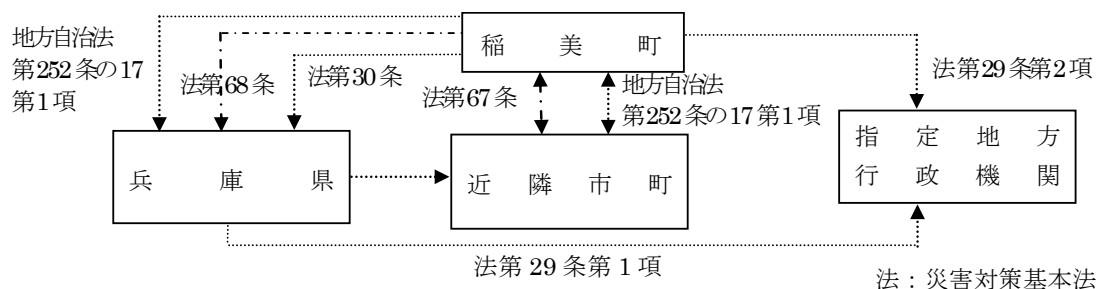
災害応急対策活動の万全に期するために、他の地方公共団体と相互応援協力の体制を整備することを目的とする。

1-1 応援派遣要請の基準及び方法

- ① 災害に際して、人命、財産を保護するための応急対策の実施が、町において不可能、又は困難な事態が発生した場合とする。
- ② 町長は、前項の事態が発生したときは直ちにその適否を決定し、他の地方公共団体の長に対して応援派遣の要請をする。
- ③ 要請事項
 - (1) 災害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
 - (4) その他必要事項

1-2 災害相互応援要請

町長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限りその求めに応ずる。また、災害に対処するために締結された協定（第2部「災害予防計画」第7章「広域防災体制の確立」）を活用し、防災関係機関等の応援を要請する。



【法律に基づく応援要請図】

2. 民間団体等への応援協力体制

災害時における災害応急対策の実施にあたって、公共機関のみの活動では十分な成果を期待し得ないので、民間組織の応援を求め、その協力によって災害対策の万全を期する。

2-1 実施機関

災害応急対策実施のため必要な要員の確保は、各実施担当部長が行う。

ただし、災害の規模、程度等により、要員の確保ができないときは、町長が県へ応援を要請する。

2-2 隣保互助、民間団体の活動の範囲

- ① 被災情報・生活情報収集、被災者の収容、避難、食料その他救援物資の供給に対する協力
- ② 被災地域の清掃等の被災者支援活動に対する協力
- ③ その他、軽易な応急復旧作業に対する協力

2-3 協力要請手続

民間団体への活動要請手続は、町長が民間団体の協力を必要と認めたとき、協力要請団体のうちから適宜指定して、当該団体の長に対して要請する。

(1) 協力要請団体

- ① 自主防災組織
- ② 自治会
- ③ 大学及び高校
- ④ その他、ボランティアを申し出た団体

(2) 協力要請事項

- ① 応援協力を要請する人員
- ② 活動内容
- ③ 活動場所

第3部 災害応急対策計画
第5章 防災関係機関との連携

- ④ 集合場所・時間
- ⑤ その他、応援協力要請に関し必要な事項

2-4 災害時応援協定

町は災害の状況に応じて、以下の民間団体に対して、協定内容に基づく応援要請を行う。

第3部 災害応急対策計画
第5章 防災関係機関との連携

災害時の相互応援協定（民間団体）

区分	No.	協定名称	相手方
物資 支 援	1	震災時における緊急設備支援に関する協定書	株式会社セレスポ
	2	緊急時における生活物資確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ
	3	災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	マックスバリュ西日本(株)
	4	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	関西キリンビバレッジサービス(株)
	5	災害時における食糧等の確保に関する協定	兵庫南農業協同組合
	6	災害時における支援協力に関する協定	兵庫県石油商業協同組合 加古川高砂支部
	7	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人兵庫県LP協会加印支 部
	8	災害時における物資調達に関する協定書	(株)共進ペイパー&パッケージ
	9	災害時における飲料水の提供に関する協定	新関西衣料サービス(株)
	10	災害時における量の提供等に関する協定	「5日で5,000枚の約束。」プロジ ェクト実行委員会
	11	災害救助物資の調達に関する協定	株式会社ジュンテンドー
	12	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン
	13	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ
	14	災害時における物資の調達に関する協定書	関西パック株式会社
	15	災害時における物資の供給等に関する協定	川上産業株式会社
障害物 除 去	16	災害時における応急対策等の協力に関する協定	兵庫県自動車整備振興会加古川支部
	17	災害時における応急対策等の協力に関する協定	社団法人兵庫県建設業協会加印支部
災害廃 棄物処 理	18	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社、稲美町、播磨町、 加古郡衛生事務組合
情 報 伝 達	19	災害時等における報道要請に関する協定	神戸新聞社、朝日新聞社神戸支局、 讀賣新聞社神戸支局、毎日新聞社神 戸支局、産経新聞社神戸支局、日本 経済新聞社神戸支局、日刊工業新聞 社神戸支局、時事通信社神戸支局、 共同通信社神戸支局、日本工業新聞 社神戸総局
	20	災害時における緊急放送の協力に関する協定	BAN-BANネットワークス(株)
	21	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
避難所	22	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団奉志会
	23	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人日の出福祉会
葬 祭	24	災害時における支援協力に関する協定	(株)加古川産業会館、稲美町、播磨町、 加古郡衛生事務組合
	25	災害時における支援協力に関する協定	(株)タレイ、稲美町、播磨町、加古郡 衛生事務組合

第3部 災害応急対策計画
 第5章 防災関係機関との連携

区分	No.	協定名称	相手方
	26	災害時における支援協力に関する協定	(株)北神社、稲美町、播磨町、加古郡衛生事務組合
	27	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、稲美町、播磨町、加古郡衛生事務組合
その他	28	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	兵庫県電気工事工業組合
	29	災害時等における非常無線通信の協力に関する協定	稲美町アマチュア無線有志
	30	稲美町災害時におけるボランティア活動に関する協定	稲美ライオンズクラブ
	31	稲美町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人稲美町社会福祉協議会

第6章 自衛隊の派遣要請

災害に際し必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣を要請するときは、本計画の定めるところにより部隊の派遣を要請する。

【実施担当 危機管理課】

1. 実施機関

1-1 自衛隊の出動要請

町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣要請を要求する必要があると認められる場合、東播磨県民局長（東播磨地方本部長）、加古川警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

また、災害に際し特に緊急を要し、かつ通信の途絶等により知事に対して要求できない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。なお、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 希望する派遣区域及び活動内容
- ④ 要請責任者の職氏名
- ⑤ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ⑥ 派遣地への最適経路
- ⑦ 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

1-2 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の派遣要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。なお、この場合、指定部隊等の長は、できるだけ早急に知事等に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

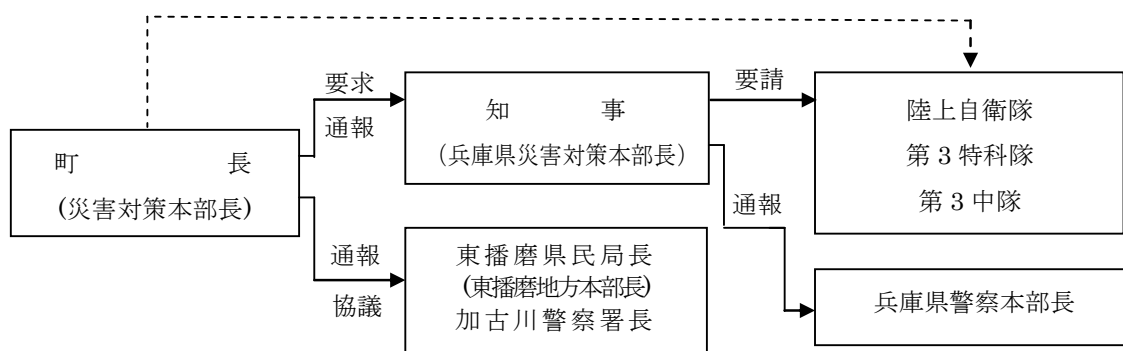
(1) 判断基準

- ① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- ② 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき。
- ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に

関するものであると認められるとき。

- ④ その他上記に準じて特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

(知事に要求できない緊急の場合直接通知)



【派遣要請系統図】

2. 活動内容

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして、知事に当該派遣の要請を要求する。

2-1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

2-2 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

2-3 避難者等の搜索救助

行方不明者、傷病者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

2-4 水防活動

堤防、ため池、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込等

2-5 消防活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

2-6 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開

2-7 応急医療、救護及び感染症対策

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）

2-8 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施

2-9 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

2-10 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援

2-11 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

2-12 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

2-13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3. 派遣要請に伴う準備

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるように努める。

- ① 作業実施期間中現場責任者の設定
- ② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

4. 撤収要請

災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が進み復旧の段階に入った場合、町長は災害派遣要請の方法に準じて、速やかに知事に自衛隊の撤収の連絡を行う。

第7章 避難対策

第1節 避難指示等の発令判断

人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、次の基準により発令を行う。

【実施担当 全部署、消防団】

1. 避難指示等の事務

避難指示は、災害時に必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立ち退き避難を求める行為である。

＜高齢者等避難＞ 警戒レベル3

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
町長	災害全般	1 避難行動に時間を要する人の生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があるとき	災害対策基本法第56条第2項

＜避難指示＞ 警戒レベル4

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
町長	災害全般	1 生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があるとき 2 特に急を要する場合	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害全般	1 本条第2項の場合で町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
警察官	災害全般	1 町長が実施する暇がないとき 2 町長から要請があったとき 3 特に急を要する場合	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条第1項
自衛官	災害全般	1 特に急を要する場合で、現場に警察官がない場合	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員	洪水	1 著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
水防管理者	洪水	1 著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

<緊急安全確保> 警戒レベル5

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
町長	災害全般	1 避難のための立退きを行うことによりかえって生命の危険が及ぶおそれがあるとき 2 緊急を要する場合	災害対策基本法第60条第3項

2. 避難指示等の判断基準

2-1 避難指示等の判断情報

(1) 避難指示等発令の判断のための情報

河川氾濫、土砂災害等に対する避難指示等発令の判断のために必要な次の情報を把握する。

1) 気象予警報等

神戸地方気象台、県から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、水防警報等）やテレビ、ラジオ、インターネットの情報。

2) 雨量情報

町域、河川・ため池及び河川上流域の雨量計の観測記録や気象庁のレーダーアメダス合成値等の気象予測情報。

雨量計の設置場所

水系名	河川名	雨量観測	管理区分	所管	所在地
加古川	曇川	稲美	自治体	加古川土木事務所	稲美町国岡

3) 河川等の水位情報

指定水位（喜瀬川）と県設置河川監視カメラによる水位情報。

喜瀬川の指定水位（稲美町）

河川名	水位計	水位(m)				所管
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	
喜瀬川	住吉橋	0.90	1.20	1.60	1.90	県

河川監視カメラの設置場所

水系名	河川名	局名	所管	所在地
加古川	草谷川	下草谷	加古川土木事務所	稲美町下草谷（大道橋）
喜瀬川	喜瀬川	岡	稲美町	稲美町岡（新橋）
加古川	曇川	中一色	稲美町	稲美町中一色（灯籠橋）

2-2 避難指示等発令の判断基準

避難指示等の発令は、原則、次のとおりとする。

ただし、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部の状況、暴風雨域の接近状況、近隣での災害発生状況等、広域的な状況把握に努めることとし、巡視等による情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

避難指示等発令の判断基準（水位周知河川に関する基準）

判断基準 (警戒レベル)	発令基準	留意事項
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p><水位に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 喜瀬川の指定水位が避難判断水位(=1.60m)に達し、氾濫予測システムによる1時間後の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）(=1.90m)に達すると予測される時 <p><現象に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 軽微な漏水、侵食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫予測システムによる情報に留意する 夕方等の明るい時間帯の発令を検討する 避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮する（リードタイム30分）
避難指示 (警戒レベル4)	<p><水位に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 喜瀬川の指定水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）(=1.90m)に達し、氾濫予測システムでその後の水位の上昇が予測される時 <p><現象に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 異常な漏水、侵食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫予測システムによる情報に留意する 堤防高に達するまでに住民の避難を完了させる 住民の避難に要する時間を考慮する（リードタイム40分）
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p><水位に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 喜瀬川の水位が堤防高に達し、越水するおそれが予測される時 <p><現象に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 決壊や越水・唼水が発生した場合 異常な漏水、侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫予測システムによる情報に留意する 未だ避難していない住民は直ちに避難する 避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所等へ避難、又は屋内の安全な場所へ移動を促す

避難指示等発令の判断基準（水位周知河川以外の中小河川に関する基準）

判断基準 (警戒レベル)	発令基準	留意事項
高齢者等避難 (警戒レベル 3)	<p><現象に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報や大雨（浸水害）警報が発表され、向こう短時間の気象予想や河川等の巡視の報告などから、災害時要援護者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される場合 ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水被害の危険が生じた場合 ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・夕方等の明るい時間帯の発令を検討する
避難指示 (警戒レベル 4)	<p><現象に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報や大雨（浸水害）警報が発表され、向こう短時間の気象予想や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される場合 ・近隣で浸水被害が拡大している場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で水防活動中の水防団等から現場の状況について情報を入手し、水位の上昇見込み等を踏まえ、危険性を総合的に判断する。
緊急安全確保 (警戒レベル 5)	<p><現象に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で浸水が家屋の床上に及んでいる場合 ・流木や土砂等により橋梁部閉鎖が生じた場合 ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 	

※発令に当たって、気象庁から提供される流域雨量指数、大雨警報（浸水害）の危険度分布や洪水警報の危険度分布を参考にする。

第2節 避難指示等の伝達及び避難誘導

避難者は、水害の及ばない指定緊急避難場所及び指定避難所に避難をするものとし、避難が遅れ避難所へ避難するのが危険になった場合は、住宅の2階など安全な場所に避難する(垂直避難)ものとする。

1. 避難指示等の伝達

1-1 避難指示等の伝達内容

避難指示等は、対象となる区域の住民及び避難所となる施設に対して、その情報を迅速に伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、高齢者等避難、避難指示、避難の時期、避難所、避難の経路(通行不能箇所)、住民のとるべき行動や注意事項等とする。

1-2 避難指示等の伝達手段・伝達先

(1) 住民への伝達

- ① サイレン吹鳴、防災行政無線等による周知
- ② 広報車による伝達
- ③ 自治会、自主防災組織を通じて伝達
- ④ 有線放送による伝達
- ⑤ 町のホームページ、いなみ安心ネットによる伝達
- ⑥ 各土地改良区及び水利委員会を通じての連絡
- ⑦ ラジオ、テレビ、BA-BAN ネットワークス(株)等を通じての放送
- ⑧ 携帯電話(緊急速報「エリアメール」含む)等の活用

(2) 避難支援等関係者や避難行動要支援者等への伝達

- ① 避難支援等関係者の事前登録者へ連絡
- ② 避難行動要支援者の事前登録者へ連絡
- ③ 避難行動要支援者の避難所となる施設へ連絡

(3) 防災関係機関等への伝達

- ① 避難所となる施設への連絡
- ② 県(東播磨県民局、県災害対策課)へ連絡
- ③ 加古川警察署へ連絡

1-3 避難指示等の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。住民への周知の方法は、広報車、消防車、立看板、報道機関の協力等を利用し、住民へ十分に周知できるようにする。

2. 避難の方法

2-1 避難指示等の避難方法

住民は地域の状況、危険の切迫度等を的確に判断し、迅速かつ安全な方法で避難する。

(1) 避難の準備

避難の準備については、次の諸点に留意するよう周知徹底を図る。

- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- ② 避難者は、手拭、ティッシュペーパー、最小限の着替、肌着、健康保険証等を携行すること。
- ③ 避難者は、必要に応じて防寒雨具を携行すること。
- ④ 避難者は、住所、氏名、年齢、血液型等の判明できるものを携行すること。

(2) 避難順位及び携行品等の制限

1) 避難順位

緊急避難を要する地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- ① 高齢者、乳幼児、病人、障がい者及び妊産婦とこれに必要な介護者
- ② 住民
- ③ 防災義務者

2) 携行品の制限

安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品及び緊急に必要な身廻品以外のものは携行しないよう指導を行う。

3) 自家用車の使用制限

避難に自家用車を使用しないよう指導を行う。

(3) 避難者誘導方法及び輸送方法

- ① 誘導は、自主防災組織、消防団、加古川警察署等の協力を得て組織的に行う。
- ② できる限り自治会単位での集団避難を行う。
- ③ 最も安全な避難経路を選択する。
- ④ 避難経路の途中に危険な箇所があるときは、明確な標示等を行う。
- ⑤ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ⑥ 夜間においては、投光器、照明器具を使用して避難経路を照射し、避難の安全を図る。
- ⑦ 最悪の場合は、誘導ロープにより、安全を確保する。

- ⑧ 誘導員は、適宜人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。
- ⑨ 避難開始とともに警察官、消防団員等による現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な措置を行う。
- ⑩ 避難所が遠い場合には、適宜車両による輸送を行う。
- ⑪ 避難誘導に携わる消防団員等の防災事務に従事する人の安全を確保するため、時間的余裕を持って安全な場所に避難する等、安全確保を最優先とした管理体制の構築を図る。
- ⑫ 町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

(4) 避難の方法・経路

災害時における避難は急を要するため、住民等は地域の状況、危険の切迫度等を的確に判断し、迅速かつ安全な方法・経路で避難する。

- ① 火災が延焼拡大し近隣住民等による延焼防止が不可能になった場合、住民等は高齢者・障がい者・乳幼児・病人等を援護し、助け合って安全な避難所へ避難する。
- ② 指定緊急避難場所に危険が迫ったときは、自治会、自主防災組織、事業所等それぞれの単位ごとにまとまって、町職員、警察官、消防団員等の誘導により、安全な避難路を経て広域避難場所へ避難する。
- ③ 避難指示が出されたときは、住民等は直ちに火災防止措置を講じ指示に従い避難する。
- ④ 町域を運行中の交通機関（バス等）利用者の避難は、当該輸送業者の防災計画により措置する。

2-2 住民の留意事項

- ① 避難指示等が出されたときは、直ちに火災防止措置を講じ指示に従い避難する。
- ② 洪水等により、堤防が決壊した場合は、堤防決壊箇所、洪水の流向、地形の高低から判断して、より安全な避難路を経て避難所へ避難する。
- ③ 大規模火災が発生し、近隣住民等による延焼防止が不可能になった場合は、火災の発生場所、風向、風速、木造住宅の密集状況から判断して、より安全な避難路を経て避難所へ避難する。
- ④ 避難に際しては、徒歩で避難する。自動車は、道路が混雑し、かえって避難に時間を要することなどから、避難には利用しない。自転車は、ガレキ、垂れ下がった電線及び道路の損壊等により危険なので、できるだけ避難には使用しない。

第3節 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命を優先するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの禁止及び退去を命ずる。

1. 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき行い、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条第1項)

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
町長	災害全般	1 生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があるとき	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	1 町長が実施するいとまがないとき 2 町長から要請があったとき 3 特に急を要する場合	災害対策基本法第63条 消防法第23条の2 消防法第28条 水防法第21条
自衛官	災害全般	1 特に急を要する場合で、現場に警察官がいない場合	災害対策基本法第63条
消防吏員 消防団員	災害全般	1 著しい危険が切迫していると認められるとき	消防法第23条の2 消防法第28条 水防法第21条

2. 警戒区域の設定基準等

2-1 設定の基準

- ① 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命の安全を守るために、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- ② 警察官は、町長（権限の委任を受けた町職員）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、現場警戒区域を設定する。なお、設定したときは速やかに町長に通知する。

2-2 規制の内容及び方法

町長は、警戒区域を設定したときは、速やかに退去又は立入り禁止の措置をとる。なお、町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに可能な限り防犯防火のためのパトロールを実施するように努める。

第4節 避難所の設置及び管理運営

町は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

1. 避難所の開設

1-1 避難所の開設及び開設準備

- ① 町長が施設の所有者又は施設管理者等の承諾を得て開設する。
- ② 避難所の開設基準等については、災害救助法を発動するときは同法により、また、同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。
- ③ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

1-2 避難所の設置

(1) 収容対象者

災害によって家屋の倒壊、焼失、浸水等現に被害を受け、又は受けるおそれのある人及び帰宅困難者等で、居住する場所を確保できない人を対象とする。

(2) 避難所の開設

- ① 各避難所には、あらかじめ定めた避難所担当職員を配置する。
- ② 避難所担当職員は、速やかに避難所として定められた建築物の被害状況及び安全性を確認し、町長に報告する。
- ③ 町長は、安全確保の確認後、速やかに避難所を設置する。
- ④ 避難所を設置したときは、速やかに地域住民に広報する。

(3) 避難所の仮設

避難所が使用不能となった場合、あるいは、避難者が多数のため、避難所に収容しきれないことが予想される場合は、公園、広場を利用して野外に建物を仮設し、又は天幕を設営し収容する。

(4) 指定避難所以外の施設を避難所として活用する場合

指定避難所以外の施設を避難所として活用する場合は、適切な情報発信のほか、必要な物資や資材等の供給を迅速・円滑に行えるような体制の構築に努める。

(5) 避難者の収容等

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

- ① 避難所担当職員は、施設管理者等の協力を得ながら、避難者の収容にあたる。
- ② 収容に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、病人、妊産婦等の介護を要する人から順次収容する。避難者名簿等を作成し避難者数を把握するとともに、避難行動要支援者に必要な配慮及び措置を行う。
- ③ 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、避難所の場所は、第2部「災害予防計画」第8章「避難体制の確立」に記載している。

1-3 報告

避難所担当職員は、避難所開設準備完了後、また、避難住民の収容を終えた後、速やかに町長に対し、電話等によりその旨を報告する。また、定期的に地区の被害状況、住民の避難状況等を報告し、情報を共有するよう努めるものとする。

町長は、避難所開設後、住民に対する避難所開設に関する広報活動を実施するとともに、知事及び警察署等関係機関に対し、開設の状況を連絡する。

2. 避難所の運営

2-1 避難所の運営

(1) 避難所の自主運営

避難所の運営においては、町が別に定める避難所運営マニュアルにより、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づき、避難住民が主体となった自主運営体制を原則とし、避難所担当職員及び施設管理者等と協力し合い避難所の運営にあたる。

特に、夏期には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) ボランティア等の活用

避難所の運営に、ボランティア等の協力を得ながら運営に努める。

(3) 教職員の役割

災害救助法第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ① 施設等開放区域の明示
- ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ③ 情報連絡活動
- ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ 炊き出しへの協力
- ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
- ⑧ 重傷者への対応

(4) 運営上の手順及び留意事項

1) 避難行動要支援者への配慮

ア 相談窓口の開設

避難行動要支援者用の窓口を設け、避難行動要支援者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等に努める。

イ 福祉避難所等への移送

被害の状況に応じて、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等を福祉避難所に移送する等、多様な避難所の確保に努める。

2) 男女双方の視点の配慮

避難所の管理運営に関しては、女性の参画を推進するとともに、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布等、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮する。

3) 女性や子どもに対する暴力等の予防

女性や子どもに対する性暴力・DVの発生を防止するため、就寝場所や女性専用スペース等安全に配慮するよう努めるものとする。また、男女ペアによる巡回警備や、防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した暴力を許さない環境づくりや被害者への適切な対応を徹底する。

(5) 避難所の開設期間

災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は内閣総理大臣の事前承認を受ける必要がある。

(6) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達

等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(7) 宿泊施設等の活用

避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。その場合、県は対象施設等の広域的な確保に協力する。

2-2 秩序ある避難生活

避難者等は、炊き出し、給食、給水、物資の配布、応急救護、苦情処理、情報の収集伝達、清掃、トイレ・ごみ集積所等の消毒等の役割分担を早急に確立するなど、避難所管理責任者等と協力しながら秩序ある避難生活を送るよう努める。

- 1) 食料、飲料水、生活物資、仮設トイレ、仮設風呂等の確保に努める。
- 2) 避難行動要支援者の生活支援
 - ① 乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、やわらかい食品等の食事内容や紙おむつ、携帯トイレ等の生活必需品について配慮する。
 - ② 福祉サービスが必要な高齢者、障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。
- 3) 情報の提供と不安の解消

正しい情報を避難者に知らせて、不確実な情報が流れることによる混乱の防止と不安解消に努める。

3. 広域避難（広域一時滞在）等

3-1 県内における広域避難及び広域一時滞在

(1) 稲美町が被災した場合

1) 町

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予想される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議する。

町は、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

2) 協議先市町

協議を受けた市町は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、

被災住民を受入れ、避難所を提供する。

3) 県

県は、町から、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。

(2) 他の市町から協議を受けた場合

町は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

3-2 県外における広域避難又は広域一時滞在

(1) 稲美町が被災した場合

1) 町

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

2) 県

県は、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。

県は、他の都道府県に被災住民の受入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。その際、国に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 他の都道府県から協議を受けた場合

1) 県

県は、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町に協議する。

2) 町

町は、県から1)の協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

3-3 情報共有

被災市町は、広域避難又は広域一時滞在を受入れた市町の協力を得て、広域避難又は広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

広域避難及び広域一時滞在を受入れた市町は、被災市町とともに、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。

防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係機関で連携を行うことで、被災住民に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第5節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたるため、一自治体、一企業での対応には限界がある。このため、行政（町）、事業所（企業・学校園等）、防災関係機関等が普段から相互に連携・協力し、災害時には交通情報等の提供や交換、水や食料の確保、従業員や生徒等の保護、一時休息所の確保などについて、相互に支援できる体制づくりに努める。また、民間団体との協力要請の協定により、相互に支援できる体制づくりに努める。具体的な対策は、次のとおりとする。

- ① 対策の事前計画化
- ② 一時休憩所の確保（男女のニーズの違いや避難行動要支援者の多様なニーズに配慮する）
- ③ 安否確認手段の確保
- ④ 被害情報の収集伝達体制の構築
- ⑤ 水、食料等の供給
- ⑥ 輸送手段の確保
- ⑦ 救護対策の実施等

第6節 愛玩動物の収容対策

獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救護本部を設置し、県、町等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策等を実施する。

- ① 動物救護本部は、次の事項を実施する。
 - (1) 飼養されている動物に対する餌の配布
 - (2) 負傷した動物の収容・治療・保管
 - (3) 放浪動物の収容・保管
 - (4) 飼養困難な動物の一時保管
 - (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
 - (6) 動物に関する相談の実施等
- ② 町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供する。
- ③ 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第8章 避難行動要支援者支援対策の実施

被災地で最も弱い立場に置かれている高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、妊産婦等の避難行動要支援者及び被災地の避難所等で療養する被災者の看護・健康管理等の支援について定める。

また、災害救助関係業務のほか、膨大な種類と量の住民の福祉及び生活関係業務が発生するので、必要に応じ県及び近隣市町へ応援を要請する。さらに、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入等に留意し、福祉に係る災害応急対策を実施する。

[実施担当 危機管理課、健康福祉課、こども課、地域福祉課]

1. 避難行動要支援者支援対策

1-1 避難所までの避難支援

町は、避難行動要支援者のうち、災害時に自ら避難することが著しく困難な避難行動要支援者に対して、次の点に留意して支援する。

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、妊産婦等避難行動要支援者の避難にあたり、支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。
- ② 町長より避難の指示等が行われたときは、避難行動要支援者の避難所までの援護及び搬送は、原則として本人の親族又は避難支援等関係者が担当する。町は、自助・共助による対応が困難な人の避難に必要な資機材の提供について、関係機関と情報の共有を図り、自主防災組織を通じて支援する。
- ③ 災害が発生した場合は、避難行動要支援者を収容する施設の管理者は、収容者等に対し必要な支援を行う。
- ④ 大規模な災害時に避難行動要支援者の避難支援を行う際、対応しきれない場合は、県及び近隣市町に対し、応援要請を行う。

1-2 安否確認・救助・避難誘導

町は、災害が発生した場合、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別の避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行う。

1-3 避難行動要支援者への生活支援

町は、避難所等における避難行動要支援者に対して、ニーズに応じた福祉サービス等の生活支援を行う。

第3部 災害応急対策計画
第8章 避難行動要支援者支援対策の実施

町は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

県は、町の実情があるとき、又は必要と認めるときは、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣等の応援を行う。

1-4 避難所巡回班の設置等

- ① 町は、職員による避難所巡回班を編成し、避難行動要支援者の支援にあたる。
- ② 組織及び活動
町に寄せられた避難所等からの要請により巡回し、避難者の支援にあたる。
- ③ 避難所巡回班の任務
 - (1) 避難行動要支援者に対する看護
 - (2) 避難行動要支援者に対する介護
 - (3) 福祉避難所のニーズ調査

1-5 福祉避難所の活用

避難行動要支援者の円滑な利用の確保、避難行動要支援者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の避難行動要支援者の良好な生活環境が確保された福祉会館、社会福祉施設、特別支援学校等を福祉避難所として指定し、活用する。

福祉避難所の入所対象者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人とし、その家族まで含める。

1-6 避難行動要支援者が利用する施設に対する指導・助言

県と町は、介護保険施設等の避難行動要支援者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、又は、策定されている項目等が不十分である場合については、施設に対し指導・助言を行うこととする。

また、避難訓練についても水害を含む避難訓練を定期的実施できていない場合には指導・助言を行う。

第9章 人命救助・救出対策

災害のため負傷者及び生命が危険な状態にある人、又は生死不明の状態にある人を捜索し、又は救出してその人を保護するための措置について定める。

[実施担当 危機管理課、加古川市消防本部、消防団]

1. 救急・救助活動

速やかに被害の規模、被災の状況を把握するとともに、時期を逸することなく必要に応じ広域応援要請し、加古川市消防本部、加古川警察署等の関係機関と連携して可能な限りの施設、資機材を活用し、迅速かつ効果的に救急、救助活動を行う。

1-1 救急・救助活動方針

救急・救助活動は救急隊及び救助隊により実施することを基本とする。ただし、災害の発生状況等により消防隊を救急、救助活動に投入できると判断される場合は、消防隊からの増強を図る。

1-2 救急隊の運用

救急隊には、小規模な救助活動にも対処できるよう簡易な救助器具を積載する。また、消防隊で救急予備車隊を臨時に編成し、増強隊として運用する。

1-3 救助隊の運用

救助隊は原則として加古川市消防本部で把握した町内の被害状況に基づき運用する。

2. 救出活動

2-1 実施機関

町は、災害時における救出、捜索活動を関係機関の協力を得て行う。

2-2 救出班の編成

災害の規模その他の状況等を勘案し、救出班を編成する。

2-3 救出方法

- ① 関係機関の救助・救出活動の調整を行う。
- ② 救助は救命措置を必要とするものを優先して救出し、建設機械及び特殊機材を使

用しないで救出可能なときは、消防団、自主防災組織及び近隣住民に協力を求めて救出活動を行う。

- ③ 規模が同じ程度の救急、救助事象が風水害等現場付近とその他の場所に併発した場合は、災害現場付近を優先する。
- ④ 火災現場付近の救出を優先する。
- ⑤ 救助及び救急処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者にはできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救助・救出活動を実施する。
- ⑥ 救出した負傷者は、直ちに負傷程度に応じた最も近い医療機関に搬送する。
- ⑦ 搬送は、救命を必要とするものを優先する。
- ⑧ 傷病者が多数発生している場合は、安全な場所に応急救護所を設置し、傷病者の負傷度選別（トリアージ）を行い、搬送を決定する。
- ⑨ 特殊機材・機器等を必要とする作業及び復旧作業との関連については、関係機関と緊密な連絡を取り行う。
- ⑩ 同時に複数の救助・救出事象が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命救助ができる事象に主力を注ぐ。

2-4 県等への応援要請

町は、災害時には火災等が同時に発生し、被災も広域にわたるなど、救助活動が困難な場合は、県、加古川警察署、加古川市消防本部等に可能な限り次の事項を明らかにして、救助活動の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他必要な事項

2-5 消防団、自主防災組織、事業所、住民等の役割

- ① 組織内の被害状況の把握と負傷者の発見
- ② 警察、消防機関等への連絡
- ③ 可能な範囲で救助用資機材を活用した組織的救出活動
- ④ 救出活動を実施する関係機関への協力

第10章 水防活動

大規模な水害を警戒し、防御及びこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

[実施担当 土木課、危機管理課、産業課、消防団]

1. 水防活動の実施

1-1 水防活動の安全管理

消防団員は、災害対応時の安全を確保するため、以下の事項に留意する。

- ① 身に危険が迫れば退避する。
- ② 「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容とする。
- ③ 出勤、退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
- ④ 安全管理等の基本的な考え方や具体的なルールについて、事前に住民に周知し、理解を得る。

1-2 監視、警戒活動

- ① 河川・ため池等の水防管理者は、台風、大雨等による水害の発生が予想される場合、直ちに水防上重要な箇所を巡視し、現地の状況等について点検を行う。
- ② 洪水の越流、堤防の決壊等が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は必要と認める区域の住民に対し避難のため立ち退くべきことを指示する。
- ③ 水防管理者は、水防上危険な箇所を覚知したときは、直ちに当該施設の管理者に状況連絡するとともに、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

1-3 応急措置

- ① 河川・ため池等の水防施設の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。
- ② 水防活動の応援要請
 - (1) 水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は町長に対して応援を求めることができる。
 - (2) 水防管理者は、必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

(3) 町長は、必要があると認めるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣を県に要請する。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他応援に必要な事項

第11章 食料供給対策

災害時に避難者、被災者及び災害応急対策要員等に対する応急的な炊き出し、その他必要な食料の確保並びに配給について定める。

災害が大規模な場合には、給食施設を有する学校等を活用し、炊き出しを行う。

[実施担当 住民課、人権教育課、生涯学習課、文化の森課]

1. 実施内容

被害が軽微な場合は、避難施設の調理施設や屋外の緊急仮設施設において炊き出しを実施し、被害が大規模になり、大量に必要となるときは、学校の給食施設を活用して実施する。

- ① 避難者に対し、炊き出しによる給食の実施は、町等が行う。
- ② 災害地における救助作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧作業に従事する者に対して現場給食、又は供給を行う必要がある場合は、町及び作業実施機関が行う。
- ③ 特定現場に属する通信機関等の被災施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業含む）に従事する人に対して現場給食を行う必要がある場合は、作業実施機関が行う。
- ④ 特殊な災害（ガス施設の爆発等）の発生に伴い、避難者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合は、町と災害発生責任機関と協議のうえ行う。

2. 供給の対象者

- ① 避難所に収容された人
- ② 家屋等の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない人
- ③ 被害を受け、家屋等に居住することができず、一時縁故先等に避難する人で食料の持ち合わせがない人
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者
- ⑤ 自治会、自主防災組織単位ごとに把握する。

3. 調達方法

3-1 通常の流通経路による場合

町は、主要食料の需給及び価格の安定に関する法律に基づく届出事業者を通じて調達す

る。

3-2 通常の経路によりがたい場合

通常の流通経路による調達が不可能な場合に町長は、災害発生状況又は給食を必要とする事情、通常の流通経路による調達が不可能な事情及び給食に必要な米穀の所要数量を知事に申請し、知事から農林水産省農産局長に災害救助用米穀の売却の要請を行う。農林水産省農産局長から引き渡された米穀は、知事の指定する届出事業者より調達する。

3-3 災害救助法が適用された場合

町長が知事の委任を受けて、3-1、3-2に準じ調達する。

3-4 供給基準

1人当たりの供給数量は、次のとおりとし、乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

- | | | |
|------------------|---------|------|
| ① 炊き出し用として給食する場合 | 1人1食当たり | 200g |
| ② 救助作業用として給食する場合 | 1人1食当たり | 300g |

3-5 乳幼児、高齢者等への配慮

乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、やわらかい食品等食事内容に配慮する。

4. 供給方法等

自主防災組織、ボランティア等の協力、あるいは使用可能な給食業者の協力を得て、避難者に対し炊き出しによる供給を行う。

炊き出し等を行う場合には、衛生面に十分に配慮し、感染症等の予防に留意する。

5. 炊き出し

町は、次のとおり炊き出しを行う。

5-1 炊き出し場所

炊き出し場所は、給食施設を有する学校等の施設を使用し、災害規模、被災地域等を考慮し開設する。

5-2 炊き出しの方法

炊き出しの従事者は町職員をもって充てるほか、自治会、自主防災組織等各種団体に必

要に応じて応援を依頼する。

5-3 燃料の確保

- ① 炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等は、一般社団法人兵庫県LP協会加印支部の応援協定及び小売業者等を指定して調達する。
- ② 炊き出しに必要とするプロパンガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。
 - (1) 必要なプロパンガスの量
 - (2) 必要な器具、種類及び数量

6. 食料の供給可能量の確認

食料については、取扱業者に手持ちの在庫について供給可能量を確認し、在庫量の現況から当面の必要量を充足できるかを確認するとともに、今後の見通しについて速やかに県に報告する。

7. 食料の備蓄

食料の備蓄については、第2部「災害予防計画」第11章「備蓄体制の構築」に定めるところによる。

8. 県への要請及び自衛隊派遣要請

町のみでは十分な給食活動が困難な場合が予想される場合は、現況を把握するとともに、県に対して給食措置についての要請及び自衛隊派遣の要請をする。

なお、要請事項は次のとおりとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 給食を必要とする人員
- ③ 給食を必要とする地域、期間
- ④ 必要な緊急物質の品目及び数量
- ⑤ 容器の有無
- ⑥ 搬送車両、搬送人員の有無
- ⑦ 引渡しを受ける場所及び責任者
- ⑧ 今後の見通し

第12章 応急給水対策

災害による飲料水の枯渇、汚染、給水施設の被害等により、現に飲料に適する水を得ることができない人に対して最小限度必要な量の飲料水を供給する場合の措置について定める。

[実施担当 水道課]

1. 実施機関

- ① 町は、被災者等へ飲料水及び生活用水の供給を実施する。
- ② 県は、大災害が発生し町から要請があった場合、又は必要と認める場合には、供給の応援を行う。
 - (1) 飲料水及び生活用水供給の実施
 - (2) 大災害が発生し、町長から要請した場合の応援

2. 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない人とする。

3. 給水方法

避難所等への拠点給水を原則とし、水源に確保している水を給水車又は搬送用容器に入れ自動車等により搬送し、給水する。

4. 給水用資機材の保有、調達

給水用資機材の保有、調達については、第2部「災害予防計画」第11章「備蓄体制の構築」に定めるところによる。

5. 給水施設の応急復旧

災害により給水施設が被害を受け給水に支障をきたすときは、浄配水施設及び配水本管の応急復旧に重点をおき断水区域の解消に努力するとともに、これと並行して給水管の復旧作業を進めるものとする。

6. 飲料水の供給可能量の確認

飲料水については、水質検査を実施している水源（配水池等）の確認、消毒剤の点検、

携帯用ポリ袋等の在庫量の確認等を行い、その状況を県に報告する。

7. 給水応援

災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、町の能力をもって給水の万全を期し難いときは、稲美町指定給水装置工事事業者、他市町（加古川市、明石市、並びに神戸市との応援給水を含む。）及び県へ次の事項を明らかにして応援を要請し、応援機材、人員により飲料水を確保したうえで供給する。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水を行う場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ⑥ その他必要な事項

8. 広報活動

給水活動実施の広報は、防災行政無線、広報車等を使用して行い、給水時間、給水場所等について、住民へ周知を行うものとする。

第13章 物資供給対策

被災者の被服、寝具その他の生活必需品等の物資の供給について定める。

[実施担当 地域福祉課]

1. 実施機関

- ① 町は、被災者等への緊急物資の供給を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法の実施」に基づき対応する。
- ② 防災関係機関は、災害対策要員に対する物資の供給を実施する。
- ③ 住民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

2. 物資供給の対象者

- ① 住宅が被害を受けた人。
- ② 被服、寝具その他の生活上必要な最小限度の家財をそう失した人。
- ③ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人。

3. 物資供給範囲

災害のため供給する衣料、生活必需品等の物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限のものとし、避難行動要支援者のきめ細やかなニーズにも配慮する。

- ① 被服、寝具（毛布、下着、子ども服、防寒衣等）
- ② 日用品（タオル、石けん、バケツ、ポリタンク、ビニール袋、懐中電灯、乾電池、ティッシュペーパー、仮設トイレ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ等）
- ③ 炊事道具及び食器（卓上コンロ、カセットボンベ、鍋、紙コップ、箸、スプーン等）
- ④ 光熱材料（灯油、マッチ・ライター等）
- ⑤ 災害復旧用物資（土のう、ブルーシート等）

4. 物資調達方法

衣料、生活必需品等の物資の供給の必要が生じたときは、所要数量を把握し、あらかじめ協定を締結している関係機関から調達し、不足分は販売業者から購入し、災害発生時に必要な物資の円滑な確保に努める。また、広域的な救援物資等の受入れを稲美町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て行う。

5. 集積場所

調達又は受入れた物資は、次の物資集積所に受付員、仕分員を配置し集積する。集積しきれない場合は、適宜集積場所を指定する。

- ① 稲美中央公園
- ② サン・スポーツランドいなみ

6. 輸送方法

備蓄物資や援護物資は、町長の指示により、町職員を派遣し、物資集積所（稲美中央公園、サン・スポーツランドいなみ）から地域防災拠点（避難所）へ車両等により適宜、輸送する。

7. 物資の配分、支給方法

町長は、物資の配分において、事前に地域住民に広報を行うとともに、災害の状況等を考慮し、その都度、被害状況別、避難所別、世帯数別に配分計画を立て、自治会、自主防災組織及び災害ボランティア等の協力を得て公平に実施する。

8. 物資の給与又は貸与期間

衣料、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与期間は、災害発生の日から10日以内とする。

9. 物資供給要請

9-1 国・県への供給斡旋要請

町は、災害発生後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、国・県へ次の事項を可能な限り明らかにし、供給斡旋を要請する。要請にあたっては、国の物資調達・輸送調整等支援システムや県のフェニックス防災システム等を活用する。

- ① 供給斡旋を必要とする理由
- ② 必要な緊急物資の品目及び数量
- ③ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- ④ 連絡部署及び連絡担当者
- ⑤ その他参考となる事項

9-2 マスコミを通じた要請

必要に応じ、報道機関を通じ救援物資の支援を呼びかける。ただし、救援物資は避難生活必要とするものに限定する。

第14章 住宅対策

災害のため住宅が全壊、全焼もしくは流失し、自己の資力では住宅を確保することができない人を収容するための応急仮設住宅を建設し、又は災害のため住宅が半壊もしくは半焼し、自己の資力で応急修理ができない人に対して日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための対策について定める。

[実施担当 土木課、危機管理課]

1. 被災住宅の調査

町長は、災害により家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急を実施し、次に定める事項を知事に報告する。また、町において調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

- ① 被害状況調査
- ② 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ③ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- ④ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等
- ⑤ その他住宅の応急対策上の必要な事項

2. 応急仮設住宅の建設

2-1 実施機関

住宅の全壊又は全焼等の被害が発生した場合で、町長が必要と認めるときは、応急仮設住宅の建設及び避難者の応急仮設住宅への収容を行う。

2-2 建設予定地

建設予定地は、稲美中学校隣接の町所有地を候補とするが、不足する場合、避難者が相当長期にわたり居住することを考慮し、保健衛生、交通、水道、教育等の立地条件を勘案して町長が選定する。

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2-3 建築規模及び戸数

応急仮設住宅の建設は、知事（知事から町長が行うこととされた場合は町長）が行い、軽量鉄骨造又は木造平屋家屋とする。

2-4 入居基準

住居が全壊、全焼等により、自己の資力では居住のための住宅を確保することができない人のうち、災害の規模に応じ、その都度、町長が定めるものとし、その基準は次による。

- ① 生活保護法による被保護者及び要保護者
- ② 特定の資産のない失業者、独居老人、母子世帯等
- ③ 特定の資産のない勤労者、小企業者
- ④ 高齢者、障がい者等避難行動要支援者のバリアフリー、優先入居等に十分に配慮する。
- ⑤ その他これに準ずる人

2-5 県への要請

町長は、供給に不足が生じる場合は、県へ次の事項を可能な限り明らかにして供給のあっせんを要請する。

- ① 被害戸数
- ② 設置を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする建設業者数
- ④ 連絡部署及び連絡責任者
- ⑤ その他参考となる事項

3. 住宅の応急修理

3-1 応急修理

住宅の半壊又は半焼等の被害が発生した場合で、町長が必要と認めるときは、住宅の応急修理を行う。

3-2 県への要請

町長は、建設事業者が不足したり、建設資機材を調達することが困難なときは、県へ次の事項を可能な限り明らかにし、あっせん、調達を依頼する。

- ① 被害戸数
- ② 応急修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする建設業者数
- ④ 連絡部署及び連絡責任者
- ⑤ その他参考となる事項

第15章 医療・助産対策

災害のため、町内の医療機関の機能が低下又は停止したため、医療機関では対応しきれない場合は、応急的に医療及び助産又は乳幼児の救護を行い、被災者を保護する。

[実施担当 健康福祉課、こども課]

1. 初動医療体制

- ① 初期救急医療は、原則として避難所等に開設される救護所で救護班により、応急措置を行う。
- ② 災害救助法が適用された場合における保健医療については、同法に基づき、知事が行う。ただし、知事から町長が行うこととされた場合は、町長が実施する。その他については、知事に対して県救護班等の派遣を要請する。
- ③ 災害救助法が適用されない小規模な災害や知事に派遣を要請した県救護班等が現地に到着するまでは、一般社団法人加古川医師会の医療関係者で救護班を編成して医療行為にあたる。
- ④ 災害の規模や患者の発生状況によって、一般社団法人加古川医師会の協力を得て医療機関に応援を要請する。
- ⑤ 助産は、災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩し、災害のため助産のサービスを受けられなくなった人に対して行う。応急措置は、県救護班によるもののほか、一般の医療機関において行う。

2. 救護班の編成

医療、助産及び乳幼児救護は、一般社団法人加古川医師会の協力を得て、次の救護班により行うものとする。

<救護班の編成>

班名	任務	救護対象	1班の構成員
医療救護班	医療	災害により医療の途を失った人	医師 保健師又は看護師 職員
助産救護班	助産	災害により助産の途を失った人	医師 助産師
乳幼児救護班	乳幼児救護	就学前の乳幼児	保健師又は看護師 職員

3. 応急救護所の設置

- ① 町長は、救護班の出動を一般社団法人加古川医師会に要請し、応急救護所を開設する。
- ② 応急救護所は、総合福祉会館に設置する。また、ライフラインの停止や道路状況等で設置できない場合は、他の公共建物等を利用して設置する。
- ③ 応急救護所の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 重傷患者の応急手当と中等傷患者等の処置
 - (2) 必要に応じて病院、診療所への収容要請
 - (3) 医療救護活動の記録
- ④ 応急治療に必要な資器材は、医療機関の備蓄品を使用するものとし、必要な場合は救護班において即時調達し、不足が生じる場合は、加古川健康福祉事務所と連携し補給を行う。
- ⑤ 重傷患者の処置と収容を病院、診療所に要請する。
- ⑥ 応急救護所及び救護病院、診療所の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。
- ⑦ 町において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ要請する。
- ⑧ 自治会、自主防災組織及び住民の役割
 - (1) 軽度のものについては、自己及び助け合いにより処置する。
 - (2) 医師の処置が必要な傷病者については、応急救護所へ搬送する。
- ⑨ 県救護班等より応援を受けたときは、救護所において疫学調査及び応急治療を実施する。

4. 医療の対象者及び範囲

医療を必要とする状態にあって、災害のための医療の途を失った人に対し、次の範囲において行う。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 救護病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

5. 助産の対象者及び範囲

災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した人であって、災害のため助産のサービスを受けられなくなった人に対し、次の範囲において行う。

- ① 分娩の介助

- ② 分娩前後の処理
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

6. 乳幼児救護

発災時、乳幼児に対し、乳幼児救護班が必要に応じて栄養補給を行う。

7. 応急救護の県への要請

大規模災害の場合は、町内の診療所へは負傷者が多数収容され、救護班の派遣が困難と予想される。一般社団法人加古川医師会等の医療機関と緊密な連携をとり地区別に応急救護所を開設して医療活動の万全を期すとともに、次により県に対し要請する。

- ① 救護を必要とする人員（内科・外科・助産等別人員）
- ② 必要な救護班数
- ③ 救護期間
- ④ 救護班の派遣場所
- ⑤ その他必要事項

8. 医薬品、医療助産用資器材の県への要請

災害時の応急医療活動に必要な医薬品や医療助産用資器材は、医療機関の在庫や備蓄を利用する。大量の負傷者等が発生し、在庫や備蓄では対応できない場合は、販売業者等から調達し、不足が生じる場合は県に対して救援物資として要請する。

第16章 保健衛生・感染症対策

災害発生時には、慢性疾患患者の救護及び感染症患者の早期発見等が必要となる。そこで、保健活動、検病調査、予防宣伝を推進するとともに、感染症の蔓延のおそれが生じた非衛生的な生活環境を改善する。消毒並びに防疫活動等は、この計画の定めるところにより迅速に実施し、病弱者の救済と被災地における飲食等に起因する病害発生を阻止、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期し、住民生活の安定を図る。避難所での対応については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、対応する。

[実施担当 健康福祉課、こども課、生活環境課]

1. 実施機関

災害時における感染症対策及び健康相談、訪問指導等の健康対策は、町が行う。ただし、災害の状況により避難所等において疫学調査及び健康診断を実施する場合や被害の規模により、町職員のみで健康対策が行えない場合は、加古川健康福祉事務所に要請し、職員の派遣を依頼する。

2. 実施体制

- ① 被災後、速やかに、状況に応じた防疫活動を行うとともに、県の指示により必要な防疫措置を実施する。
- ② 感染症患者が発生した場合は、速やかに感染症指定医療機関へ隔離収容するとともに、発生場所、地域周辺の消毒、害虫等の駆除等を実施する。
- ③ 被災地の状況に応じ、周辺の清掃や飲料水の消毒等衛生の確保について、住民に協力を求めるとともに、的確な衛生指導に努める。また、収集したごみ、汚物、し尿等は衛生的に処分する。
- ④ 県の指示に従い、臨時の予防接種を行うときは、迅速にワクチンの確保を行う。
- ⑤ 災害が著しく、防疫業務が実施できないとき、又は不十分なときは、県に実施を要請する。

3. 感染症対策

災害発生時に感染症の流行を未然に防止するための感染症対策を行う。

3-1 組織運営

班名	担当	対象	1班の構成員
救護班	健康福祉課 こども課 (医師会に依頼)	浸水等による汚染地区 (避難所収容者)	医師 看護師
感染症対策班	健康福祉課 こども課	浸水等による汚染地区	職員 保健師

3-2 実施内容

(1) 救護班

疫学調査及び健康診断の実施、避難所の感染症対策指導、臨時予防接種の実施及び予防教育と広報活動、患者に対する措置等を行う。

(2) 感染症対策班

職員による感染症対策班を設置し、衛生資材の配置、消毒方法の指導及び実施、害虫等の駆除を行う。感染者及び体調不良者の専用スペースを確保する。

(3) 実施方法

1) 疫学調査及び健康診断

感染症対策班の労働能力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮のうえ緊急性の要するものから順次実施し、感染症患者の早期発見に努める。

また、必要に応じて健康診断を行う。

2) 避難所の感染症対策指導

避難所内の感染症対策指導を行い、定期的な検温・体温チェックの実施による感染症の早期発見、給食施設等の衛生管理及び衛生観念の普及徹底を図る。

3) 臨時予防接種の実施

災害の状況、被災地の感染症発生状況により、予防接種対象期間を定めて実施する。

4) 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により災害時における感染症予防に関する注意事項の周知徹底を図る。災害発生時においては、あらゆる機会をとらえて、被災者に対して衛生指導を行う。

5) 消毒の実施

被災地域においては、感染症が発生しやすいので感染症予防に十分留意するとともに、感染症が発生し、又は発生するおそれのある地域を重点的に消毒する。

また、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）も参考とする。なお、消毒作業の後には、手洗い、うがいを必ず実行する。

① 飲料水の消毒

- ② 家屋の消毒
- ③ 便所の消毒
- ④ ごみ溜、溝渠の消毒
- ⑤ 患者輸送用器具(運搬車、担架)等の消毒

6) ごみ等の処理

塵芥、汚泥等について、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿処理に万全を期す。

7) 患者に対する措置

被災地域において、感染症患者等が発生したときは、感染症法に基づき、速やかに対応する。

(4) 感染症対策用薬剤

1) 備蓄薬剤

感染症対策用薬剤の備蓄

薬 剤 名	数 量	備 考
クレゾール石鹼液 (500ml)	10ℓ	床下、屋外の壁、屋内
逆性石鹼液 (500ml)	10ℓ	
消石灰(20kg)	200kg	
次亜塩素酸ナトリウム (ハイター等) (500ml)	12ℓ	食器類
次亜塩素酸水	10ℓ	室内
エタノール (濃度 70%以上)	200ℓ	手指、室内
ベンザルコニウム塩化物液	50ℓ	室内

2) 即時調達薬剤

災害の状況により、備蓄薬剤等が不足の場合は、対象薬剤を近隣薬品販売店から即時調達する。

(5) 生活水の供給等

県の指示に基づきできる限り速やかに生活水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(6) 災害時感染症対策完了後の措置

町は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに「災害防疫終了報告書」を作成し、加古川健康福祉事務所に提出する。

4. 健康対策

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を行う。

4-1 巡回健康相談

- ① 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康状態調査を行い、病気の予防対策を図るとともに健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

4-2 巡回栄養相談

- ① 避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談を実施する。
- ② 避難所生活解消後においても被災者の自立が困難である場合は、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 巡回栄養相談の実施に当たり、県と連携して避難行動要支援者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

5. 食品衛生対策

- ・梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第17章 精神医療（こころのケア）対策

災害時における PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的不安に対する対応方法について定める。

[実施担当 地域福祉課]

1. 実施機関

- ① 災害時における精神医療は、加古川健康福祉事務所が実施する。
- ② 町は、自治会やNPO・ボランティア等と連携して、県に協力する。

2. こころのケアセンター

被害の状況を踏まえ、被災者の精神的不安に長期的な対応を行うとともに、必要に応じ、被災者のこころのケア対策の支援を加古川健康福祉事務所に要請するとともに、県に対し、こころのケアセンター（被災精神障がい者の生活を支援する精神保健活動の拠点）の設置を要請する。

3. 相談・普及啓発活動

県、NPO・ボランティア等と協力し、災害による心理的影響を受けやすい高齢者、障がい者等に対し、こころのケアに関する相談訪問活動の実施に努めるとともに情報の提供や知識の普及に努める。

4. 園児・児童生徒の心のケア

園児・児童生徒の心のケアについては、第3部「災害応急対策計画」第4章「教育対策」第6項「心の健康管理」を参照する。

第18章 遺体の火葬等の対策

災害により行方不明又は死亡者が発生したときは、災害対策本部が警察と緊密な連携を保ちつつ、捜索及び収容を行い、死亡者については、検視の上、火葬を実施する。災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社兵庫県支部が実施する。

[実施担当 地域福祉課、生活環境課、加古郡衛生事務組合]

1. 実施機関

災害救助法が適用された場合における遺体の処理及び火葬については、知事が行う。ただし、知事から町長が行うこととされた場合は、町長が実施する。

また、災害救助法が適用されない場合については、町長が実施する。

2. 遺体の捜索

- ① 遺体の捜索は、町が警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。
- ② 遺体が流失等により、他市町に漂着していると認められる場合は、東播磨地方本部及び遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の捜索を行う。
- ③ 身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。
- ④ 行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、捜索にあたる。

3. 遺体の処理

- ① 町は、遺体を発見した場合、速やかに加古川警察署に連絡し、警察は医師立会のもとに検視を行う。

4. 遺体の収容

- ① 遺体は、到着順に収容するとともに遺体の洗浄、消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上その性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲示する。
- ② 医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、町が警察、消防機関等の協力を得て、その収容、引渡しにあたる。
- ③ 遺体の身元が判明し、引取人があるときは、遺族等引取人に引渡す。

- ④ 遺体の身元が判明しないもので一定期間経過後引取人がないときは、行旅死亡人として取扱う。
- ⑤ 遺体安置所は、次の災害時の支援協定を締結している民間事業者に協力依頼し、民間事業者が指定する葬祭施設とする。

株加古川産業会館
株タルイ
株北神社
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

- ⑥ 遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、遺体に対する礼が失われることのないよう注意しなければならない。

5. 遺体の火葬

(1) 遺体火葬の方法

遺体の火葬担当者は、遺体収容担当者から引き継いだ遺体及び火葬許可書を火葬場へ移送し、火葬台帳に記録のうえ火葬に付する。

(2) 火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

- ① 死亡者数の把握
- ② 火葬計画の作成
- ③ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
- ④ 燃料、ドライアイス及び納棺資材の在庫状況の把握・確保
- ⑤ 火葬のための関係者に対する協力要請
- ⑥ 相談窓口の設置及び住民への情報提供

(3) 火葬場の概要

施設名	所在地	1日処理能力	備考
稲美斎場ひじり苑	中一色 285 番地の 2	1日につき最大 24 体	4 体/3H×6 回

(4) 火葬に付した遺骨は、関係者協議のうえ安置所を設け安置する。

(5) 他市町に対する火葬の協力要請

大規模災害による多数の死者が発生し、火葬場の処理能力を超えるとき、あるいは火葬場の被害が甚大なため処理できないときは、近隣市町に協力要請を行う。

6. 必要資材及び車両

6-1 必要資材

町は、遺体の処理及び火葬を迅速かつ適切に行うため、必要資材の提供について、民間事業者との協定を活用する。

- ① 搬送用担架
- ② 消毒用品
- ③ 棺箱

6-2 車両

霊柩自動車及び町有自動車による。なお、不足するときは、業者より借り上げる。

7. 県への要請事項

遺体の搜索・処理が不可能、又は困難な場合は、次の事項により県へ要請する。

- ① 搜索・処理の対象人員
- ② 搜索地域
- ③ 必要な輸送車両
- ④ 遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

第19章 廃棄物対策の実施

第1節 障害物除去対策

災害により発生した障害物の除去について、復旧活動の円滑な促進のため、適切な処理を実施する。

[実施担当 土木課、生活環境課]

災害による住家の全壊、半壊又は床上浸水による住家への流出物により生活に著しく障害を受けた場合、自己の資力でそれを除去することができない人に対し、その障害物の除去を行う。

1. 実施機関

災害による障害物の除去作業は、町が実施する。ただし、収集・処理に必要な人員・処理運搬車両が不足している場合は、県災害対策本部を通じ近隣市町に応援を求め、収集処理にあたる。

2. 除去の方法及び範囲

建設業者、又はあらかじめ協定を締結している一般社団法人兵庫県自動車整備振興会加古川支部及び社団法人兵庫県建設業協会加印支部の協力を得て速やかに障害物を除去する。なお、障害物除去の範囲は、原状回復ではなく必要最小限の日常生活が営める状態とするための応急的な除去に限るものとする。

3. 除去した障害物の集積場所

町が所有管理する空地、運動場等とし、最終処分場所は、その都度協議して決定する。

4. 必要な機械器具等

障害物の規模及び範囲によって対策をたてるが、比較的小規模なものについては町により調達する。

5. 除去期間

災害発生の日から10日以内を目標とする。

6. 協力依頼

障害物の除去等が困難な場合には、町内建設業者、あらかじめ協定を締結している一般社団法人兵庫県自動車整備振興会加古川支部及び社団法人兵庫県建設業協会加印支部に要請する。

7. 県への要請事項

作業員等の措置が不可能、又は困難な場合は、次の事項により県へ要請する。

- ① 除去を必要とする住家戸数（全壊・半壊・床上浸水）
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 集積場所の有無

第2節 災害廃棄物対策

災害廃棄物の処理及びリサイクルを迅速かつ適正に実施する。

[実施担当 生活環境課、水道課]

1. 実施機関

町は、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を処理する。ただし、特に甚大な被害を受け収集運搬に支障が生じた場合は、人員、機材を借上げ、又は県災害対策本部を通じて近隣市町に応援要請を行う。

2. 災害廃棄物処理対策

2-1 災害発生後の対応

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等における避難者数及び場所を確認し、当該避難所等における避難所ごみ発生量の算出や収集ルートを把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、必要な体制整備を行う。また、被害状況に応じて仮置場の早期開設や住民への広報を行う。

2-2 収集方法

(1) 災害廃棄物の収集

ごみ収集運搬業務委託業者の人員・車両及び機材等の全てを投入し、作業を行う。

(2) 処理スケジュール

災害廃棄物処理については、早期復旧・復興のため、可能な限り早く完了することを目指す。

(3) 仮置場の確保

災害廃棄物を早期に処理できない場合は、町有地等を仮置場として確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮する。

2-3 収集・運搬車両及び人員

災害時においては、早急にごみ収集運搬業務委託業者に連絡し、収集運搬が実施できるよう要請を行う。

また、車両が不足する場合には、県や近隣市町、民間事業者等（協定締結事業者を含む）

へ応援要請を行う。

2-4 処理方法

ごみの処理は、東播臨海広域クリーンセンターで行う。

2-5 処理施設能力等

施設名	所在地	1日処理能力	備考
焼却施設 (東播臨海広域 クリーンセンター)	高砂市梅井6丁目1番1号他	429 t (143t/日×3炉)	24時間 連続運転

2-6 県等への応援要請

- ① 災害廃棄物の収集運搬に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。
- ② 近隣市町等に応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援要請を行う。

3. し尿処理対策

3-1 収集方法

災害規模が町全域の場合は、し尿収集運搬業務委託業者の人員、車両及び機材等の全てを投入し作業を行う。

3-2 処理方法

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難者数及び場所を確認し、上下水道及び電気等ライフラインの復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼動見込みを把握し、必要な体制整備を行う。また、被害状況に応じて仮設トイレの必要基数を推計し避難所等に設置し、その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、生活環境及び公衆衛生上十分配慮をする。

3-3 処理能力等

施設名	所在地	1日処理能力	備考
し尿処理施設 (加古郡衛生センター)	播磨町新島 60 番地	110kℓ	1日8時間稼働

3-4 県等への応援要請

- ① し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援要請を行う。

第20章 教育対策

災害の発生又はそのおそれがある場合は、園児・児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講じるとともに、災害による教育施設の被害及び園児・児童生徒等の罹災により通常の教育ができない場合、教育施設の応急復旧並びに園児・児童生徒等に対する応急教育対策を次のとおり実施する。

[実施担当 教育課、生涯学習課、文化の森課]

1. 実施機関

- ① 小中学校等の応急教育対策及び教育施設の応急復旧対策は町教育委員会が行う。
- ② 災害に対する各学校等の措置について、学校長等は町教育委員会と協議し具体的な応急対策をたてる。
- ③ 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け町長が実施する。

2. 学校園長の措置

学校園長は、学校園の立地条件等を考慮し、災害時に即応できる体制の整備を図り、応急教育を実施するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- ① 園児・児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法
- ② 町教育委員会、加古川警察署、消防機関及び保護者への連絡
- ③ 勤務時間外における所属教職員の所在確認及び非常招集方法

3. 被害状況の収集

応急復旧対策のため、次の事項について、被害状況を速やかに収集し、町長に伝達する。

- ① 学校・園施設の被害状況
- ② その他の教育施設の被害状況
- ③ 教員その他の職員の被災状況
- ④ 園児・児童生徒の被災状況の概要
- ⑤ 応急措置を必要とする事項

4. 教育施設応急復旧対策

- ① 校舎の軽微な被害については、即時応急修理を行い、教室使用に不足をきたすと

きは、特別教室の転用等の措置をとり、通学の危険がなくなったときは、直ちに授業が開始できるよう措置する。被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、一時、学校又は学級を閉鎖し、復旧まで管理者を置いて管理する。

- ② 冠水、破損等により使用不可能の児童生徒用机、椅子等は、応急修理を行うとともに、近くの学校から余剰のものを集め補充し、授業に支障のないようにする。
- ③ 避難所等の設置で、体育館その他を使用するときは、校舎の被害状況を考え、関係機関とよく協議のうえ、措置する。
- ④ 運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急補修し、校舎の復旧にあわせ復旧する。
- ⑤ その他、特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ、速やかに処理する。

5. 応急教育対策

5-1 災害時に学校が果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、園児・児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあるため、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は町が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本としつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

5-2 応急教育実施場所

校舎等に甚大な被害を受け、多数の避難者を収容し、又は通学路の遮断等により通常の授業が行えない場合は、近隣の学校その他の施設等において授業する。この場合の授業場所、連絡方法、実施の方法等については、事態に応じた措置をする。

5-3 応急教育の方法

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、園児・児童生徒及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案して、学校と協議し次の方法により行う。

- (1) 登校に長時間を要する
始業時間を繰下げ、又は授業時間を短縮して行う。登下校時の園児・児童生徒の安全については、特に厳重な注意を払い適当な措置をとる。
- (2) 園児・児童生徒の半数以上が登校できない場合
臨時に休校するとともに、近隣の学校等において授業する等適宜の措置をとる。
- (3) 園児・児童生徒の一部又は半数近い人が登校できない場合
短縮授業、半日授業等の措置をとる。登校できない園児・児童生徒については、別に考慮する。

- (4) 一部地域の園児・児童生徒全員が登校できない場合
臨時にその地域内に応急教育の場所を設け、適宜授業を行うこととする。
- (5) その他、特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ、応急教育の措置をとる。
- (6) 町教育委員会は、園児・児童生徒の被害状況、教育施設の状況や応急教育の実施状況について県教育委員会へ報告する。

5-4 教科書及び学用品の調達及び支給

災害により児童生徒が被災し、教材、学用品を失ったときは、補給を要する実数及び補給の状況を県に報告するとともに、教材、学用品の確保並びに支給について、適切な措置をとる。

5-5 学校給食の措置

- ① 次の場合には、給食を一時中止する。
 - (1) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大なため学校給食施設が災害救助のため使用された場合
 - (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
 - (3) 感染症その他の危険発生が予想される場合
 - (4) 給食用物資の入手が困難な場合
 - (5) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
- ② 災害発生時においては、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、防疫、調理関係者の検便その他健康管理に充分注意する。
- ③ 学校給食の中止又は応急実施に当たって、町教育委員会は、その実施校数、人員、給食種別及び実施期間を県教育委員会に報告する。

5-6 教職員の確保の措置

教職員の被災等により、通常の授業を行えない場合は、応急措置として次の方法により、職員を確保する。

- ① 各学校の教員不足数の状況により、一時的に教員の編成替え、出務等を指示する。
- ② 教育政策部職員のうち教員免許所有者に応援させるとともに、状況によっては県教育委員会に要請し、教員の補充を受ける。

6. 心の健康管理

町は、被災した園児・児童生徒や教職員の心のケア・健康管理について、充分留意する。

6-1 被災園児・児童生徒への心のケア

- ① 教職員によるカウンセリング

第3部 災害応急対策計画

第20章 教育対策

- ② 電話相談等の実施等
- ③ 加古川健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携

6-2 教職員の心の健康管理

- ① グループワーク活動の展開等
- ② 災害救急医療チーム派遣制度の確立

第21章 交通輸送対策

災害時、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、緊急通行車両以外の被災地域への流入を抑制し、避難路及び緊急通路を確保する等、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑な交通の確保を図る。

[実施担当 企画課、危機管理課、土木課、都市計画課]

1. 交通状況の把握

県警察本部（加古川警察署）は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2. 交通応急対策

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び災害時における交通を確保し、人員機材の緊急輸送及びその他住民の交通の安全と円滑な交通の確保を図る。

2-1 交通支障箇所の通報、連絡

- ① 町の管理する道路、橋梁の支障箇所については、東播磨県民局（加古川土木事務所）、加古川警察署及び関係機関に通報連絡する。
- ② 県道等の支障箇所について、東播磨県民局（加古川土木事務所）、加古川警察署から連絡があった場合は、関係機関に通報する。

2-2 交通規制及び道路交通の確保

- ① 道路管理者は、道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、道路の構造の保全と、交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止、又は制限を行う。
- ② 災害発生に際しては、道路等のパトロールを実施し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、現況を把握する。危険箇所、災害箇所が生じたときは、直ちに加古川警察署に連絡のうえ早急に仮復旧等の応急措置をとるとともに、交通の規制を行い迂回道路の指定等の措置を取り、道路交通の確保に努める。

2-3 緊急輸送の確保

公安委員会は、災害発生時において、人員機材、物資等の緊急輸送を確保するため、県及び町と緊密な連絡を行い、必要があると認めるときは、緊急車両以外の車両の通行を禁止、

又は制限する。この場合、報道機関や立看板等の設置により周知を図るものとする。

2-4 災害発生時の道路交通規制等

被災地内の道路の交通安全と円滑な交通の確保を図るため、次の区分により速やかに歩行者又は車両に対する必要な規制等を行う。

(1) 被災地内の交通規制

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他事由により、交通が危険であると認められるとき 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と、円滑を図るため必要があると認められるとき 2 災害応急対策に従事する人又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警察署長	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑な交通の確保を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	1 道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官、及び消防団員は、次のとおり必要な措置等を実施する。

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防団員	1 警察官が現場にいないとき、上記措置を自ら行うことができる	

(3) 交通規制等情報の伝達手段

交通規制を行ったときは、次の措置を講じ、一般に周知する。

- ① 現場の主要地点に警察官の配置を要請する。
- ② 標識、看板、報道機関等により住民に広報を行う。

2-5 緊急輸送道路等の指定

災害応急対策の円滑な実施を図るため、県では緊急輸送道路また県警察本部では緊急交通路を指定しており、災害発生時には、県警察本部において必要な交通規制を行うなど緊急通行車両の通行の確保が図られる。

町に関係する緊急輸送道路は、次のとおりであるが、関係機関等と協議のうえ、当該道路から災害対策拠点、医療機関等を結ぶ輸送路の確保に努める。

<町に関係する緊急輸送道路>

路線名	起 点	管理者名
	終 点	
主要地方道宗佐土山線	加古川市八幡町国包	兵庫県
	稲美町六分一	
一般県道野谷平岡線	国岡南	兵庫県
	稲美中央公園	
町道百丁場五軒屋線	愛宕	稲美町
	稲美町岡	

2-6 道路応急復旧

(1) 緊急啓開※道路の定義

緊急輸送道路と町内の防災拠点等を有機的に結ぶ主要道路で、優先的に機能を回復すべき道路とする。

※道路の障害物を除いて車両が通行できるようにすること。

(2) 緊急啓開道路の選定基準

災害時において、災害応急対策活動に必要な人員、資機材及び救援・救助並びに被災者、避難者の緊急輸送を確保するため、隣接する市町との整合性を勘案して指定する。

(3) 緊急啓開道路の啓開

以下の手順で緊急啓開を実施する。

- ① 被害状況を把握し、緊急輸送道路及び緊急交通路確保のため、障害物の除去等必要な災害応急対策を実施する。
- ② 道路被害情報の収集に努めるほか、緊急啓開情報等を広報する。
- ③ 障害物の除去等に必要な資機材は、建設業者等の協力を求め、必要な措置を講ずる。

2-7 緊急通行車両の事前届出

- ① 町が保有する車両で緊急輸送を行うため使用する必要がある車両については、事前に公安委員会に対し、緊急輸送車両であることの確認申請を行う。
- ② 緊急輸送車両であることが確認された場合は、緊急通行車両事前届出済証が交付

される。災害時には最寄りの警察署又は検問所でこれを提示すると、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

- ③ 通行が禁止又は制限されている道路を通行するときは、この標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。

2-8 臨時防災ヘリポートの確保

県、その他関係機関からの災害対策用物資及び人員等の空輸に備え、臨時防災ヘリポートを確保するため、あらかじめ適切な場所を選定しておくものとする。

- ① 稲美中央公園多目的グラウンド
② サン・スポーツランドいなみ

※いずれも、臨時防災ヘリポート、物資集積所

2-9 道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することができる。

(1) 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

(2) 県公安委員会との連携

1) 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、県公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

2) 県公安委員会からの要請

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

(3) 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る人に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

(4) 県又は市町への指示

緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、国土交通大臣は県又は市町の道路管理者に、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づき措置をとるべきことを指示することができる。

2-10 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止する。

3. 輸送対策

災害対策要員、避難者の移送、又は災害対策用物資、機材等の輸送を迅速かつ確実に行い、災害対策の万全を期するものである。

3-1 実施機関

輸送、移送の実施は町が行う。ただし、災害の規模等により、県に応援を要請する。

3-2 輸送の対象

輸送の対象となるもののうち主なものは、次のとおりである。

避難者の避難輸送、重症患者・妊産婦等の搬送、飲料水の供給輸送、救助用物資の輸送、災害応急対策、救助活動に従事する人の輸送及びその他必要な人員物資の輸送

3-3 輸送力の確保

(1) 車両の調達

原則として町の保有する車両によるものとする。不足するときは、民間業者及び建設業者等に協力を求め調達する。

(2) 航空機による輸送

交通の途絶に伴う緊急空中輸送を必要とするときは、自衛隊派遣要請計画に基づき要請を行う。

3-4 輸送の調整等

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、町災害対策本部において調整する。この場合は、次により調整することを原則とする。

- 第1順位 住民の生命と安全を確保するため必要な輸送
- 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

4. 兵庫県消防防災航空隊支援要請

4-1 ヘリコプター支援の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、次の事項に該当するとき、緊急運航要請を行う。

- ① 緊急に人命救助をする必要があるとき
- ② 医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき

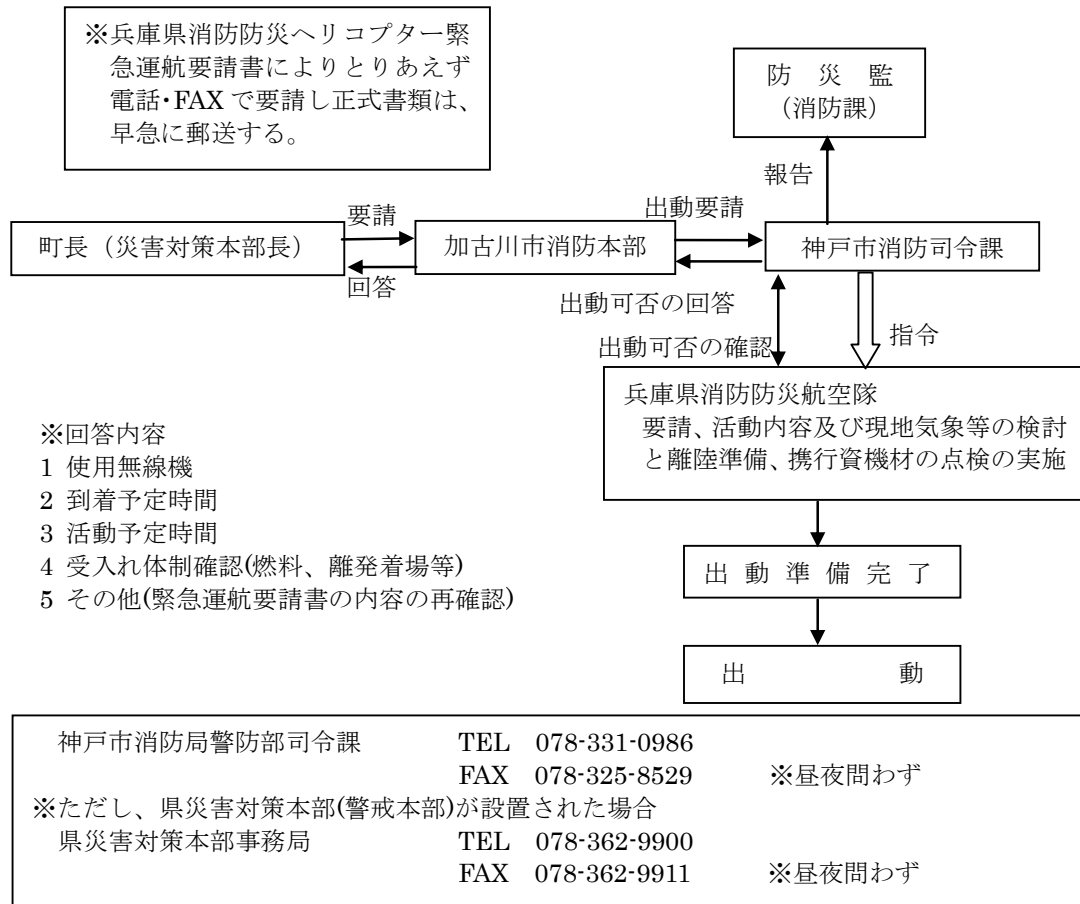
4-2 緊急運航要請手続（支援要請手続）

(1) 要請方法

知事に対する航空機の支援要請は町長名をもってあらかじめ電話等で行い、速やかに所定の航空機使用申請書を提出する。

(2) 実務フロー図及び連絡先

【消防防災航空隊運航要請実務フロー図】



4-3 関係機関へ連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について、連絡を行うものとする。

- ① 支援を求める理由及び目的地
- ② 現地責任者氏名
- ③ 人命救助、医薬品の緊急輸送等の内容
- ④ 人命救助の場合救助される人の性別年齢等
- ⑤ 着陸場との連絡方法

4-4 要請者において措置する事項

- ① 離発着場の選定
- ② 給油方法の指示
- ③ 離発着場における措置(散水、臨時防災ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導)
- ④ 緊急輸送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していること。
搬送のため、搭乗できるものは、医師又は看護師1名とする。

第22章 ライフラインの応急対策

第1節 水道施設・給水の確保等

災害により水道施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、速やかに応急対策及び復旧活動を実施し、ライフラインとしての機能を維持する。

[実施担当 水道課]

1. 応急復旧対策

1-1 応急対策人員の確保

災害発生後直ちにあらかじめ定められた行動マニュアルに従い、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

1-2 被害状況の把握

- ① 水道施設の被害状況、断水の発生状況、応急給水、応急復旧についての応援の必要性の有無について把握する。
- ② 水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

1-3 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

1-4 復旧活動

(1) 貯水、取水、導水並びに配水施設

応急復旧にあたり、それぞれの施設について職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能確保に必要な対処を行う。

機械・電気並びに計装備品等の大規模な被害については、状況に応じ設備業者等の専門技術者を動員し、早急に対処する。

(2) 送・配水施設並びに給水管

配水池・ポンプ場については上記と同様に対処し、管路については、災害状況、被害状況により幹線から段階的に復旧を進める。

1) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車等による応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水等により、できるだけ断水地域を解消する。

2) 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

2. 伝達・広報活動

- ① 水道施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。
- ② 復旧の見通し、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、住民に対する広報宣伝活動を実施する。

3. 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

第2節 下水道の確保

災害により下水道施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、速やかに応急対策及び復旧活動を実施する。

[実施担当 水道課]

1. 応急復旧対策

1-1 応急対策人員の確保

災害発生後直ちにあらかじめ定められた行動マニュアルに従い、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

1-2 被害状況の把握

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずる。

- ① 下水道施設の被害状況、応急復旧についての応援の必要性の有無について把握する。
- ② ポンプ設備、管路等について、被害状況の調査を実施する。

1-3 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」等に基づく支援の要請や県を通じて県内市町、国土交通省、他府県及び日本下水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

1-4 民間事業者等との協力

民間事業者等との協定締結などにより発生後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに災害の発生時に備えて下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。

1-5 復旧活動

被災箇所の応急復旧に当たっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案のうえ全体の応急復旧計画を策定して実施する。

(1) 管路施設

1) 管路の損傷等による路面障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

2) 吐口における護岸の損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

(2) ポンプ場

1) ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

2) 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

3) 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

2. 情報の伝達

被害状況、応急復旧作業の現状と見通し等について防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

第3節 電力の確保

災害により電力施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、公共施設としての機能を維持する。

[実施担当 関西電力送配電(株)]

1. 実施機関

災害時、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
関西電力送配電(株) 姫路本部	姫路市十二所前町 117	TEL : 0800-777-3081

2. 災害応急対策に関する事項

2-1 対策要員の確保

- ① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- ② 対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出勤する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれがなくなった後に出社するものとする。

2-2 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送变电ネットワーク株式会社および広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

2-3 非常災害時の体制

各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、当該地域の災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。

2-4 災害時における情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位

機関の対策組織に報告する。

2-5 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、現地調達などの方法により、可及的速やかに確保する。

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資機材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

3. 復旧作業過程

3-1 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

3-2 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報活動を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート（災害情報共有システム）等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4. 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じる。

5. 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合、本店非常災害対策本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第4節 ガスの確保

災害が発生した場合には、直ちに、大阪ガスネットワーク㈱、一般社団法人兵庫県LPガス協会は、各々で災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

[実施担当 大阪ガスネットワーク㈱、一般社団法人兵庫県LPガス協会]

1. 都市ガスの確保

大阪ガスネットワーク㈱は「災害・事故対策基本規程」に基づき、次のとおり応急対策を実施する。

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
大阪ガスネットワーク㈱	神戸市中央区港島中町 4丁目5番3号	兵庫事業部 TEL:0120-7-94817 (ガス漏れ通報専用) FAX:0120-6-94817 (ガス漏れ通報専用)

1-1 地震発生直後の対応

(1) 応急対策要員の動員

- ① 大阪ガスネットワークの供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫事業部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫事業部内に対策本部を設置する。
- ② 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガスネットワーク供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社する。
- ③ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行う。

(2) 情報の収集伝達

- ① 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区導管部へ伝達するとともに、必要な措置を講じる。
- ② 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行う。
- ③ 兵庫導管部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調

査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告する。

(3) 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

(4) 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

1-2 復旧作業過程

(1) 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

(2) 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

(3) 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、再生可能エネルギー等の代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給する。

(4) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報する。

(5) 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

2. LPガスの確保

2-1 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合には、直ちに一般社団法人兵庫県LPガス協会内に、災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
一般社団法人 兵庫県LPガス協会	神戸市中央区下山手通6-3-28	TEL:078-361-8064 FAX:078-361-8073

2-2 情報の収集・伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

2-3 応急対策の実施

(1) 緊急措置の周知

町、自治会等への依頼及び広報車等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともに、LPガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

(2) ローラー作戦の展開

LPガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたって被害を受け、LPガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要になった場合の対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対応を実施する。

(3) 危険箇所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器等、危険な状態にある容器の撤収については、消防署等の協力を得て迅速に回収する。

また、風水害により容器が流出し、河川を漂流した場合は、河川管理者等と連携して回収に努める。

(4) 避難行動要支援者対策

LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳により、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

2-4 復旧対応

(1) LPガスの供給

都市ガスが停止した場合には、要請により医療機関、避難所等を優先にLPガスの供給

を行う。

(2) 電話相談窓口の開設

キーステーションにLPガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら住民の要望に対応する。

(3) 不要容器の回収

不要となったLPガス容器については、町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど返却方法を周知する。

(4) 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿LPガス連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第5節 電気通信の確保

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

[実施担当 西日本電信電話株式会社]

1. 災害対策本部の設置

災害時において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通11番 NTT神戸中央ビル	TEL:078-393-9440 FAX:078-326-7363

2. 応急復旧対策

2-1 地震発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保を行う。

(2) 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

2-2 復旧作業にいたるまでの対応

(1) 通信の途絶の解消と通信の確保

地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- ① 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切換措置等の実施
- ④ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- ⑤ 非常用移動電話装置の運用
- ⑥ 臨時・特設公衆電話の設置

⑦ 停電時における公衆電話の無料化

(2) 通信の混乱防止

地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

- ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施
- ② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取扱いの実施
- ③ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」での輻輳緩和の実施

2-3 「災害用伝言ダイヤル」又は「災害用伝言板」を利用した安否確認

災害時において、被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web171）」を確立する。

(1) 提供の開始

- ・ 地震、風水害等の災害発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合に開始する。
- ・ 被災者は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人等は、その内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。

(2) 伝言の条件等

1) 「災害用伝言ダイヤル（171）」

- ・ 録音できる電話番号（被災地電話番号）：
加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号
- ・ 伝言録音時間：1伝言あたり30秒間録音
- ・ 伝言保存期間：提供終了まで
- ・ 伝言蓄積数：1電話番号あたりの伝言数は、1～20伝言で、提供時に知らせる。

2) 「災害用伝言板（web171）」

- ・ 接続条件：インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・ アクセスURL：<https://www.web171.jp>
- ・ 伝言登録数：伝言板（伝言メッセージボックス）あたり20件まで
（20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）

- ・ 伝言板（伝言メッセージボックス）数：
 - 利用者情報なしの場合：1件
 - 利用者情報ありの場合：最大20件 ※利用者情報は事前に登録が必要
- ・ 伝言保存期間：提供終了まで（ただし最大で6ヶ月）
- ・ 登録可能な伝言：
 - 定型文及びテキスト情報（伝言1件あたり100文字）
- ・ 伝言のセキュリティ：
 - 伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- ・ 伝言通知機能：
 - 利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

(3) 伝言通知容量

約800万伝言

(4) 提供時の通知方法

- ・ テレビ、ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- ・ 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい」旨の案内を流す。
- ・ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ・ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

第23章 消火活動の実施

災害時において、消防の機能を最大限に発揮することにより、住民の生命、身体、財産を保護し、その被害の軽減を図る。

[実施担当 危機管理課、加古川市消防本部、消防団]

1. 出火防止及び初期消火

1-1 消防活動の基本方針

- ① 火災等に対し、消防の総力をあげて火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。
- ② 住民、自治会、自主防災組織及び事業所は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動、初期消火活動を実施する。
- ③ 地域住民は協力して消火活動を行い、可能な限り火災の拡大を防止する。特に危険物等を取扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

1-2 消防活動

(1) 消防活動の安全管理

消防団員は、災害対応時の安全を確保するため、以下の事項に留意する。

- ① 身に危険が迫れば退避する。
- ② 「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容とする。
- ③ 出勤、退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
- ④ 安全管理等の基本的な考え方や具体的なルールについて、事前に住民に周知し、理解を得る。

(2) 加古川市消防本部の初動措置

1) 特別配備体制の確立

発生した火災の規模等により、有線及び無線電話並びにその他の方法により職員の非常召集を指令し、特別配備体制の確立を図る。

2) 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに情報収集体制の確立を図る。

3) 火災監視体制の確立

火災警報が発令されたとき、又は山火事、大規模火災が発生したときは、見張り員等を配置し、町内の状況を監視する。

4) 出火防止処置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

(3) 消防団の措置

1) 消防団本部の設置

災害対策本部の要請を受け、消防団の指揮連絡体制を確立し、特別配備体制をとる。

2) 非常参集

大規模火災、突発重大事故等による発災を覚知した消防団員は、各部詰所等に自発的に参集し、早期に活動体制をとる。また、状況に応じて消防団本部は、サイレン吹鳴により各部に召集指令を伝達する。

3) 出火防止の広報

管轄区域内における火気始末、出火防止等の広報を実施する。また、実施する際には自治会、自主防災組織等の協力を得るように努めるものとする。

4) 初期消火活動

火災を発見した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動にあたる。なお、地域の出火件数が多い場合には、適宜、付近の自治会、自主防災組織等の協力を求めるものとする。

(4) 情報の収集

1) 情報の収集要領

加古川市東消防署稲美分署は、初動措置に引き続き、消防車両及び調査員等の巡回、その他あらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、無線等により加古川市消防本部へ報告するものとする。

2) 情報収集内容

情報収集の内容は、火災の状況又は人命に係る情報を主体とし、次のとおりとする。

- ・ 火災の発生場所・程度及び延焼方向
- ・ 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
- ・ 大規模救助、救急事案の発生場所及び程度
- ・ 家屋等の損壊状況
- ・ 河川、堤防の決壊状況
- ・ 道路、橋梁等の被害状況並びに交通障害
- ・ 重要対象物の被害状況
- ・ その他消防活動上の必要事項

1-3 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認並びにガス、石

油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ① 防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- ② 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において異常が発生、災害が拡大するおそれがあるときは次の措置を講ずる。

- ① 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- ② 警察、最寄りの防災関係機関に駆付ける等可能な手段により直ちに通報する。
- ③ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

1-4 自治会、自主防災組織の活動

- ① 各家庭におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。
- ② 火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期の消火活動に努める。
- ③ 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

1-5 住民の活動

- ① 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消火するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクは元バルブをそれぞれ閉止する。
- ② 火災が発生した場合は、消火器、消火栓、汲み置きの水等で消火活動を行う。

2. 消防活動

消防機関は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報を収集するとともに、関係機関と密接な連絡をとりながら、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- ① 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難所及び避難路の安全を確保する消防活動を優先する。
- ② 重要かつ延焼危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
- ③ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- ④ 大量危険物貯蔵施設から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を優先する。
- ⑤ 消防活動に際しては、消防職員・団員の安全確保に十分配慮する。

3. 火災防御活動

3-1 火災防御の基本

(1) 火災防御

1) 攻勢防御

火災件数が少なく現有消防力で初動期に鎮圧できる見込みのときは、攻勢防御活動を展開して一挙に鎮圧を図る。

2) 重点防御

火災件数が、現有消防力をわずかに上回るときは、延焼拡大の危険性の高い地域並びに住民の生命の保護及び生活に重大な影響をおよぼすおそれのある施設等を重点に消火活動を実施する。

3) 集中防御

火災が随所に発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的な防御活動を行う。

(2) 避難所・避難路防御

火災の延焼拡大により広域的に避難の必要があるときは、避難所、避難路確保に総力をあげて防御活動を行い、避難者の安全を確保する。

3-2 消防隊の運用

(1) 部隊指揮

- ① 消防長の指揮のもと、消防隊は防災関係機関と連絡を密にし管轄区域内の災害防御活動を実施する。
- ② 火災覚知直後の消防隊の運用は、中隊長又は小隊長が決定し、迅速に消防活動を実施し、活動内容を消防長に報告する。
- ③ 全町的に火災が延焼拡大し、消防力を結集する必要があるときは、消防長が全町総括的な消防隊の運用を行う。

(2) 部隊運用

- ① 日勤者及び非番職員等で、ポンプ車隊・救急隊等を臨時に編成し、増強隊として運用する。
- ② 消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用体制の確立に努める。

3-3 消防団の活動

(1) 活動範囲

原則として管轄区域を優先して行うものとするが、消防本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

(2) 任務

- ① 消火活動並びに消防署との連携
- ② 中継送水等の相互援助
- ③ 飛火警戒
- ④ 人命救助並びに避難誘導
- ⑤ 残火整理の徹底
- ⑥ その他特命による業務

第24章 災害ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等、他市町等から寄せられるボランティア支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、円滑な災害応急活動の推進に努める。

[実施担当 危機管理課、地域福祉課、稲美町社会福祉協議会]

1. 災害ボランティアの受入窓口の開設

1-1 受入窓口の開設

災害が発生した場合、ボランティアの協力を得るために受入窓口を開設する。この場合、多数の団体、個人のボランティア等の受入れによる混乱を避けるため、窓口を一本化するなどボランティア活動の調整、受入体制について稲美町社会福祉協議会と連携して受付窓口を設置し、総合調整を行う。

1-2 緊密な連携

ボランティアセンター及びボランティア本部等を設置した場合は、町と緊密な連携をとる。

1-3 災害ボランティアの確保と調整

稲美町社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部、各 NPO・ボランティア等と連携し、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどして、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供等ボランティアが円滑に活動できるために関係者と積極的に共有するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

① 専門ボランティアの受入れ

稲美町社会福祉協議会に稲美町災害ボランティアセンターを設置し、関係機関と調整を図りながら、兵庫県災害時等応援協定ネットワーク会議等から専門ボランティアの受入れを行う。なお、被災者支援活動に参加する専門ボランティアの宿泊場所、食事の確保等に配慮する。

② 一般ボランティアの受入れ

町は稲美町災害ボランティアセンターと連携し、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所、食事等を確保する。

また、被災者支援活動に参加するボランティアの健康管理に十分配慮するとともに、ボランティア保険への加入を促進する。

2. 災害ボランティアの活動内容

- ① 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ② 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ③ 救援物資、資機材の配分、輸送
- ④ 軽易な応急・復旧作業
- ⑤ 災害ボランティアの受入事務

第25章 災害救助法の適用

災害対策本部が自ら実施する災害応急処置のうち、一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的、一時的な救助を行うものとする。

[実施担当 災害対策本部]

1. 災害救助実施責任

1-1 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることとされているが、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。この場合、知事は町長に対して当該事務の内容及び期間を通知する。従って、この救助計画のうち災害救助法に基づく救助の部分については、町長が知事の権限の一部を委任され又は知事を補助して行うものである。

ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、町長において自ら救助に着手するものである。

1-2 町長の行う救助

上記により知事の権限の一部を委任され又は知事を補助して行う救助のほか、災害救助法の定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小規模災害時の災害救助については、町長の責任において実施する。

2. 適用基準

災害救助法は、市区町村の人口に応じて被害世帯が一定の基準に達したとき等に適用される。町における適用基準は、次のとおりである。

- ① 家が滅失した世帯が 60 世帯以上に達したとき
- ② 被害世帯が①の基準に達しないが、県内の被害世帯が 2,500 世帯以上で町における被害世帯が 30 世帯以上に達したとき
- ③ 被害世帯が①及び②の基準に達しないが、県内の被害世帯が 12,000 世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったときは、知事において災害救助法が適用されることがある。
- ④ 被害世帯が①、②及び③に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要

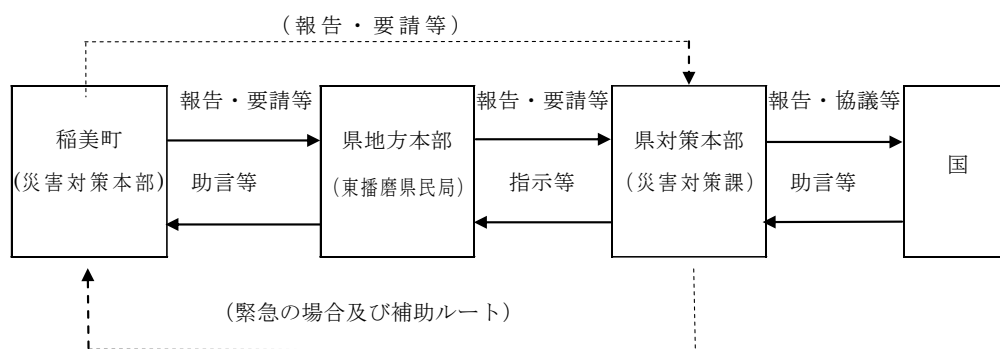
があると認めるときは、災害救助法が適用されることがある。

※ 参考

- ・ 人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とする。
- ・ 被害世帯の適容基準は、全壊（焼）又は流失を1世帯とし、半壊（焼）のときは2世帯、床上浸水のときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

3. 適用手続

町長は、災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び概況を被害状況及び世帯構成員別被害状況により知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。



【報告等系統図】

4. 救助の種類、費用等

細部は「資料編 7.災害救助法による救助」のとおりとするが、おおむね次に掲げる種類となる。

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋火葬
- ⑩ 遺体の捜索及び処理
- ⑪ 実費弁償
- ⑫ 特例基準等に関する処理

第26章 農林水産関係対策

災害による農林水産業施設の被害の状況を早期に調査し、その実態を把握するとともに、被害の早期回復を図る。

[実施担当 産業課]

1. 農業用施設応急対策

1-1 基本方針

被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関、地域住民と協力し、必要な措置をとる。

1-2 応急対策

対象農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し、必要な処理を実施させるとともに事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

- ① 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設（農業用ため池、揚排水機場とその付帯施設）が損壊し出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また、危険度の程度により災害対策本部へ支援を要請する。
- ② 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うものとする。

2. 農業集落排水処理施設等応急対策

2-1 基本方針

農業集落排水処理施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいため被害の状況を速やかに把握するとともに早急に復旧工事を実施する。

2-2 応急対策

- ① 施設管理者は、主要施設について、緊急調査を実施し被災状況を把握するとともに二次災害の危険があると判断される場合は緊急措置を講じる。
- ② 復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告及び事前協議を行い応急工事に着手する。

第27章 公共土木施設等の応急対策の実施

災害により公共土木施設に被害を受けたときは、施設等の管理者は速やかに施設の応急復旧に努める。

[実施担当 土木課、都市計画課、産業課]

1. 道路

- ① 被害を受けた道路は、特に救助活動のため物資輸送及び避難者のための通路等を重点的に応急復旧する。
- ② 被害を受けた橋梁について、特に交通の要路にあたるものから重点的に補修し、災害時の交通の確保を行う。少なくとも人道、仮橋程度のものを早急に架橋し、避難者の移動及び物資輸送のための最小限のものを確保する。
- ③ 上下水道、電気、電話等道路占用施設に被害があり、その施設により道路の損傷、交通の遮断をきたす場合、当該施設の管理者に通報するとともに必要な応急措置を講ずる。

2. 河川

- ① 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- ② 管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- ③ 管理者は、堤防等の決壊のおそれが著しい箇所の応急措置を実施する。
- ④ 管理者は、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。

3. ため池

- ① 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- ② 管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (2) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- ③ 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復興計画の策定

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部を設置するとともに、被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

[実施担当 企画課、危機管理課]

1. 復興本部の設置

町は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び事務分掌については、設置の際に定める。

2. 復興本部の組織・運営

町復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

3. 復興計画策定における手順

町は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- ① 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地域の住民等への意見募集
- ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

4. 復興計画の策定

4-1 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた

ものとする。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

(2) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

(3) 阪神・淡路大震災の教訓の活用

震災対策国際総合検証事業の検証結果や復興の過程等から得られた教訓の反映に配慮する。

4-2 構成例

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画等

4-3 想定される事業分野

- ① 生活
- ② 住宅
- ③ 保健・医療
- ④ 福祉
- ⑤ 教育・文化
- ⑥ 産業・雇用
- ⑦ 環境
- ⑧ 都市基盤等

5. 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要かつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

5-1 生活復興計画の策定

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に

応じて策定する。

5-2 住宅復興計画の策定

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

5-3 都市基盤復興計画の策定

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフラインを早急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

5-4 産業・雇用復興計画の策定

震災により著しい被害を受けた産業・雇用について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

5-5 その他緊急復興計画の策定

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

第2章 被災者等の生活再建等の支援

災害により被害を受けた被災者を支援し、早期の生活再建を図るために、被災者支援システムを活用した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な支援を行う。

また、町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

さらに、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

町は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備や制度の周知等に努める。

[実施担当 税務課、地域福祉課、危機管理課]

1. 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(被災者台帳に記載する事項)

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・避難行動要支援者であるときは、その旨及び避難行動要支援者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・罹災証明書の交付の状況
- ・その他被災者の援護の実施に関し、町長が必要と認める事項

2. 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実現するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明の交付の体制を確立し、遅延なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に災害対策基本法第90条の2に基づき罹災証明書を交付することとする。

3. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び稲美町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

4. 災害見舞金等の支給

町は、稲美町災害見舞金の支給に関する規則に基づき、町内で発生した自然災害その他の災害の被災者に対し、災害見舞金、災害弔慰金及び学用品代を支給する。

5. 災害援護金等の支給（兵庫県）

知事は、災害援護資金の支給に関する規定に基づき、災害援護資金等の支給を行う。この場合において町長は被災者への支給について協力する。

6. 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等で自立した生活を再建することが困難な者に対して、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給する。

7. 税の減免等

災害対策基本法第85条の規定により、被災者はそれぞれの法律又は条例の規定に基づき、町民税、所得税の公的徴収金の減免措置を受けることができる。

第3章 義援金品の募集・配分及び生活相談

一般の協力を基盤とした義援金品の募集及び配分を行い、生活相談窓口を開設して被災者に対する援護を実施し、被災者の復興への意欲を促すための計画とする。

[実施担当 地域福祉課、危機管理課]

1. 義援金の募集・配分

(1) 募集の方法

被害の程度により、日本赤十字社兵庫県支部、県及び町の協議により実施するものとし、状況により関係機関（報道機関、共同募金会、稲美町社会福祉協議会）に協力を依頼する。

(2) 配分の方法

- ① 配分の対象者を罹災者名簿により、被害状況別、地域別に把握する。
- ② 義援金の配分に当たっては、原則として被害状況別に一律方式により配分する。
- ③ 義援金品の配分に当たっては、配布基準、配布者名簿等を作成し配分する。

(3) 作業班の編成

義援物品の受付・仕分・搬送・保管等の処理を迅速に行うために作業班を編成する。

2. 被災者の生活相談所の開設

町は、発災後速やかに被災者からの問い合わせに対応するための相談窓口を設置し、住民からの要望事項の相談に応じる。

(1) 実施者

町（被害が大きい場合は県と共催）

(2) 相談内容

生活、資金、健康、就職、身上等の災害関連相談

(3) 関係機関との連携

県、稲美町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、日本赤十字社兵庫県支部、その他関係機関と十分連携をとり相談に応じる。

(4) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への連絡

町は、収集した情報や住民からの相談を記録、整理分類の上、必要により関係機関に報告し、対応を図る。

第4章 災害復旧事業の実施

[実施担当 全部署]

1. 公共施設等の復旧

被災した公共施設の復旧は、各施設の原形復旧に合わせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設及び改良を行う。

又、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分検討の上、次の事項について計画を策定し、実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 道路、橋梁災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ① 都市下水道施設災害復旧事業
 - ② 公園施設災害復旧事業
 - ③ 市街地埋没災害復旧事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 上下水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 学校教育施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) 中小企業の振興に関する事業
- (10) その他の災害復旧事業

第5章 激甚災害の指定

町に大規模な被害が生じた場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による援助・助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する必要がある。このため、「激甚法」指定の促進及び手続について定める。

[実施担当 全部署]

1. 激甚災害の指定

1-1 激甚災害の指定手続

(1) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 特別財政援助額の交付手続

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成し、県各部に提出する。

1-2 激甚災害に係る財政援助措置（抜粋）

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症予防事業
- ⑪ 堆積土砂排除事業
- ⑫ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

(3) 中小企業に関する特別の補助

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

- ② 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ③ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ④ 水防資機材費の補助の特例
- ⑤ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑥ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5部 南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1章 総則

1. 推進計画の目的

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、第3条第1項の規定に基づき、兵庫県の一部の地域も、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された。

南海トラフ地震は、わが国で発生する最大級の地震であり、今世紀前半にも発生が懸念されている。その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波災害が甚大なこと、③時間差をおいて二つの巨大地震が発生する可能性があること等があげられる。このため、これらの特徴を踏まえ、稲美町は国、県、指定公共機関、防災関連機関、住民等の様々な主体との連携を図り、計画的かつ速やかに防災対策を推進する必要がある。

2. 南海トラフ地震の具体的な計画推進

2-1 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月、中央防災会議）

中央防災会議は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針や基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針などを定めた「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を策定している。

2-2 南海トラフ地震防災対策推進計画（令和3年9月、兵庫県防災会議）

兵庫県防災会議は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定している。同推進計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市町、その他の防災関連機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災・減災対策の推進により、人的被害、物的被害、県民生活の支障の軽減に関する減災目標を明示している。

2-3 その他留意事項

(1) 広域防災体制の確立

南海トラフ地震が発生すると、非常に広域で同時に甚大な災害が発生するおそれが強いので、国・地方公共団体等が連携して近隣府県だけでなく、推進地域以外の地域も含めたより広域的な防災体制を確立するとともに、地域においては災害発生直後に受援が困難であることを想定して、「自助」、「共助」による地域防災力を向上させることが不可欠である。

(2) 計画的かつ早急な予防対策の推進

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した長期評価によると、今後10年以

内の発生確率は20%程度、今後30年以内の発生確率は70%程度に達すると想定されている。

(3) 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

(4) 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達については、第3部「災害応急対策計画」第2章「地震災害活動計画」に準じて実施する。

2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。

3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、必要に応じて災害警戒本部を設置することとする。

② 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震

の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりにすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

③ 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために必要な措置について、地域住民の避難誘導に係る体制を構築する。

④ 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

町は、第3部第12章に定める応急給水対策に定める必要な飲料水の供給を確保するものとする。その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても第3部「災害応急対策計画」第22章「ライフラインの応急対策」に定めのある確保に努める。

⑤ 交通対策

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。その他交通対策については、第3部第21章「交通輸送対策」に定めのある確保に努める。

⑥ 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策

県、市町は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。

3. 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性

南海トラフ地震は、関東から九州にかけて広域的な被害の発生が予想され、特に太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定されている。

また、南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることから、後発の地震に対する対策を検討しておく必要がある。

3-1 想定される震度

中央防災会議では、南海トラフ地震が発生した場合、地震の規模はマグニチュード9.1としている。国の検討結果を踏まえた、県独自の被害想定では、兵庫県下でも、淡路地域で最大震度7、神戸市、阪神、播磨地域の広範囲にわたり最大震度6強の非常に強い揺れに襲われ、揺れは3分程度続くとされている。

3-2 想定される被害

ゆっくりと繰り返す長周期の揺れにより、建物被害は県内 34 市町に及び、特に淡路地域を中心に多くの建物が倒壊する。また、津波が最も早い淡路地域で約 40 分後に約 3m～8mの最高水位で到達し、播磨地域でも約 110 分後には最高水位 2～3mの津波が到達するとされており、沿岸市町で市街地が浸水するおそれがあるとされている。

(1) 建物被害

大きな横揺れにより耐震基準を満たしていない家屋を中心に多数の家屋が倒壊する。急傾斜地や林地などでは土砂災害が発生するほか、沿岸部では液状化で建物が大きく傾くなどの被害が生じる。また、火気器具からの出火により火災が発生し、住宅密集地では大規模火災が発生することが考えられる。

さらに、揺れによる被害を免れた家屋も津波による被害により、多くが全壊、半壊の被害を受けると想定されている。

(2) 人的被害

強い揺れで倒壊した建物や屋内で落下・転倒してきた家具等の下敷きになり、死傷者が多く発生する。建物等の下敷きになり自力脱出が困難で、火災に巻き込まれる人も考えられる。

地震発生後、最も早い淡路地域で約 40 分後に津波が到達するのを皮切りに、沿岸市町に津波が押し寄せ、逃げ遅れによる死傷者が多く発生するおそれがある。

(3) ライフライン被害

1) 上水道

揺れによる管路破損などにより、発災当日の断水人口が多く見込まれ、備蓄や応急給水での対応が必要となる。断水期間が長期に及ぶことも予想されるため、その場合には、仮設配管での給水等により生活用水を確保する必要がある。

2) 下水道

沿岸市町の処理場が津波による浸水被害で運転ができなくなるほか、管路被害により、下水処理に支障が生じてくる。

3) 電力

電線や変電設備等の被害のほか、関西全域が被害を受けることにより需要のバランスが不安定となるため、県内全域で停電が発生する可能性がある。

4) 都市ガス

建物の全半壊や、二次災害防止のためのガス供給の停止措置により、ガスの供給が停止されることが予想される。

5) 通信

固定電話は停電や屋外設備の被害などにより、発災当日には多くの回線が不通になることが見込まれる。携帯電話は停電や通話規制などにより、つながりにくくなる。

(4) 交通施設被害

県内の道路で路面の亀裂や陥没、浸水などの被害が生じるほか、沿道建築物の倒壊などによる道路閉塞が多数発生することが想定されることから、緊急物資の輸送や復旧作業のための車両の通行が早期に必要とされる。そのため、補完ルートの設定も含め、緊急輸送道路のネットワークの強化や沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(5) 災害廃棄物

揺れによる建物や家財の倒壊、火災による焼失等で、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そのため、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるとともに、分別の実施により再生利用を図り、迅速かつ円滑に破棄物を処理する必要がある。

第2章 災害予防対策

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1-1 災害情報伝達システムの整備

防災行政無線を整備し、災害時の情報伝達手段の安定的確保を図る。

1-2 災害拠点施設の整備

災害時の拠点となる施設や多数の人の利用に供する学校、社会教育施設、社会福祉施設について、改修工事等を計画的かつ効果的に実施する。

1-3 防災資機材備蓄施設の整備

県の被害想定に基づく最大避難者数に対処するために、防災資機材や物資の備蓄を行うための施設の整備をすすめる。

1-4 ため池整備の推進

ため池の決壊による災害を防止するために、定期点検や耐震診断を実施し、緊急性の高いものについて、計画的に整備をすすめる。

1-5 緊急輸送道路等の整備

被災直後の救助・啓開活動、迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路の整備をすすめる。

2. 東日本大震災を踏まえた対策の実施

2-1 最大クラスの津波を想定した被害想定に対する対策

兵庫県では、東日本大震災を踏まえて、国が行う南海トラフの巨大地震による推計結果を基本に、県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを実施し、公表を行った。

この結果に基づき、当町に及ぼす影響を勘案し、さまざまな災害対策に努める。

3. 地震防災上必要な教育及び広報

町は、防災関係機関、自治会、自主防災組織及び事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

3-1 住民等に対する教育及び広報

町は、防災関係機関、自治会・自主防災組織等と協力して、住民等に対して地震防災上必要な教育を実施するものとする。

防災教育及び広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その教育方法等として、総合防災マップ、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ① 南海トラフ地震により発生が予想される地震動に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地域に関する知識
- ⑦ 各地域における避難所及び避難路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 平常時に住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3-2 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うこととする。防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

3-3 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ることとする。

4. 防災訓練に関する計画

- ① 町は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震をはじめとする大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- ② 防災訓練は、年1回以上実施するものとする。
- ③ 防災訓練は、地震発生時における災害応急対策を中心とする。
- ④ 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- ⑤ 町は、県、防災関係機関、自主防災組織、消防団等と連携して、実践的な訓練を行う。

第3章 災害応急対策

1. 災害対策本部の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定される規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2. 災害対策本部の組織及び運営

- ① 災害対策本部長は町長とする。なお、町長に事故があるとき、又は町長が欠けたときは、副町長がその職務を代理する。
- ② 副本部長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- ③ 本部員は教育長、稲美町部設置条例第1条に定める部の長の職にある者をもって充てる。

3. 災害対策要員の参集

- ① 町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、勤務時間外における災害においては、直ちに初動体制の配備を指示し、職員の参集を図る。
- ② 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備える。

4. 地震発生時の応急対策

4-1 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生するほか、数時間から数年の時間差で発生している。よって、後発の地震に対する対策を次のとおり実施する。

- ① 後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等については、数日間に限っての避難の実施を検討する。
- ② 余震等による二次災害を防止するため、建築物及び宅地の応急危険度判定を早急に実施し、最初の地震で脆弱になっている建築物等については住民への周知を徹底する。また、応急危険度判定の結果、危険と判断された建築物やがけ地には立ち入らないよう呼びかける。

5. 資機材、人員等の配備手配

5-1 物資等の調達手配

- ① 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保を図る。
- ② 町は、県に対して住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請する。

6. 応援要請

町は、災害応急対策を実施するうえで必要な場合、県及び関係機関に対して応援を要請する。

7. 避難住民の受入れ

「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」において、当町は、津波による浸水被害を受けないとされていることから、住民の安全を確認するとともに、受入施設の被害状況を把握し、近隣沿岸市町の避難者の受入れ体制を整える。

第6部 広域一時滞在 対策計画

第1章 総則

1. 対策計画の概要

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年6月に施行された改正災害対策基本法において、市町村・府県域を越える広域一時滞在（広域避難）に関する根拠規定（第86条の8から第86条の13）が創設された。

広域一時滞在は、原子力災害のみならず、南海トラフ巨大地震の対策としても重要な課題であり、特に原子力災害に関しては関西広域連合を中心とした広域避難・受入態勢の整備が進められているところである。

本計画は、これを踏まえ、広域一時滞在に関し必要な事項を定め、もって円滑な広域一時滞在の実施を図るものである。

第2章 事前対策

1. 避難所の決定

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

2. 県及び関係機関との連携

町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他の関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3章 実施対策

1. 災害対策本部の設置

国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（町外における応援活動を含む）を行うために特に必要があると認められるときは、災害対策本部を設置し、対応を行うことができる。

2. 広域一時滞在受入れの実施

町長は、県内他市町又は県から他の都道府県の被災した住民の受入れについて協議を受けた場合は、当該被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、受入避難所を決定し、受入れする。

3. 情報提供と支援

広域一時滞在中を受入れた場合は、町は、被災市町村と連携し、受入れた住民の状況の把握と、住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

4. 原子力災害に係る広域避難ガイドライン

関西広域連合広域防災局では、平成26年3月に「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」を策定している。

このガイドラインは、全国的にも稀な原子力施設集中地域である福井県の嶺南地域において立地する15基の原子力施設において、万一原子力災害が発生した場合における広域一時滞在中について定めたものであり、本町では次表のとおり広域一時滞在中の受入れが規定されている。

本計画は、兵庫県及び他市町村との連携が前提となるため、今後の修正に当たっても同ガイドライン等関連計画との整合性を図ることが必要である。

第6部 広域一時滞在対策計画
 第3章 実施対策

【原子力災害に係る広域避難ガイドラインに規定されている避難元・避難先マッチング】

避難元			
市町名	地区名	世帯数	人口
京都府伊根町	津母	23	60
	野室	12	31
	日出	59	134
	西平田	43	107
	東平田	55	155
	大浦	12	29
	立石	63	168
計		267	684